

論考

特集 ヘイト・スピーチ、排外主義の台頭と在日コリアン

序 負の自画像としてのレイシズム	伊地知紀子	1
排外主義勢力といかに対峙すべきか——極右への対応をめぐるレビュー——	樋口直人	6
ヘイト・スピーチ問題の現在——被害実態から考える——	中村一成	16
ヘイト・スピーチの害悪	金尚均	28

寄稿

人文学的想像力で捉える統一	金成珉	41
---------------------	-----	----

研究ノート

韓国の兵役法における社会的公平性の問題と在外韓国人男性	洪ジョンウン	51
在日済州人企業家の現況と経営の実態	李昌益・高廣明・金寶香	65

キルチャビ（道標）

日韓会談関連外交文書公開運動の成果と課題	吉澤文寿	78
慰安婦問題をめぐって迷走する日韓関係	朴一	83
日本における朝鮮科学史研究の現状と展望	任正嬾	90
わが祖母の追憶	姜健栄	95

書評

朴一著『越境する在日コリアン——日韓の狭間で生きる人々』	総谷智雄	97
河上幸子著『在米コリアンのサンフランシスコ日本街——境界領域の人類学』	高正子	99

学会報告

2014 年度活動報告		102
投稿規定、執筆規定		105
編集後記		109

序 負の自画像としてのレイシズム

伊地知紀子（大阪市立大学）

1. はじめに

この特集は、2014年6月8日開催の国際高麗学会日本支部2014年度全国大会でのシンポジウム「ヘイト・スピーチ、排外主義の台頭と在日コリアン」で登壇いただいた報告者・コメンテーターのうち、3名の方々から当日の報告・コメントをもとに改めて原稿を執筆いただき構成した。

本シンポジウムのテーマであるヘイト・スピーチは2000年代に急速に拡がり、2013年にメディアで頻繁にとりあげられ社会問題化した。罵詈雑言をまき散らすヘイト・デモに対し、カウンター・デモが立ち上がり多くの市民が参集する姿に、日本社会の良識をまだ見いだせるという文章をブログなどで見ることもある。カウンターはデモだけではなく様々な形がありうる。ヘイト・スピーチをテーマとした市民団体での講演会や学会でのシンポジウムもまた排外主義に向き合う場として重要であるし、こうした場が数多くもたれる必要性が今の日本社会にはある。本学会日本支部大会のシンポジウムもまた、こうした流れに位置するものである。さらに、本学会日本支部は在特会が標的とする在日コリアンが多数所属するところでもある。それゆえ、本大会のテーマをこのように設定した。

2. シンポジウム

今回のシンポジウムでは、すでに本テーマに関わる講演を各地でしておられ、2014年に入って間もなく相次いで関連する書籍を出版された方々が一堂に会する貴重な機会となった。シンポジウムの主旨として報告者には次のようにお願いした。まず一つ目に、2000年代以降の排外主義の台頭をどうみるのかということについて、これは近年日本社会に起きた「問題」（例えば、「在日特権を許さない市民の会」＝以下、在特会をつぶせば解決するというような問題）ではなく、戦後日本が産んだこの社会の「末路」という観点を踏まえての議論展開である。もちろん、こうした動きをネオリベリズムの潮流のなかで捉えるという世界水準での議論も可能であるが、この排外主義が、日本社会の文脈における特有性によることも無視できない。それゆえ次に、この状況についてより綿密に分析的に議論し、排外主義の蔓延を終息させるための方途を各報告から検討することをとおして、どのような社会を展望するのかという点だ。

シンポジウム当日は、金尚均さん（龍谷大学法科大学院）「京都朝鮮学校襲撃事件と裁判の意味」、樋口直人さん（徳島大学総合科学部）「日本政治と排外主義運動：剥奪による説明を越えて」、師岡康子さん（弁護士）「国際人権基準におけるヘイト・スピーチ規制と日本」、以上3名の方々から報告いただいた。これを受けてのコメントは、文

京洙さん（立命館大学国際関係学部）と中村一成さん（ジャーナリスト）をお願いした。当日は120名ほどが参加し大会開催以来最高の数となり、本テーマへの関心の高さが示され、報告・コメントそして会場からの発言も熱を帯びたものとなった。シンポジウム全体の流れとしては、法規制を具体化する方向性へと収斂していった。

3. シンポジウムをめぐる状況

日本において「ヘイト・スピーチ」という言葉が広く知られるようになったのは、2013年である。2009年12月4日から翌年にかけて3度にわたって京都朝鮮第一初級学校を襲撃した在特会に対して、学校を運営する京都朝鮮学園が民事訴訟を起し、地裁判決が出たのがこの年10月7日であった。在特会の行動を「人種差別」と明確に規定した判決は大きく報道され、日本社会においてヘイト・スピーチという差別行為の問題性がようやく世間に認知されることとなった。裁判については在特会側が控訴し、本シンポジウムは2014年の高裁判決を待つ時期での開催であった。同年7月8日高裁判決でも京都朝鮮学園側が勝訴し、在特会は上告。この間、在特会は相も変わらず鶴橋や新大久保をはじめとして各地でヘイト・スピーチを繰り返したが、その声を封じるためのカウンター行動に参集する市民の数も増えていった。こうした状況のなかで、在特会と会長・桜井誠およびまとめサイト「保守速報」を相手取って損害賠償を求めた裁判を大阪地裁に提訴したのが、フリーライターの李信恵さんである。同年8月18日に提訴した裁判についての会見で、李信恵さんは被告らによって自身が受けた民族差別・女性差別についての損害賠償請求裁判ではあるが、ヘイト・スピーチに日々さらされ黙らされているごく普通の人びとを考えながら立ち上がる決断をしたと述べた¹⁾。「反ヘイトスピーチ裁判」と名を打った本件の口頭弁論が進み始めるなか、12月9日最高裁は在特会の上告を棄却、大阪高裁判決が確定した。

本シンポジウムに登壇いただいた師岡康子さんによると、「ヘイト・スピーチ」という用語は、「ヘイト・クライムという用語とともに一九八〇年代のアメリカで作られ、一般化した意外に新しい用語である」。これらは、当時のアメリカで「アフリカ系の人々や性的マイノリティに対する差別主義的動機による殺人事件が頻発したこと」、また「大学内で非白人や女性に対する差別事件が頻発したこと」への対応のなかで用いられるようになった〔師岡 2013: i〕²⁾。ヘイト・スピーチやヘイト・クライムなどの特定のマイノリティへの排外主義運動は、その背後に主義主張としての「レイシズム」が存在するがゆえに、アメリカにとどまらずヨーロッパ各地でも1980年代以降に台頭してきた。また、排外主義運動は在特会のような市民レベルから生み出されるだけではない。国家やマスコミが滋養する「上からのレイシズム」にも目を向ける必要がある〔森 2014〕。

日本の場合、1990年代以降に姿を現した歴史修正主義の波のなかで、2002年日朝首脳会談によって拉致問題が明らかになるや北朝鮮バッシングが激化し、2010年日本政府は朝鮮高級学校のみを「高校無償化」法の対象から外し、続いて大阪市・大阪府を筆頭に各自治体が歴史的経緯を有する朝鮮学校への補助金交付を停止するという排外的対応に出た。2000年代の日本は韓流ブームの広がりとともに韓国への好意的関心が幅広い世代へ生まれた時期でもある。しかし残念ながら、これらの動きは個人の消費欲望を満たすに留まりがちであり、こうした人びとの朝鮮半島への関心は断片化されたままとなりやすい。人びとの関心に生まれた間隙を埋めるように、国家とメディアによる「上からのレイシズム」形成は在特会のように行動するレイシストに存在意義を与えるだけではなく、「サイレント・マジョリティ」を生み出し、朝日新聞の慰安婦報道にかかる韓国バッシングのようにひとたび朝鮮半島を標的とする話題が出るや、ネット上での排外的行動を誘発しその矛先が在日朝鮮人へと向けられる。

日本は、1995年人種差別撤廃条約に加盟しな

がらもヘイト・クライム及びヘイト・スピーチを規制する条文については留保している。近年ヘイト・スピーチ問題が拡大するなか、2014年8月29日国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対し法律による規制を勧告した³⁾。さらに、同年9月19日東京都国立市議会において「ヘイトスピーチを含む人種のおよび社会的マイノリティへの差別を禁止する新たな法整備を求める意見書」を賛成多数で採択し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛に送付したことを嚆矢とし、12月末までに5都府県議会、4政令市議会、1特別区議会、14市町議会の合計24自治体の議会で同様の意見書が可決された。文面は、オリンピックが開催されることに言及したさいたま市、人権差別撤廃条約における4条(a)(b)の留保撤廃を求めた堺市と方向性に相違が見られるものの要求ポイントは同じである。

国連から勧告を受け、自治体レベルでの法整備への要求の動きが生まれるなか、国家がいかなる対応に出るのが注視される。ただ、何らかの措置がとられヘイト・クライムへの規制が成立したとしても、それをもって90年代以降表面化してきた日本におけるレイシズムが消滅するとはいえない。在特会が頻繁に攻撃対象とするのは朝鮮人である。このことが、日本の植民地支配と敗戦後における戦後処理の不備、戦争責任の問題と連なっていることは論を俟たない。100年を越えて形成されてきた日本のレイシズムは時代ごとに姿形(あるいは方向)を変えながら、制度や権利、言論や意識の形成において「見えない他者」を生み出してきた。日本社会に生きる私たち個々人が、この問題に向き合うとき、どこに位置しいかなるふるまいをとってきたのかを俯瞰的に捉える視点抜きにはいかなる規制も既存の社会構造や思考方式を組み替える一歩にもなりえない。本シンポジウムで交わされた議論は、こうした日本社会における状況、日本を含めた世界の流れのなかのなかで、参加者個々人が自らの位置を見すえ次なる一歩をどのように踏み出すのかという問いを生むものとなったといえるだろう。

4. 特集の構成

日本社会は今、ヘイト・スピーチの規制という実践的課題への取り組みが求められている。本特集では、戦後民主憲法が制定される以前に生み出され、今なお絶えることない日本におけるレイシズムの文脈を踏まえ、昨今具体的にいかなる被害を生み、これに対してどのような対応の可能性が見だし得るのかを3人の論者が議論する。憲法21条が定める「表現の自由」と規制との兼ね合いについて議論を求める向きもあるが、本特集は「自由」か「規制」かを検討するものではなく、戦後日本社会において「表現の自由」は誰にとつてのどのようなものとして保障されてきたのかを論じることに繋がる課題提示の場なのである。

最初に、樋口論文では2014年に公刊した自著『日本型排外主義』(名古屋大学出版会)での知見を踏まえ、排外主義運動を発生させる構造的—政治的文脈を明らかにし、そのうえで排外主義の抑制策およびその効果を論じるものである。日本における排外主義運動と制度政治との関連性を検討するにあたって、西欧の極右研究を踏まえたうえで、日本で取り得る極右対策を模索する。歴史の浅い極右政党が既成政党にとってのキャスティング・ボートになるか否かによって、既成政党がより排他的な政策をとるかどうかに影響する。日本の政治がどのような排外的政策をとってきたのかを世界各地での排外主義の動向と合わせて検証することは、本テーマをガラパゴス的議論に収束させないためにも必要な視点といえる。

次の中村論文は、在特会の襲撃を受けた京都朝鮮第一初級学校の教員、保護者、裁判を担当した弁護士らに丹念にインタビューし、ヘイト・スピーチが人びとにいかなる害悪を与えたのかを描いた自著『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件—〈ヘイトクライムに抗して〉』(岩波書店、2014年)から、被害の継続性と歴史性に論及している。先に触れたように、2014年に入り本書が主題とした事件判決や各自自治体でのヘイト・スピーチ規制への意

見書といった動きとともに、自民党・公明党内でこの問題へのプロジェクト・チームが設立されている。しかし、事件後いまだ被害者が抱える「恐怖」、「トラウマ」、「喪失感」と、これらが日本における朝鮮人へのレイシズムによって生じていることを踏まえていなければ、いずれの動きも「人間として不実だ」と論ずる。つまり、朝鮮人被害者を日本の司法が裁く際に「法の前で人はみな平等」原則は徹底されるのかという疑念、中村論文でいうところの「法の前、制度の前での非対称性」を被害者が抱くだけの歴史的経緯を有する存在であることへの想像力が問われているのだ。こうした前提のうえで、中村論文は、京都朝鮮第一初級学校襲撃事件に対する判決が、提訴への被害者たちの決断と支援者の尽力を活かす「力」となったことをして、今が「法の前での平等」な規制の整備に向けての一連の動きを着地させる「最後の機会」であると提言する。

最後の金尚均論文では、中村論文の提言を实践するうえでの法学的検討を展開し、ヘイト・スピーチ規制の根拠を「表現の自由」と対置させるのではなく、社会的平等に置くべきであると論じる。ヘイト・スピーチを「不快表現」という個人的感情の問題として論じる向きがあるが、こうした捉え方は中村論文が述べるところの被害の「非対称性」を考慮しない、マジョリティ・ベースの認識に過ぎない。ヘイト・スピーチの蔓延は単に表現にとどまらず、当該社会において対象とされた集団への蔑視感を蓄積し、将来的に重大な犯罪へと結びつく可能性を有することは、関東大震災での朝鮮人虐殺、ナチスドイツのユダヤ人虐殺が例証している。金尚均論文の議論は、著者編による『ヘイト・スピーチの法的研究』（法律文化社、2014）においても詳細に検討されているが、本論文ではそのエッセンスが縦横に展開されている。

5. おわりに

昨今のヘイト・スピーチが、行く先に社会的排

除と暴力犯罪の可能性を有していることを、文学者であり役者である崔真碩さんは「ウシロカラササレル」という身体の緊張で表現した（崔2014）。崔真碩さん自身、2014年ヘイト・スピーチに晒された。勤務する広島大学での講義で日本軍慰安婦問題を題材としてドキュメンタリー映画『終わらない戦争』（金東元監督、2008）を授業で上映したことに対して、「偏った内容である」と主張した学生の意見を産経新聞が無批判に取り上げ、ネット上で韓国籍の崔真碩さんへ誹謗中傷が繰り返され、大学へ抗議電話が殺到し、在特会は講義開講阻止の脅迫電話までしてきた。崔真碩さんが、この身体の緊張を強く感じるようになったのは、2002年日朝首脳会談以降だという。確かに以前にも差別は存在していたが、この時期以降の空気の変化を感じ取っての緊張である。

解放後、日本社会には在日朝鮮人に対する多種多様な差別と排除の壁が築かれてきた。そのなかで、在日朝鮮人自身によって差別撤廃運動は早くから展開され、1970年代には市民運動がその流れに加わることで次第に制度的差別が取り除かれてきたことは確かだ。もちろん時代の変化や社会状況による影響もあるが、それらは運動によって勝ち取るものではなく、植民地支配の責任として解放後に整備されなければならなかった案件ばかりであった。

現在繰り返されているヘイト・スピーチをはじめとするレイシズムは、戦後日本が放置し続けてきた負の自画像を照射するものともいえる。これは日本だけではなく、世界各地で巻き起こる排外主義運動がかつての植民地宗主国、あるいは非情なマイノリティ弾圧をした列強国家で台頭してきたことから明らかのように、抑圧し弾圧した側がその責を問われていることを示す。本特集は、こうした世界の流れのなかで、日本においてこの負の自画像から何を見だし、いかにして次なる像を結べるのかを模索するものである。その手がかりのひとつは、戦後この社会を生きてきた人びとの間で諸処に築かれてきたのではないだろうか。

注

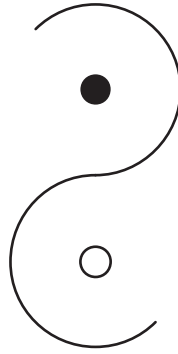
- 1) 記者会見の内容については、「ハフィントンポスト」のHP (<http://www.huffingtonpost.jp/2014/09/05>) を参照。
- 2) 日本におけるヘイト・スピーチ問題を考えるにあたって、アメリカにおける黒人差別と公民権運動の歴史を参照することを提案するものとして、高賛侑（2014）「ハリウッド映画が描き出す人種差別問題」（『人権と部落問題』部落問題研究所、pp.31-37）がある。
- 3) この勧告を含む「最終見解」は、日本が1995年から加入する人種差別撤廃条約に基づく対日審査の総括に当たり、2001年、2010年に続き3回目となる。

参考文献

- 師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店。
- 崔真碩（2014）『朝鮮人はあなたに呼びかけている——ヘイトスピーチを越えて』彩流社。
- 樋口直人（2014）『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- 金尚均編（2014）『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社。
- 高賛侑（2014）ハリウッド映画が描き出す人種差別問題」『人権と部落問題』部落問題研究所、pp.31-37。
- 森千香子（2014）「ヘイト・スピーチとレイシズムの関係性——なぜ、今それを問わねばならないのか」
- 金尚均編（2014）『ヘイト・スピーチの法的研究』法律文化社、pp.3-17。
- 中村一成（2014）『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件——ヘイトクライムに抗して』岩波書店。

特集

排外主義勢力と いかに対峙すべきか ——極右への対応を めぐるレビュー——



樋口直人（徳島大学）

1. 排外主義と政治 ——いかなる観点から論じるべきか

在日特権を許さない市民の会（在特会）などの排外主義運動¹⁾に対して、何を議論すべきなのか。筆者は2011年から排外主義運動の活動家に聞き取りを行い、日本の排外主義運動を分析した本を上梓した〔樋口 2014〕。在特会に関しては、安田浩一〔2012〕の手による詳細なルポが刊行されている。筆者は本の序章で、在特会が「しんどそうな人々」の「承認欲求」に支えられているという安田の議論を、因果関係の解釈も含めて批判した。すなわち、低学歴で非正規雇用にあるような不安定な者が、排外主義運動の担い手であるという見方は間違っている。社会心理学的な不安・不満に還元する見方では、問題の諸相を明らかにできないのではないかと。

こうした趣旨に変わりはないし、重要な論点ではあるが、筆者自身はこの点が過度に強調される点に戸惑いを覚えざるを得なかった。聞き取りの結果をみると、活動家たちが運動に関わるようになる過程は「意外に普通」であり、社会運動研究からすると合理的な理解が可能なものだった。それゆえ、活動家個人よりも運動を発生させる構造的——端的には政治的——文脈の方が特徴的で重要である、というのが最大の知見だと考えていたからである。

この点は、排外主義の抑制という実践的な研究の方向性にも関わる。（問題を抱えた）個人に焦点

を当てるのであれば、その個人の「病理」を取り除くが必要になるだろう。政治に着目するのであれば、排外主義運動を生起させる政治的要素を取り上げ、それとの関係で排外主義の抑制を論じることとなる。本稿は、後者の立場から問題にアプローチする。すなわち、排外主義的な極右政党²⁾が台頭した時、どのような影響が生じるのか、いかなる対策がありえるのか、それはどの程度の効果を持つのか。これが本稿のリサーチ・クエスションとなる³⁾。

こうした問いを立てるのは、2000年代後半以降に「たちあがれ日本」「日本維新の会」「次世代の党」など、西欧的な極右と分類される政党が次々に登場したからである。排外主義運動について考えるとき、もはや運動だけみるのでは不十分で、運動と政治の連続性を意識しつつ制度政治の側に焦点を当てる段階に入っているのではないかと。つまり、表1でみる政党—社会運動組織—サブカルチャーの基盤が一定の連関を示す多層的な存在として、極右勢力を位置づける必要があるのではないかと。

こうした問題意識のもとで、本稿では西欧の極右研究に着目し、西欧の研究の紹介をもとに日本で取り得る極右対策を模索する。これまでの極右研究で主要な問いとなってきたのは、極右が台頭する／しない要因であった。これは政治制度や政党間競合、有権者の属性や意識によって主に説明され、洗練された分析方法と膨大なデータによる実証が蓄積されてきた〔樋口 2014〕。こうした

表 1 日本の極右政党と極右運動

イデオロギー		政党	社会運動組織		サブカルチャー的基盤
ナショナリズム	外国人排斥	自民党 維新の党 次世代の党	日本会議	在特会	インターネット
	対外強硬派			救国会	青年会議所
	歴史修正主義			新しい歴史教科書をつくる会 英霊にこたえる会	宗教団体
	伝統主義			街宣右翼	

出典：Minkenberg [2002: 247] を参考にして作成。

Why という問いにもとづく研究は、極右台頭の背景をかなりの程度解明してきたが、それへの対応に関して直接的な示唆を与えてくれるわけではない。

そうした目的のために必要なのは How にもとづく研究であり、「どのような対応がなされてきたのか」「既成政党による対応はどのような効果を持つのか」といった問いが必要となる。こうした研究は、「極右に対して何をなすべきか」という実践的な問いに答える基礎となるからである [Downs 2002: 34]。こうした関心にもとづく研究蓄積は、ある程度の確定的な見通しを得るには不十分な程度の厚みしかない。それでも、日本での実践的な関心に対して一定の示唆を引き出すことはできるのではないか。以下は、そうした問題意識にもとづき未熟な研究領域をレビューする試みであることを、あらかじめお断りしておく。

2. 極右への対応をめぐる類型

(1) 議論の限定

本稿は、一次データに基づく研究ではなく、主として西欧における極右政党の研究からリサーチ・クエスチョンに対する見通しを示す。日本で問題になっているのは、排外主義運動によるヘイトスピーチであるが、西欧でも運動そのものに関する研究は極端に少ない。さらに排外主義運動の抑制に関する研究蓄積はほとんどなく、知見としても以下のようなことしかいえない。

第1に、強力な反レイシズム運動があるところ

では、極右の行動は監視され、場合によっては訴追され敗訴して極右団体が財政的に破綻することもある [Michael 2003]。第2に、極右に対するステイグマが強い状況では、活動家になることが失職を意味することもあり、運動参加のコストがきわめて高くなる [Linden and Klandermans 2006a, 2006b]。これは、運動の規模を抑制する上で一定の効果を持つ。第3に、反レイシズムの対抗動員は極右の直接行動を抑制する効果がある [Willems 1995]。これは、社会がレイシストを容認しないことを示して運動参加のコストを引き上げると同時に、対抗動員が極右運動のイベントを直接妨害することにもよるだろう⁴⁾。

極右運動に関するこうした知見は、社会的な反レイシズムの活動が一定の効果を持つことを示すが、常識で理解できる範囲を超えるものではない。それに対して、既成政党と極右政党の関係については、(極右研究ではマイナーなテーマとはいえ)一定の経験的研究がある。極右政党に対する既成政党の反応は、極右政党の帰趨にどのような影響を及ぼすのか。こうした問いにもとづく研究蓄積は、本稿のリサーチ・クエスチョンに有益な手がかりを提供してくれるため、以下ではその知見を紹介していく。

(2) 無視・孤立化・法的規制・政策の取り込み・協力 ——極右への対応をめぐる類型

欧州各国の既成政党は、極右政党への対応に苦慮してきた。極右政党は、イデオロギーを問わず民主主義にとっての敵として、忌避される存在である。一方で、極右政党といえども選挙で一定の支持を得て議席を持つ以上、潜在的な協力相手と

する誘因も発生する。保守政権が連立形成に困難を来す場合、左派政党よりも極右政党の方が政策的共通点が多く、連立により安定的な政権運営が可能になる。他方で、極右政党は選挙での競合相手であり、場合によっては極右の政策を取り込まねば票を奪われかねない。

こうした両義性ゆえに、既成政党による極右政党への対応には国や時期によりかなりの幅がある [Bale et al. 2010; Donselaar 2003]。それを示したのがダウنز [Downs 2001] の図1であり、彼は「無視」「孤立化」「法的規制」「政策の取り込み」「協力」の5つに類型化した。無視（存在しないものとする）、孤立化（いかなる協力もしない）、法的規制（人種差別的政党の禁止）は敵対的な応答であり、極右を民主主義の外部にある存在として扱うことを意味する。こうした扱いは、極右政党にどのような影響を及ぼすのか。3節の前半では、既成政党の対応→極右政党への影響という因果関係を検討する。具体的には、反極右の代表的な応答たる「協力関係からの排除」——防疫線（*cordon sanitaire*）の構築——が、極右政党の帰趨にもたらす効果について、先行研究の知見を紹介していく。

それに対して、政策の取り込み（移民規制の強化など）や協力（連立形成など）は融和的な対応となるだろう。極右に対する融和的な政策は、排外主義的な政策の実現という帰結をもたらすのか。あるいは、極右の穏健化により極端な政策がかえって実現されにくくなるのか。3節の後半では、極右政党→政治にもたらす帰結という因果関係に目を転じる。ここでは特に、極右政党が移民政策

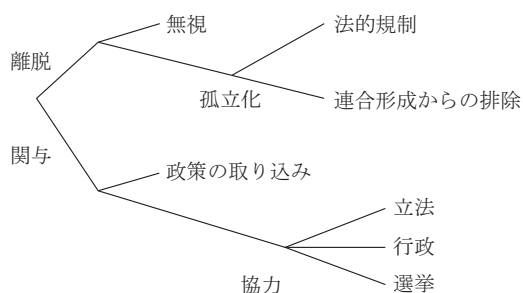


図1 村八分政党への対応をめぐる選択肢

出典：Downs [2001: 26]

に及ぼす影響を論じていく。

3. 既成政党による極右への応答の帰結

(1) 防疫線の効果

防疫線という言葉は疫学に由来しており、極右を民主主義の敵とみなし意思決定に加わらせないように一切の協力を拒むことを指す。1980年代までは、一時期のイタリアを除いて西欧全体で防疫線が引かれてきたが、90年代になると極右が連立政権入りする国も出て対応にばらつきが生じる [Mudde 2007: 288]。一般に、既成政党が防疫線を引いてきた代表がフランス、ベルギーのフランデル、ドイツであり、極右政党は一貫して敵対視されてきた。既成政党にとっては、防疫線が存在する限り極右政党に投票しても無駄だと主張し、極右への投票を抑制する狙いがある [Spanje and Van der Brug 2007: 1022]。だが、防疫線を引くことで極右は民主主義に浸透せず、その影響力を最小限にとどめることができるのか。この点については、ある種のジレンマを伴うものと理解されてきた傾向がある。

すなわち、防疫線の構築は、民主主義は極右を容認しないという立場を堅持する意味で、民主主義の表出的な価値を守るには資するところがある。だが、こうした「正義の実行」はしばしば意図せざる結果をもたらす。既成政党が極右を批判することで、かえって極右のポピュリスト的な魅力を高めてしまうことだってある（フランデル地方のフレームス・ブロックの場合など）。つまり、極右の伸張を阻止するという道具的な側面に関して、防疫線は目的を果たし得ないのではないか。2000年代初期の研究では、こうした効果に関して不明な部分が多いとされていた [e.g. Donselaar 2003; Downs 2002]。しかし、2000年代後半から実証研究が蓄積されており、現実はどうなのかを先行研究の知見から検討していきたい。

a 極右政党のイデオロギーに対する影響

既成政党による防疫線は、極右政党の過激化を帰結するという見方が、これまでしばしばとられてきた。政党の主たる目的は政策の実現であり、他党と協力する余地があれば妥協点を見出す努力をするが、排除されれば実現可能な政策を打ち出す必要がないからである。こうした見方は、仮説に適合的な事例を超えた一般法則としていえるのか。Van Spanje and Van der Brug [2007] は11の極右政党を取り上げ、(1) 排除された政党は過激化する、(2) 排除されない政党は穏健化するという仮説を立て、防疫線の効果を計量的に分析した。その結果、(1) 排除された政党のイデオロギーは変わらず過激化するわけではないが、(2) 排除されない政党は穏健化したという結果を得ている。

それに対して Akkerman and Rooduijn [forthcoming] は、異なる方法論のもとで同じ仮説を検証している。彼らは、Van Spanje and Van der Brug [2007] の欠点として、(1) 一般的な左右の尺度を用いている、(2) 専門家の評価という間接的な指標を用いていることを挙げ、異なる方法論が必要だとした。すなわち、極右政党は反移民政党としての性格を強く持つから、政策全般ではなく移民政策によって立場を測定しなければならない。また、専門家の評価ではなく政策集などから直接に変化を分析する必要がある。

その結果、防疫線と極右政党の政策に有意な関係はなく、状況に応じて柔軟に変化しており、過激化するところもあれば穏健化するところもあった。つまり、防疫線の外側にあるから過激化するわけではなく、組織の内紛、あるいは票や与党入りを求める内部事情により政策が変化していた。同様に、他党と協力する政党が穏健化するわけではなく、2000年代に入ってから過激化する傾向すらあった。

研究蓄積が十分でないため確定的な結論とはいえないが、道具的にみれば防疫線によって現実が大きく変わるわけではなく、それをもとに対応を考える必要がある。Van Spanje and Van der Brug [2007] の知見からは、排除することで過激化し

ないのならば、意思決定から排除したままの方がよいという。逆に、極右政党を排除するのではなく政権内部に取り込んでしまった方が、政策の穏健化を進め過激化に歯止めをかけることができるかもしれない。しかし、これは同時に極右政党を取り込むことで、極右の政策が実現する可能性も生み出すことになる（これについては次項でさらに検討する）。

他方で防疫線には規範的な意味があり、政治的正統性の境界を定義する際に重要である [Akkerman and Rooduijn forthcoming: 15]。代表制民主主義のもとで極右政党が一定の票を得たとしても、正統性を持つ政治勢力として認めない意思表示として、防疫線は使われてきた。ただし、こうした措置が極右支持をためらわせて勢力拡大を防ぐのに役立たなければ、既成政党が手を汚さないという自己満足にしかならないともいえる [Downs 2002]。

b 極右政党の得票に対する影響

では、防疫線を引くことで極右政党の勢力拡大＝選挙での得票増を防ぐことはできるのか。この点については、Meguid [2005] によるニッチ政党研究が基礎となる知見を導いており、ニッチ政党が持ち込んだ争点に対する既成政党の反応によって説明できるという⁵⁾。極右政党の場合、争点化した「移民問題」に対して独占的にアピールできた場合 (issue ownership)、もっとも票が伸びる傾向がある⁶⁾。Meguid [2005] の分析が示唆するのは、極右政党と対決姿勢をとるのではなく冷たくあしらうか、争点を取り込んで目立たせなくした方が、極右政党の得票を抑えられるということである [cf. Art 2006]。

こうした知見は、極右政党に対する防疫線についても該当するのか。Van Spanje and Van der Brug [2009] は、自ら支持する政策の実現を最大限重視する合理的な有権者モデルにもとづいて以下の仮説を提示した⁷⁾。(1) 防疫線が引かれている状況では政策実現の可能性が低下するため、極右政党の得票が減少する。(2) 野党の影響力が大きな議会では政策実現の確率が高まるため、極右への

防疫線の効果は弱まる。検証の結果、全体としてみると仮説通りの結果にはならなかった。防疫線の影響はなく、極右への支持に対してプラスにもマイナスにもなっていない。だが、防疫線が長期に渡って引かれていた国では、極右の得票はむしろ高い傾向があった。

つまり、防疫線のなかで生き延び定着した極右政党は、排除されていること自体が既成政党とは異なる特徴とみなされるようになる。これは、既成政党に対する抗議票の受け皿となる要素であり、反移民意識が強い有権者以外からも得票できるようになる⁸⁾。その結果、既成政党が一致協力して防疫線を引いて対抗しても、極右の伸張を防ぐことができた例は少ない（ナチスの過去を持つドイツと小選挙区制のイギリスくらいである）[Kitschelt 2013: 240-1]。ただしこれは、フランスの国民戦線やベルギーの「フランデルの利益」のような、安定した極右政党を念頭においた結果である。こうした政党は、犯罪や移民といった得意な争点に特化して認知されているがゆえに、防疫線を引かれても生き延びることができる [Mudde 2007: 289]。逆にいえば、歴史が浅く認知度が低い極右政党に対しては、防疫線が効果を持つといえるわけで、初期の対策としては意味があるといえる [Art 2011; Mudde 2007]。

(2) 移民政策に及ぼす影響

防疫線とは対照的に、1994年のイタリアを皮切りに、オーストリア、デンマーク、オランダ、ノルウェーで極右政党が政権入りする例が増加している [Lange 2012]。この背景には、極右勢力の得票率が上がり、多数派形成に際して無視できなくなったこと、極右を入れることで中道右派政権の拡大につながるという計算がある [Bale 2003; Lange 2012]。その結果、イタリアやオーストリアでは極右政党が政権入りしている間に制限的な移民政策がとられるようになった [Zaslove 2004]。ただし、政権入りしても経験豊富な保守政党を相手に政策を実現させるのは容易ではなく、未熟な

極右政党は求心力を失って衰退する可能性もある（オーストリアの自由党やオランダのフォルタイン党など）[Heinisch 2003; Mudde 2007: 290]。一方で、保守政党は協力の見返りに極右の反移民や福祉ショーヴィニズムを議題に乗せ、それを実行する可能性もある [Bale 2003]。

こうした見方のどちらが妥当なのか。最初に本格的な研究を行った Minkenberg [2001] は、ドイツ、オーストリア、イタリア、フランスの経験を分析した。それによると、極右政党が議席を持ったとしても、防疫線が引かれている限り政策に直接影響を及ぼすことはない。ただし極右が弱体なドイツでも、保守政党が極右票の取り込みをはかって一定の影響があらわれる場合もある。また、ドイツやオーストリアは連邦制であるがゆえに、極右が特定の地盤で影響力を発揮しやすい。だが、極右が政権入りした時ほどには、こうした間接的な影響力は大きくない。極右が与党になることの最大の意味は、文化をめぐる反左派・反移民陣営の形成であり、民主主義 vs 極右では問題にならなかったものが、右派連合 vs 左派連合で争点化する。その結果、より排除的なメンバーシップの基準が形成され、国民 (demos) は民族 (ethnos) へと徐々に変化していくという。

Schain [2006] は、こうした変化を政党間競争により説明している。彼が分析対象としたサルコジ政権以前のフランスでは、一部の地方選挙を除いて国民戦線に対して防疫線が引かれてきたが、国民戦線は安定した支持を獲得してきた。これは国民戦線に固定支持層がついたことの反映でもあり、有権者の政党支持構造が変化したことを意味する。こうした変化は既成政党にも影響を及ぼすのであり、失った支持を取り戻すべく極右に伍して移民政策を語るようになる（地方レベルでは国民戦線と保守政党の協力も生じている）。Minkenberg [2001] がドイツについて簡単にふれた論点を発展させた考察であり、防疫線を引いても政策に対する影響を排除することは難しいことがわかる。

こうした研究を踏まえて、Carvalho [2013] は明示的な国際比較を行っており、単一事例の報告と

は異なる知見を導き出した。彼は、(1) 移民の数、(2) 世論における移民の重要性、(3) 既成政党の得票に対する極右政党の脅威、(4) 極右政党に対する既成政党の反応を説明変数とした。その際、イギリス、フランス、イタリアを取り上げ、移民政策の帰趨を追っており、主な知見は以下のようになる。

イギリスの場合、移民フローが減少していること、既成政党がイギリスの極右たる国民党を無視していること、国民党自体の支持率が低いことにより、極右は政策に影響を及ぼしていない。2005年の選挙で移民問題が最重要課題となったのも、国民党の活動によるものではなく、かえって得票を減らす結果となった。これも国民党が脅威になるほど票を集めていたわけではなく、既成政党が無視し続けた結果だという。

フランスでは、大統領選挙で決選投票にまで進出した2002年にも、極右政党である国民戦線は移民政策に影響力を発揮しなかった。これは既成政党が反国民戦線で協力した結果としか説明しえない。それとは対照的に、国民戦線が主張を穏健化させた2007年には、保守政党が国民戦線に近い政策を採用している。これは、当時のサルコジ大統領が国民戦線と非公式の協力を模索していたことによっており、ここでも既成政党の対応が変化をもたらしたという。

イタリアが他と異なるのは、1990年代から北部同盟とイタリア社会運動という2つの極右政党が、中道右派政権に入っていたことにある。その結果、特に北部同盟は他の保守政党の移民政策に対して重大な影響を及ぼしていた。この間に北部同盟が選挙での強力なライバルになったのは確かだが、その間接的な効果よりも保守政党が北部同盟を連立政権に取り込んだことの方が移民政策を決定したと考えられる。つまり、英仏伊を通じて極右政党に対する既成政党の処遇が移民政策を規定する最大の要因であり、極右政党との協力が排除的な移民政策を生み出すといってよい。

(3) 欧州の経験から得られる教訓

極右政党への排除的／包摂的な対応がもたらす帰結について、関連する研究成果を紹介してきた。投票行動研究と異なり、確定的なことがいえるほどの研究蓄積があるわけではないが、暫定的には以下の2点を教訓として指摘することができる。

第1に、既成政党が協力して防疫線を構築したからといって、確立した極右政党に対して影響力を行使できるわけではない。いくら極右の政策は実現しないから投票しても無駄だといっても、安定した政党として認知され固定的な支持者がつけば、基礎票は確保できるし批判票の受け皿にもなる。もっとも、防疫線の構築によって極右がさらに過激化するわけではない以上、それ自体が有害な結果をもたらすわけではないといえなくもない。さらに、極右に対して民主主義的な正統性を認めないというメッセージを発し続ける点で、防疫線の表出的な価値自体は維持されることとなろう。

第2に、政策の実現という点では、政権内部に極右政党を取り込むことで多大な影響が生じることとなる。防疫線を引いていたとしても、極右政党の得票が無視できない水準に達すると、既成政党は極右票を取り込むべく排除的な移民政策をとるようになる。しかしそれよりは、極右政党が与党となる見返りに象徴的な政策を実現させることの方が、直接的な影響が大きい[Bale 2003; Minkenberg 2013]。さらに、保守政党が極右政党を連立のパートナーとみなすことで、民主主義における「右端」の伸びに歯止めがかからなくなる。これは、体制内化した極右が穏健化することを差し引いても、それをはるかに上回る政策の変化を生み出す可能性が高い。

これらを勘案すると、防疫線は極右政党の伸張を止めるうえで力になるわけではないが、その正統性を認めず政策を実現させないという点では重要な役割を果たすとみなしうる。その意味で、極右政党を通常の政党と同様に扱い「飼い慣らす」方が害悪が少ないとは言い難い。また、歴史の浅い極右政党に対して防疫線は有効性を発揮すると

いう知見は、日本での対応のあり方を考えるにあたって一定の示唆を与えてくれるだろう。

4. 日本での取り組みに対する示唆

前節での議論から、日本での反排外主義の取り組みに対してどのような示唆を得ることができるのか。極右政党研究で日本が比較の土俵に上がることは、筆者が知る限り一度もなかった。日本に明確な極右政党がなかった故のことといえなくはないが⁹⁾、冒頭で述べたように2000年代後半から状況は変化している。欧州的な基準からすれば紛れもない極右政党たる日本維新の会は、新自由主義的性格が強い維新の党と排外主義極右たる次世代の党に分裂した。2014年12月14日の衆議院選挙の結果、維新の党は微減にとどまったが、次世代の党は19→2議席とほぼ壊滅したといってよい。その意味で、さしあたり排外主義極右が議会で台頭する可能性は低くなったものの、極右問題を対岸の火事としてみるのではなく日本政治の中で考える必要がある。

では、前節でみた西欧の議論を日本に適用すると、どのように位置づけることが可能だろうか。第1に、日本で実質的に防疫線を引かれているのは共産党であり、極右政党ではなかった。たちあがれ日本、日本維新の会、次世代の党は、いずれも与党入りしたことはないものの、その極右的な性格が与党に警戒されたからとはいえない。自民・公明で安定政権を維持できる議席がなければ、連立政権のパートナーになった可能性は十分にある。2009年に民主党政権が当時のたちあがれ日本と連立を組まなかったのは、その極右的な性格を嫌ったからと解釈できるが、これは既成政党が一致して防疫線を引いたのとは異なる。したがって、図2でいえば日本は中間と包摂の間に位置しており、選挙結果次第で包摂（政権入り）に移動する状況にある。

その意味で、極右に対する忌避感や警戒感の弱さが日本の特徴でもあり、これは極右が政権入

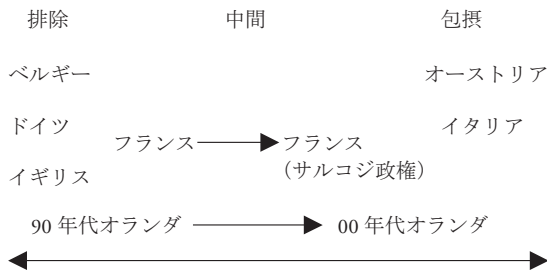


図2 西欧主要国の既成政党による極右への対応

注：Art [2006]、Eatwell [2010]、Kestel and Godmer [2004]、Lange [2012]、Schain [2002]を参考にして作成。

りしたオーストリアやイタリア以上かもしれない。これに対しては、まず日本に「極右」が存在するという認知を定着させ、極右という用語を日本政治に持ち込む必要がある。これは一方で、実際に西欧なら極右とみなされる政党が存在する以上、極右と規定した方が正確な事実認識に近づけるといふ趣旨にもとづく。他方では、日本の極右政党に対しても、極右という言葉が持つ強い否定的な意味合いが必要であると考えることによる。

日本の排外主義運動をめぐる経験から得られる教訓の1つは、それを批判する言葉——ヘイトスピーチ——を紡ぎ出す必要性であった¹⁰⁾。それまで及び腰だったマスコミの姿勢も、在特会を形容するヘイトスピーチという言葉が広がったことで、積極的に報道する方向へと変化した。政治の場でも、ヘイトスピーチは社会悪を指し示すものという点で、基本的にイデオロギーを超えた一致がみられる。極右についても、民主主義の敵であり政治的な悪であるという認識を定着させることが、極右への対応の第一歩となるだろう。日本のマスコミは、日本の特定の行為者に極右という言葉を用いることに慎重であり、まずは研究者が積極的に用いることが必要なのではないか。

第2に、政策への影響という点でいえば、極右を体制内に取り込まず防疫線を引いた状態にしておくことが、戦略的にはもっとも望ましいこととなる。これまで、在日外国人に関わる政策は、関係省庁の方針に沿って策定されており、立法府が独自性を発揮することはほとんどなかった。これは、政策としての重要性がそれほどないとみなさ

れていた結果ともいえるだろう。ただ、一般に政権与党は移民政策を広めず妥協で対立を回避し選挙で取り上げないことで、政治化させないようにする傾向がある [Perlmutter 2002: 270]。日本は、その典型例だったともいえるだろう。

それに対して、外国人政策が政治化された際の数少ない教訓を、外国人参政権の経験から導き出すことができる [樋口 2014]。日本で外国人参政権が本格的に政治の議題に上ったのは、1998 年の自公連立合意の時であった。これは、連立政権の樹立に際して政策的にリベラルな公明党が持ち込んだ、極右とは逆の包摂的な移民政策といえる。この時に反対したのは、与党の要たる自民党の一部議員だった。仮に反対派の議員が与党ではなく、野党の極右政党にいたとしたら、外国人参政権法案は通過した可能性がかなりある。同様に、民主党政権にあって強力に反対を打ち出したのは、保守政党たる国民新党だった。この時、国民新党ではなく公明党が連立のパートナーであれば、民公協力の象徴的な政策として外国人参政権が実現した可能性が高い。

極右政党が連立政権に加わった場合、単に包摂的な外国人政策に反対するだけでなく、排除的な外国人政策の実現を求める動きが本格的に生じる可能性がある。次世代の党は、2014 年衆議院選挙での政策集で、国籍取得要件等の厳格化、特別永住制度の見直し、生活保護制度を日本人に限定といった排外主義的政策を掲げている¹⁾。これらは従来の政治では何ら問題視されなかったことであり、それをタブー破りとして扇動する動きが現実が生じつつあるとみたほうがよい。こうした政党が与党入りする前に、極右という言葉で日本政治に定着させ、極右との協力を躊躇させるような状況を作り出すことが求められる。

5. 結語に代えて

筆者自身は、日本の排外主義の抑制に関してやや悲観的な見方をしている。歴史問題の未解決と

冷戦構造の継続という東アジアの構造的な問題がある限り、近隣諸国に対する憎悪を煽る動きは一定数の人を引きつけ続けることになるだろう。そうした憎悪の一部は、在日コリアンや在日中国人への憎悪へと変換され、外国人に対する排斥感情を強めることとなる [樋口 2014]。そうした困難な状況下で後退戦を強いられる中で、研究や実践としてできることを模索する一環として本稿は書かれている。

本稿執筆時点で、在特会メンバーによる京都朝鮮第一初級学校嫌がらせ事件の最高裁判決が出され、高額な賠償金が課されるなど公的な制裁が確定した。結成以来の会長も退き、今後は衰退する可能性が高い。裁判闘争やカウンター行動など、反在特会の動きから学ぶことは多いが、在特会だけを敵手とする段階は過ぎたと考える。民主党政権が誕生して以降の政治の動きをみれば、排外主義という意味での悪の根源は、在特会よりむしろ政治の内部にある。歴史修正主義に肩入れする安倍晋三首相が率いる政権が続く以上、事態の大幅な改善は期待できないが、その中でできる言説上の実践について本稿では検討してきた。極右という言葉が、ヘイトスピーチという言葉ほどの効果を発揮できるとは思えないが、その言葉の定着が反極右の取り組みの第一歩であることは強調しておきたい。

注

- 1) 樋口 [2014] では、排外主義を *nativism* とほぼ同義のものとして、「国家は国民だけのものであり、外国に出自を持つ（とされる）集団は国民国家の脅威であるとするイデオロギー」[Mudde 2007] と定義した。が、本稿では運動だけでなく政治も分析対象とするため、より広義に「外国及び外国に出自を持つ（とされる）集団は国民国家の脅威であり、強硬な対応が必要であるとするイデオロギー」と定義しておく。
- 2) ここでいう極右とは、ナショナリズムと排外主義に関して主流派保守より強硬な主張をする政治勢力を指す [Mudde 2007]。
- 3) こうした問題設定を行うに際して、クープマンズ

の一連の研究がきわめて示唆的であった [Koopmans 1996; Koopmans and Statham 1999; Koopmans and Olzak 2004; Koopmans et al. 2005; Koopmans and Muis 2009; Braun and Koopmans 2014]。

- 4) 欧州の反レイシズム運動は、極右のイベントにぶつけて同一の日時・場所でのデモを警察に申請する。警察は、同時開催による混乱を恐れて双方のイベントを許可せず、結果的に極右はイベントを開催できない状況がしばしば生じるという [Klandermanders and Mayer 2006; Stiftung 2007]。
- 5) 彼女は極右を含むニッチ政党の特徴を以下のようにまとめている [Meguid 2005: 347-8]。(1) 階級を基盤とするのではなく、それまで取り上げられてこなかった争点を政治の場に持ち込む。(2) その争点は、既存の政治的対立軸と必ずしも一致しない。(3) 単一争点に特化してアピールする。
- 6) 極右政党といっても、古いファシストの流れを汲むものではなく、反移民を最重要の争点とするポピュリスト政党に限って「移民問題」が影響するという研究もある [Golder 2003]。
- 7) 本稿のテーマに関係ない仮説は取り上げていない。
- 8) 日本ならば、与党だけでなく野党からも防疫線を引かれている共産党が、批判票の受け皿となって議席を伸ばす状況を考えればよい。ただし、極右政党が抗議票によって勢力を伸ばしているというのは早計で、基本的には反移民意識の強い者が反移民政策を支持して投票した結果とみなしたほうがよい [Van der Brug and Fennema 2003]。
- 9) もっとも、何度か国政選挙にも出馬した維新政党・新風の得票率は、オランダの極右・中央党とさしたる相違はない。中央党は極右研究でも取り上げられるから、日本でそうした問題意識にもとづく研究がなかっただけのことともいえる。
- 10) 筆者自身は、排外主義をヘイトスピーチという言葉で表すことに違和感があるが、政治的なフレームとしての役割は高く評価しており、そうした文脈での議論であることをお断りしておく。
- 11) 次世代の党「次世代が希望を持てる日本を(政策集)」2014年11月。

参考文献

- 樋口直人 (2014)『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- 安田浩一 (2012)『ネットと愛国——在特会の「闇」を追いかけて』講談社。
- Akkerman, Tjitske and Matthijs Rooduijn. (forthcoming). “Pariahs or Partners? Inclusion and Exclusion of Radical Right Parties and the Effects on Their Policy Positions,”

Political Studies.

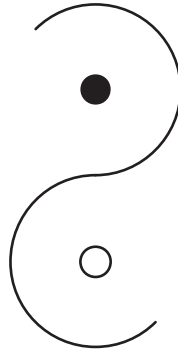
- Art, David. (2006). *The Politics of the Nazi Past in Germany and Austria*. Cambridge: Cambridge University Press.
- . (2011). *Inside the Radical Right: The Development of Anti-Immigrant Parties in Western Europe*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Bale, Tim. (2003). “Cinderella and Her Ugly Sisters: The Mainstream and Extreme Right in Europe’s Bipolarising Party Systems,” *West European Politics*, 26 (3), Pp.67-90.
- et al. (2010). “If You Can’t Beat Them, Join Them? Explaining Social Democratic Responses to the Challenge from the Populist Radical Right in Western Europe,” *Political Studies*, 38, Pp.410-426.
- Braun, Robert and Ruud Koopmans. (2014). “Watch the Crowd: Bystander Responses, Trickle-down Politics, and Xenophobic Mobilization,” *Comparative Political Studies*, 47 (4), Pp.631-658.
- Carvalho, João. (2014). *Impact of Extreme Right Parties on Immigration Policy: Comparing Britain, France and Italy*. London: Routledge.
- Donselaar, Jaap van. (2003). “Patterns of Response to the Extreme Right in Western Europe.” *Right-wing Extremism in the Twenty-first Century*, edited by Peter H. Merkl and Leonard Weinberg, London: Frank Cass.
- Downs, William M. (2001). “Pariahs in Their Midst: Belgian and Norwegian Parties React to Extremist Threats,” *West European Politics*, 24 (3), Pp.23-42.
- . (2002). “How Effective is the Cordon Sanitaire? Lessons from Efforts to Contain the Far Right in Belgium, France, Denmark, and Norway,” *Journal für Konflikt- und Gewaltforschung*, 4 (1), Pp.32-51.
- Eatwell, Roger. (2010). “Responses to the Extreme Right in Britain.” *The New Extremism in 21st Century Britain*, edited by Roger Eatwell and Matthew J. Goodwin, London: Routledge.
- Golder, Matt. (2010). “Explaining Variation in the Success of Extreme Right Parties in Western Europe,” *Comparative Politics Studies*, 36 (4), Pp.432-466.
- Heinisch, Reinhard. (2003). “Success in Opposition—Failure in Government: Explaining the Performance of Right-wing Populist Parties in Public Office,” *West European Politics*, 26 (3), Pp.91-130.
- Kestel, Laurent and Laurent Godmer. (2004). “Institutional Inclusion and Exclusion of Extreme Right Parties.” *Western Democracies and the New Extreme Right Challenge*, edited by Roger Eatwell and Cas Mudde, London: Routledge.
- Kitschelt, Herbert. (2013). “Social Class and the Radical Right: Conceptualizing Political Preference Formation

- and Partisan Choice.” *Class Politics and the Radical Right*, edited by Jens Rydgren, London: Routledge.
- Klandermans, Bert and Nonna Mayer. (2006). “Context, Alliances and Conflict.” *Extreme Right Activists in Europe: Through the Magnifying Glass*, edited by Bert Klandermans and Nonna Mayer, London: Routledge.
- Koopmans, Ruud. (1996). “Explaining the Rise of Racist and Extreme Right Violence in Western Europe: Grievances or Opportunities,” *European Journal of Political Research*, 30, Pp.185-216.
- and Paul Statham. (1999). “Ethnic and Civic Competitions of Nationhood and the Differentiated Success of the Extreme Right in Germany and Italy.” *How Social Movements Matter*, edited by Marco Giugni, Doug McAdam and Charles Tilly, Minneapolis: University of Minnesota Press.
- and Susan Olzak. (2004). “Discursive Opportunities and the Evolution of Right-wing Violence in Germany,” *American Journal of Sociology*, 119 (1), Pp.198-230.
- , Paul Statham, Marco Giugni and Florence Passy. (2005). *Contested Citizenship: Immigration and Cultural Diversity in Europe*. Minneapolis: University of Minnesota Press.
- and Jasper Muis. (2009). “The Rise of Right-Wing Populist Pim Fortuyn in the Netherlands: A Discursive Opportunity Approach,” *European Journal of Political Research*, 48, Pp.642-664.
- Linden, Annette and Bert Klandermans. (2006a). “The Netherlands: Stigmatized Outsiders.” *Extreme Right Activists in Europe: Through the Magnifying Glass*, edited by Bert Klandermans and Nonna Mayer, London: Routledge.
- . (2006b). “Stigmatization and Repression of Extreme-Right Activism in the Netherlands,” *Mobilization*, 11 (2), Pp.213-228.
- Meguid, Bonnie. (2005). “Competition between Unequals: The Role of Mainstream Party Strategy in Niche Party Success,” *American Political Science Review*, 99 (3), Pp.347-358.
- Michael, George. (2003). *Confronting Right-Wing Extremism and Terrorism in the USA*. London: Routledge.
- Minkenberg, Michael. (2001). “The Radical Right in Public Office: Agenda-Setting and Policy Effects,” *West European Politics*, 24 (4), Pp.1-21.
- . (2002). “The New Radical Right in the Political Process: Interaction Effects in France and Germany.” *Shadows over Europe: The Development and Impact of the Extreme Right in Western Europe*, edited by Martin Schain, Aristide Zolberg and Patrick Hossay, New York: Palgrave Macmillan.
- . (2013). “From Pariah to Policy-maker? The Radical Right in Europe, West and East: Between Margin and Mainstream,” *Journal of Contemporary European Studies*, 21 (1), Pp.5-24.
- Mudde, Cas. (2007). *Populist Radical Right Parties in Europe*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Perlmutter, Ted. (2002). “The Politics of Restriction: The Effect of Xenophobic Parties on Italian Immigration Policy and German Asylum Policy.” *Shadows over Europe: The Development and Impact of the Extreme Right in Western Europe*, edited by Martin Schain, Aristide Zolberg and Patrick Hossay, New York: Palgrave Macmillan.
- Schain, Martin A. (2002). “The Impact of the French National Front on the French Political System.” *Shadows over Europe: The Development and Impact of the Extreme Right in Western Europe*, edited by Martin Schain, Aristide Zolberg and Patrick Hossay, New York: Palgrave Macmillan.
- . (2006). “The Extreme-right and Immigration Policy-making: Measuring Direct and Indirect Effects,” *West European Politics*, 29 (2), Pp.270-289.
- Stiftung, Bertelsmann ed. (2007). *Strategies for Combating Right-wing Extremism in Europe*. Gütersloh: Verlag Bertelsmann Stiftung.
- Van der Brug, Wouter and Meindert Fennema. (2003). “Protest or Mainstream? How the European Anti-immigrant Parties Developed into Two Separate Groups by 1999,” *European Journal of Political Research*, 42, Pp.55-76.
- Van Spanje, Joost and Wouter Van der Brug. (2007). “The Party as Pariah: The Exclusion of Anti-immigration Parties and Its Effect on Their Ideological Positions,” *West European Politics*, 30 (5), Pp.1022-1040.
- . (2009). “Being Intolerant of the Intolerant: The Exclusion of Western European Anti-immigration Parties and Its Consequences for Party Choice,” *Acta Politica*, 44 (4), Pp.353-384.
- Willems, Helmut. (1995). “Development, Patterns and Causes of Violence against Foreigners in Germany: Social and Biographical Characteristics of Perpetrators and the Process of Escalation.” *Terror from the Extreme Right*, edited by Tore Bjørgo, London: Frank Cass.
- Zaslabe, Andrej. (2004). “Closing the Door? The Ideology and Impact of Radical Right Populism on Immigration Policy in Austria and Italy,” *Journal of Political Ideologies*, 9 (1), Pp.99-118.
- (付記) 本稿は科学研究費による研究成果であり、稲葉奈々子、申瑛榮、成元哲、高木竜輔、原田峻、松谷満の各氏との共同研究によっている。記して感謝したい。

特集

ヘイト・スピーチ 問題の現在

～被害実態から考える～



中村一成（ジャーナリスト）

1. 「議題化」したヘイト・スピーチ

日本で「人種的差別の煽動」は犯罪ではない。自らの性器を3D プリンターで型取り、活動資金提供者らに頒布したアーティストが「表現の自由の限界」を超えたと逮捕、起訴される一方で、旧京都朝鮮第一初級学校周辺の路上で「朝鮮人を保健所で殺処分しろ」と叫び、大教大附属池田小事件を念頭に「(あの犯人が) 朝鮮学校になだれ込み、朝鮮人の子どもを皆殺しにしたら、これ英雄ですよ」と嘯いたレイシストは、今も機動隊の護衛付でヘイト・スピーチをまき散らす。「私は自分の体の一部にすぎない『まんこ』が何故日本では悪いもの、汚らしいものとして嫌われ、『まんこ』という三文字を口にするだけでも怒られたりおそれられたりするのかわりに疑問に思い、この活動をしてきました¹⁾」というアーティストの表現——これこそ思想表現である——を「わいせつ」として逮捕、起訴する一方で、官憲（≡国家）は、街頭でのヘイト・スピーチを「表現の自由」として野放しにしているのだ。

民事でも、たとえば漠然とした「朝鮮人は云々」的差別発言がなされた場合、「個人に具体的な損害が生じていないにもかかわらず、人種差別行為がされたというだけで裁判所が行為者に賠償金の支払いを命じること」は「民法の解釈を逸脱している」とされる²⁾。国が人種的差別の煽動に「否」を言わないことは、「差別など大した問

題ではない」とのメタ・メッセージを社会に発信し続けていることに等しい。この日本の対応の遅れは、欧州、特にかつて同じ「悪の枢軸」だったドイツが、ナチス再興阻止を至上命題として、早々とヘイト・スピーチの法規制に乗り出したのとは対極である。ヘイト・スピーチへの対処とは、何よりも歴史への向き合いを巡る問題なのである。（対等な関係にあった欧州各国を侵略したドイツと、人類史上で欧州が率先して行い、いまだ「過去清算」の対象とはされていない「植民地主義」の文脈でアジア諸国を侵略した日本を単純に並べることは出来ないが）。

その日本で2013 年春以降、差別の法規制を巡る論議がマス・メディアでも取り上げられ始め、社会的な広がりを見せた（あくまでも「広がり」であって、「深まり」ではない）。大きな要因は、この年2 月、新大久保でのヘイトデモ参加者たちが行っていた終了後の「お散歩」（路地を徘徊し、路上にはみ出た韓流ショップの看板を蹴り倒したり、汚い言葉で韓国人店員らを恫喝する）阻止を目的に集まった者たちが、差別デモへのカウンターを始めたこと。それに追走する形で、国会議員が国会で問題を取り上げたことが原因だ。メディアが主体的にその問題性を認識したからではない。

メディアによる「沈黙の共謀」状況を変える上で、とりわけ大きかったのはカウンターの存在である。文字通り体を張って「お散歩」を止めるだけでなく、負けず嫌いの音量の怒号でレイシストたちのコールを無化し、プラカードを掲げ、レイシス

トがまき散らすデマ、妄言に反論するビラを撒く。「一触即発力」のイメージを振りまき、「騒動」を嫌がる警察に相手の「行き過ぎ」を抑えさせる――。

従来の左翼系とはまったく違う発想を持ち、時に逮捕者を出しつつも差別デモに対峙する彼女らによって、ヘイトデモはそれまでの暴力性を削がれ、参加者も減ってきた。とはいえレイシストのデモそれ自体は止められない。カウンター行動は、現行法の枠内ではヘイト・スピーチに対処できない現実をも浮き彫りにしている（学識者らには、現状のカウンター活動を「対抗言論」の一種と見る者が少なくないが、カウンターの方法論的スタートラインは、レイシストとの「コミュニケーション」を端から放棄したところにあると筆者は思う）。

それでも問題を無視してきた日本政府だが、2014年に入り、外堀が埋まってきた。旧京都朝鮮第一初級学校襲撃事件の京都地裁判決（2013年10月7日）と大阪高裁判決（2014年7月8日）³⁾で、彼女らの差別街宣が明確に「人種差別」と断じられたこと。加えて国連自由権規約委からの勧告（7月24日）があり、東京五輪を控えた都知事の政府への要請（8月7日）の後には、人種差別撤廃委の勧告（8月29日）も出た。これらを受ける形で自民党、公明党の中にヘイト・スピーチ対策に関するプロジェクト・チーム（PT）が設立された。初回会合では当時の政調会長が国会前デモへの規制に言及し、その後の会議でも、「韓国での対日ヘイト・スピーチと規制の実態調査」を関係省庁に指示するなど迷走しているとはいえ、問題は議題化している。一方で超党派議連「人種差別撤廃基本法の制定を求める議員連盟」による「人種差別撤廃基本法」上程への努力も続いている。

一方、新聞紙上などであいも変わらず繰り返されるのは、主に憲法学者や弁護士らが口にする「表現の自由」との二項対立論である。「濫用の危険」「正当な言論の委縮」などを持ち出し、あたかも「民主主義の根幹」が脅かされるかのように喧伝する。これで「何か」を言ったつもりになっているだから御目出度い。ヘイト・スピーチを伴

う街頭デモに限定しても、2000年代後半には公然化している。2009年の蔵市事件、朝鮮学校襲撃事件からでも5年（本稿執筆2014年11月段階）になろうとしている問題である。この期に至って「慎重を期すべき」と結ぶなど知的怠慢の極みだし、それ以前に人間としても不実だ。

「表現の自由」を印籠に、「差別天国」日本の現状に対峙しないのは、「私たちの自由」のためマイノリティに「我慢しろ」と言っているに等しい。「濫用の危険」は常にある（濫用の危険がない法律など存在しない）、現政権に新たな「武器」を与える側面はある。かといって「だから規制すべきではない」で思考停止して済む話ではない。共に生きる社会を構想するなら、属性に対して罵詈雑言を浴びせ、更なる暴力を煽動する者たちに抗する合法的手段がない社会はおかしい。「表現の自由」に逃げ込むのではなく、被害に目を向け、その回復と防止に向けた刑事、民事の法制度設計を検討すべきだろう。本稿ではヘイトスピーチ問題の一つの原点「京都朝鮮学校襲撃事件」を中心に、被害実態を素描したい。

2. 計三度の襲撃、「警察問題」としてのヘイト・スピーチ問題

さて、京都朝鮮学校襲撃事件とはいかなるものだったのか？ 概要は以下のとおりだ。2009年12月4日午後1時ごろ、京都市南区の旧京都朝鮮第一初級学校（その後、京都朝鮮第三初級と合併、移転）に「在日特権を許さない市民の会」「主権回復を目指す会」の活動家で構成する「チーム関西」のメンバーら11人が押しかけ、約1時間にわたり、日本でいう幼稚園と小学校相当の子どもたちがいる学校に向けて差別街宣をした。彼らが掲げていたのは「公園奪還」である。歴史的経緯でグラウンドがない同校が、隣接した京都市立の勧進橋児童公園を市と地元自治体との合意（1963年12月）に基づき、およそ半世紀にわたって校庭代わりに使っていたことを「不法占拠」と一方的に決めつけ、公園を朝鮮学校から奪い返すと主張し

ていたのだった。現在に至るまで彼らはその行動について、一部、行き過ぎはあったが政治的主張を訴えるデモだったと「正当化」している。しかし、それが悪質な差別的憎悪表現に他ならないことは、以下に記す文言をみれば明らかである。

「戦争中、男手がないとこ女の人をレイプして虐殺して奪ったのがこの土地」「(学校敷地内を指し)ここも元々日本人の土地や。お前らが戦後奪ったんちゃうんかい、こら!」「戦後焼野原になった日本人に付け込んで、民族学校、民族教育闘争、こういった形で至るところ、至る日本中、至るところで土地の収奪が行われている」「お前ら日本にすませてやってんねん」「不逞鮮人」「こいつら密入国の子孫」「犯罪朝鮮人」「チョンコ」「これはね、侵略行為なんですよ。北朝鮮による」「ここは北朝鮮のスパイ養成機関」「犯罪者に教育された子ども」「何が子どもじゃ、スパイの子どもやないか」「端の方歩いてったらええんや、はじめから」「ウンコ喰っとけ」「約束というのはね、人間同士がするもんなんですよ。人間と朝鮮人では約束は成立しません」「朝鮮ヤクザ!なめとったらあかんぞ」――。

初回襲撃時に発せられた罵詈雑言のごく一部である。これらのどこが政治的主張なのか?「ヘイト・スピーチ(憎悪表現)」というメディア用語は、何やら近年になって顕れた現象かのごとき表面的な認識――欧州のネオナチを念頭に「輸入された」と問題を語る者もいた――をもたらししている。自ら撮影した動画を通じて支持を拡大するなどの運動スタイルは確かに目新しいが、彼らの罵詈雑言は驚くほど旧態依然だ。その元ネタは植民地期以来、繰り返されてきた差別用語とその焼き直しである。崔徳孝は、彼女らの言葉の源流の一つが1946年、国会での隠匿物資を巡る審議の中で「選良」たちの口から飛び出した差別扇動発言(ヘイトスピーチ)の中にあるという興味深い分析をしている⁴⁾。また、いわゆるネトウヨたちの歴史修正主義的言説との親和性の高さはよく指摘されるところである⁵⁾。21世紀のレイシスト・グループの「武器」は、日本の「選良」や右

派メディアを通じて流布され、再生産されてきたものだ。石原慎太郎の「三国人発言」(まさに「闇市神話」発の差別用語である)はその典型である。彼女らが何か新しい言葉を紡ぎ出し、それで追従者が増えたのではない。「選良」の差別発言、歴史修正主義発言が平場のレイシストを勇気づけ、平場の差別デモが「選良」から更なる妄言、暴言を引き出すのがこの国の風景である(大衆の空気を読むことに長けたポピュリスト政治家は、人種差別デモから勢いを得て、より悪質なレイシスト発言で人気を得ようとする)。日本で実効的なヘイト・スピーチ規制を実現する最大の困難は、「表現の自由」論でなく、まさにここにある。立法措置の権限を持つこの国の権力層は、一貫して植民地支配、侵略(その資源こそが「差別」である)の責任を真摯に見つめる作業を怠り、歴史修正主義的立場を自明としてきたのだ。「日本で反差別と反歴史否定論の二重の規範形成をいかに成し遂げるか」という難題に私たちは投げ込まれている⁶⁾

後の民事訴訟で被告らはこれらの言動について、「行き過ぎ」は一部にあったかもしれないが政治的な主張であり「公正な論評」などと主張したが、裁判所は「(差別街宣の)装いに過ぎない」と一蹴した。政治的主張ではなく、差別ありきの街宣だったと認定したわけだ。日本社会の「常識」そのものである裁判官にもそれほどの「説得力」を持った罵詈雑言の数々が、多くはトラメガで拡声され、子どものいる平日昼休みの学校に向けて浴びせられたのである。なかには中庭の水道で歯を磨いていて、襲撃者から「こっちおいで」などと声を掛けられた子どももいた。襲撃者らが自らの「戦果」として動画サイトにアップロードした活動報告の映像を観ると、襲撃者の侵入を防ごうと中庭に出てきた教師の後ろ側を数人の子どもが駆け足で通る姿が映っている。一人の女兒はまるで雷に打たれたかのようにその場に立ちすくんでいた。声を掛けられた3年生の男児が教室に駆け込むと、それに続いて罵詈雑言のシャワーが始まった。怒号の怖さは当然として、3年生にもなればそこで語られていることの意味もある程度わかる。

教師はカーテンを閉めたが罵詈雑言は防ぎきれない。この日誕生日だった女兒が泣き出すと、泣き声は連鎖し、瞬間にクラス（18人）の半数以上が泣きじゃくった。「このまま壊れてしまうのではないか」（当時の担任）と思うほどの激しさだったという。

3階北側の講堂では、当時、京都、滋賀に計4校あった初級学校高学年の合同授業が行われており、120名ほどの子どもが集まっていた。ここでも教師たちはカーテンをすべて閉め、教室内で流す音楽のボリュームを最大にして怒号を防ごうとした。男性教師たちは中庭に降り、駆け付けた卒業生や保護者らと共に門内で襲撃者たちと対峙した。

レイシストたちは動画サイトに襲撃予告を投稿しており、学校側では事前に協議し、「門の内側で侵入を防ぐ」「挑発には乗らない」「警察に対応を任せる」との方針を決めていた。子どもの前で暴力は見せないとの思いだった。一方で襲撃者たちはどんどん行動をエスカレートさせていった。彼らは公園に設置していた学校のサッカーゴールを倒し、隅に置いていた朝礼台を公園から勝手に持ち出し、取り付けてあったスピーカーを切断した。

通報を受けた警察が現着したのは街宣が始まってから十数分後だった。初回の「街宣」は、のちに学校側の告訴を受けて刑事事件化し、うち4人が威力業務妨害などで逮捕、起訴され、全員の執行猶予付き有罪が確定している。だが警察官は当日、ほぼ何もせずに彼らの行為を放置した。それだけではない。学校側が襲撃者を刑事告訴した後にも警察は同じく白昼、学校横の公園を起点にしたコースでの差別デモの申請を許可し、100人単位の機動隊でデモを護衛した。さらには学校側が京都地裁に申請した街宣禁止の仮処分が認められた後にも警察はデモを許可し、やはり100人単位の機動隊で差別デモを警備した。

警察のヘイトデモへの「共犯的な寛容さ」は、ヘイト・スピーチが社会問題化した2013年以降も幾度となく指摘されている。たとえばデモ絡み

で逮捕された人数は2014年11月10日現在、ヘイトデモ側7名、カウンター側12名である。ヘイトデモ側の逮捕者7人中5人は、2014年8月15日の夜にカウンター側を襲い、無抵抗の2人を集団で暴行して肋骨骨折などの怪我を負わせた悪質かつ明白な犯罪だった。だが逮捕は被害届提出から2カ月以上後の10月25日のこと。警察官の不偏不党と公正中立を謳う警察法2条（警察の責務）とは対極の職務執行は、国連の自由権規約委員会や人種差別撤廃委員会の日本政府答弁の審査でも取り上げられ、遠回しながら勧告にも盛り込まれた。京都朝鮮学校襲撃事件は、現在に至るまで、一貫してレイシスト側に立ってきた警察の姿を示した原点ともいえる。

3. 根こそぎにされようとした「あたりまえ」

三度の街宣は何より被害者の心への大きなダメージをもたらした。それは子どもたちに顕著だった。襲撃日から、夜尿や夜泣きが始まった子どももいた。襲撃者に似た作業服姿の男性をみると「在特会が来た」と親の背後にしがみつく子や、「学校に行きたくない」「公園（子どもにとっては校庭）に出たくない」という子もあらわれた。当時のオモニたちが子どもたちから共通して受けた質問がある。「朝鮮人って悪いことなん？」「朝鮮学校ってアカンのん？」「オンマ、私ら何か悪いことしてるの？」「朝鮮人って悪い言葉なん？」「私らなんで日本に住んでんの」――。当時の父母は筆者（1969年生）と同世代である。曾祖父母あるいは祖父母の代は「内地人より一段低い人間」と位置付けられた植民地期を経験し、父母たちも今より遥かに「差別」が公然と行われた時代を生きてきた。露骨な被差別経験をした父母も少なくない。だからこそ、例えば日本にいる理由や名前について説明する必要もない場所、すなわち朝鮮人が朝鮮人であることが当然で、ましてやカタカナの「チョーセン」と蔑まれることのない朝鮮学校に子どもを送り、マジョリティの中で生き

る面倒臭さから解放された場所で、「自尊感情」を育ててほしいと思った。そのウリハッキョで子どもが最悪の被差別体験をしたのだ。家と学校の外には、朝鮮人に対する確定的な悪意と憎悪があると思い知らせてしまった。保護者、そして教師らの悔しさ、苦痛は察するに余りある。

被害は長期に及んでいる。筆者が被害者への聴き取りを集中的に行ったのは、事件後3年を経ったころだが、その時点でも事件の後遺症は明らかだった。地元のファミリーレストランに「在特会がいる」と言い張り、行くのを拒絶する子もいた。点けっぱなしのテレビのニュースでヘイトデモの様子が流れると、予期せぬ事態に取り乱す子もいた。顕著なのは音への反応だ。ある教師は、駅のホームで酔漢が発した大声や、子どもの泣き声を聞いて、事件の光景がフラッシュバックしたと語った。大人ですらそうなのだ。廃品回収の呼びかけや選挙カーのアナウンス、家や学校など安全な場に侵入してくる割れた音で心の安定を喪う子どももいた。もはや因果関係は不明だが、事件3年を経てから突然、夜、一人でトイレに行けなくなった子もいる。「(トイレの排水の)音が怖い」のが理由だった。在校生の大半は多くが現在、京都朝鮮中高級学校に学ぶ。学校は京都有数の観光地・銀閣寺の付近にあり、特に観光シーズンの通学路は人々でごった返す。ある生徒は、登校する時は観光客の多い銀閣寺道を避けて裏門を使うと語った。道を訊かれても緊張が走るからだ。

辛い記憶が蘇る状況の回避や、音に対する過敏かつ身体的な反応、集中力の低下などはトラウマ反応の典型である。保護者からは、日本人がマジョリティを占める日本社会で生きる「在日」としての家庭教育に悩む声も聞いた。ある母親は言った。「あれ以降、子どもは『日本人』と聞くと目がつり上がるような部分が出てきて、在特会は日本人の一部で、基本的にはいい人だとことさらに言わなければいけなくなった」。

子どもに「動揺」を見せられなかった大人たちも深く傷ついていた。「喪失感」「引き戻される」「無力感」「アウェー感」「不安感」「恐怖感」。聴

き取りをすれば、口を衝いたのはこれらの言葉である。「喪失感」を語ったのはある男性保護者である。初回の街宣に駆け付けた彼が、直面した出来事について考えだしたのはその夜だった。数時間後、あるいは数日後になって自らが受けた被害を実感し始めるのは、現場で罵詈雑言を浴びた人に共通する現象だった。日本の学校に通い、マジョリティの中で生きる「面倒くささ」を体験しつつも積み上げてきた「朝鮮人として生きる」動機づけを根こそぎにされたとの思いである。

ある男性教師が感じたのも「喪失感」だった。彼が教師生活をスタートさせたのは1990年代である。欧米からの外圧に押される形で日本が国際人権規約(1979年)や難民条約(1981年)などに次々と加入した時期を経て、国内的には指紋押捺拒否闘争が広汎な広がりを獲得。差別状況が徐々に改善するなかで、朝鮮学校を巡る処遇も改善されていった。彼の現役時代は締め出されていた高校総体などスポーツ・文化各種大会への門戸が開かれ、JR通学定期運賃の割引率格差が是正され、大学入学資格についても朝鮮学校の卒業資格で大学を受験できるようになり、定時制へのダブルスクールという従来の負担はなくなった(一方で、他の外国人学校が学校単位で受験を認められるのに、朝鮮学校だけは個人単位での認定にされたことは抑えねばならない。他の外国人学校と朝鮮学校を分けて、朝鮮学校のみを差別するこの露骨な手法は、高校無償化からの排除にも引き継がれた)。

日本社会で「朝鮮学校」への認知が進み、今後の展望が開けていく。日本の学校との交流も進んだ。事件直前に取り組んでいたのは朝鮮学校の課題である障害のある子どもの教育だった。培った日本学校の教師とのつながりや、広がる理解者の協力を得て、実効性のある手法を探究し、理解に差が出やすい算数など一部教科に関しては個別におこなう「抜き出し授業」などの実践を始めていた。その矢先に起こったのが差別街宣だった。それでなくても限界に近い業務に、警察、警備員の役割が被さり、取り組みは立ち行かなくなった。そもそも学校全体で自習が増え、学力低下も深刻

な問題になった。それも含め彼が憂慮するのはヘイトデモに対して無抵抗を貫いた大人の姿が子どもにどのように映ったのか、ということ、そして、それを見た子どもたちの印象と将来への影響という。

「普段から『朝鮮人であることは悪いことではない』『誇りを持って生きよう』と言いながら、それを全否定するような事態になってしまった。『こんな学校やない』とか『スパイ養成機関』とか。言葉だからこそ残る。将来的な影響を心配しています。子どもたちのいる場で一度ならず計三度の街宣がなされたわけです。日本の社会はこれがOKなのか？ということです。これまで積み上げたものは砂上の楼閣だったのかと……」。

差別街宣に臨場した当時の教師たちがもっとも悔しかった罵声にあげる一つは「こんな学校やない」だった。その後、高校無償化からの排除が決定、その言葉は更に現実のものとなる。平場のレイシストと政府から、「学校やない」と通告されたのである。事件を巡る負担の増大と同時進行で起こっていたのが、高校無償化からの排除と、複数の自治体での補助金ストップだった。自民党の下野と民主党政権の誕生、自滅、そして自民党の与党復帰と、政治情勢が大きく変わるなかでも変わることなく続いた朝鮮学校への差別である。高裁判決後、事件を経験した京都朝鮮中高級学校の生徒たち数人と接する機会を得たが、多くの生徒は、友人が経済的負担を主因に日本の学校に転校したことを気に病んでいた。平場のレイシストによる差別扇動と、日本政府による差別扇動「高校無償化除外」に挟まれ、マイノリティが尊厳をもって生きられる機会や空間が奪われている現在の危機を端的に示していた。

街宣を防げなかった「無力感」は教師や保護者の中にも根深く残っている。とりわけ事前に予告を知りながら、あの街宣を防げなかった人たちにとってそれは深刻だった。「申し訳なくて私、あの日は子どもたちの顔を見られなかったんです」。元教師はこう語った。「甘かった、私が甘かった」と繰り返した保護者は何人もいた。子どもへの襲

撃を防げない「無力感」、やり場のない怒りは自身に向いていった。余りに不合理、不条理な経験をする、人は自身で納得できる所に責任を帰する。この場合は「守れなかった自分」であったり、「学校の対応」などだ。ヘイトクライム被害の典型である「帰責の間違い」だ。

大人たちの聴き取りで特徴的だったのは、事件が、彼女らの幼少時の被差別体験を引き摺り出すことだった。今現在被った被害が人々を何十年も前に「引き戻し」、この社会の地金を突きつける。自らの父母や、祖父母に浴びせられた差別用語「不逞鮮人」の意味をはじめて知ったと涙した人もいた。通学途中に自らのチョゴリを切り裂かれた経験や、通学バスで級友が一面識もない酔漢から傘で殴られた経験を想起したオモニもいた。別のオモニは語った。「集住地域に生まれ育って、朝鮮学校に通ってたでしょ。回りは同胞ばかりだったから自分がマイノリティだと思ってなかった。『お山の大将』だったんですね。事件の時は『やっぱりアウェーなんや』って、あの時初めてくらいに思いましたね」。

聴き取りの際、事件の細部については既に記憶があいまいな人も少なくなかったが、当時の感情は思考に侵入してくる。突然、増水した川が氾濫するように言葉に詰まる人は何人もいた。語れば体調に異変を生じるとの声は少なくなかった。「あの時」を想起すると緊張で腹痛に苦しむ保護者もいたし、ある保護者は動画を観ると、「子宮が痛くなる」と語った。様々な集会で報告し、支援を訴えてきたある保護者は、「今も色々と話そうと思うけど、マイクを握った瞬間、当時のことがこみ上げて来てまったく話せなくなる」と語った。

トラウマ体験は、人間が社会で生きる上での「あたりまえ」を根こそぎにしようとする。「自分はむやみに攻撃されたり傷つけられたりしない」「世界は生きるに値する有意義な場である」「悪いことをする人は処罰される」「私は私でいい」——などである。それは世界的前提、あるいは世界への信頼感覚と言い替えてもいい。その「信

頼」とは、当該社会が人権を尊重する住み心地よい場所であるとの意味ではない。道を歩いていて突然、見知らぬ人間に殴られたり、罵声を浴びせられたりはしない、というレベルの話だ。さすがに公の場で「人間」がそんな言動をするはずはないとの「常識」である。私と同世代の人たちは、たとえばチマ・チョゴリを着た生徒が見知らぬ者から暴行されるなど、その「あたりまえ」が揺らぐ経験の中を育ってきた。それから世代を重ね、公的差別が「今」より少しでも「まし」になり、徐々にこの社会が、そこで生きるに足る社会となっていくことを信じ、子どもにより展望のある社会を残そうと努力してきた者たちの思いをあの街宣は襲った。そしてデモは、日本の官憲に許可され、多数者の無関心の下で完遂されたのだ。

三度の街宣の被害は心的トラウマに止まらない。翌日からオモニたちは朝夕の登下校や最寄駅での見回り体制をとり、それは翌年の年度明けまで続いた。対応に忙殺される中で複数のオモニが仕事を辞めざるを得なかった。各種学校を「理由」に私学助成から排除され、経済的負担の大きい朝鮮学校に子どもを通わせる保護者たちの負担が更に増すのである。何か非常事態が起こると、制度的差別に晒されている朝鮮学校の苦境がより鮮明になる。財政的に厳しい朝鮮学校の運営を支えるのは、教員の手が回らぬ部分を支える保護者たちの無償労働だが、父母たちが事件対応に追われることは、支援に手が回らなくなることを意味していた。ただでさえ手一杯の日常に、レイシスト対策が加わる。教師に警察官や警備員の役目が加わり、自習時間が増える。これが子どもたちの学力低下をもたらした。

一方、学校はレイシストたちの「聖地」となり、頻繁に不審者が現れた。初回の街宣直後から学校には電話が相次いだ。大半は無言電話や一方的な怒号である。職員会議の議題も「安心・安全」が中心になり、授業準備の時間が圧迫されていく。この時の教師の半数以上は、事件から3年半の間に退職している。事件をめぐる過重労働が大きな原因だった。

さらに繰り返された差別街宣は、典型的な差別扇動の被害をもたらした。「被害者が厄介者」となる倒錯である。在特会らから「不法占拠を黙認している」などの批判を受けることを恐れた京都市は、「都市公園法に違反している可能性がある」として第三者を決め込んだ。学校から公園に飛び出した子どもが車と接触するのを防ぐため、学校側が設置したカーブミラーの撤去すら求めてきた。そして事件後、朝鮮学校は地域における迷惑施設化していった。半世紀にわたって運営されてきた学校と地域社会との関係は、「たった三度の街宣」（元校長）で揺らいでしまった。公園の使用もままならなくなり、教育環境は破壊された。元々あった移転計画を早める形になったが、街宣のネタになることを警戒し、広範な募金運動は行わなかったし、地域や支援者に開いた形での閉校セミナーも出来なかった。

4. 「法的応戦」と社会制度の欠落

このような、「破壊された日常」の中で取り組まれたのが法的応戦だった。だがそこで被害者たちが直面したのは、日本にはヘイトデモをそれとして裁き、法的責任を問う法律がない現実だった。それは彼女らが被った苦しみ、この社会では「犯罪ではない」あるいは民事上の『『不法行為』ではない』と示されるリスクをも意味していた。

逆恨みされ、更なる襲撃を受けるリスクもある。悩みにぬいた末に刑事告訴したが、一向に着手の気配はなかった。しかし前述したように彼らの街宣は止まらなかった。その中で踏み切られたのが民事訴訟だった。可能なすべての手段を講じて闘う覚悟を示すことで、事件化に消極的な——本音では立件しなかった——警察の捜査を促すためだった。それは原告に晒される、という裁判制度それ自体を引き受けることを意味していた。入口かでその問題は現れた。「原告を誰にするか？」というシビアな課題である。子どもが通う学校への襲撃、うち2回は平日昼間である。素直に考え

れば朝鮮学校で教育を受ける権利を侵害されたのは子ども・生徒だが、原告にすればレイシスト側に子どもの個人情報に渡すことになる。出来ない相談だ。だから裁判では「民族教育を実施する権利」が毀損されたと論理構成し、学校法人京都朝鮮学園を原告にした。悩み抜いて捻出した理屈だった。

民事提訴の直後、京都府警は襲撃者4人を逮捕したが、刑事告訴で保護者や学校側がこだわった「名誉毀損」は、検事の判断で「侮辱罪」に格下げされた。民主主義社会の根幹「表現の自由」との兼ね合いを考えれば「名誉毀損」のハードルが高いのは当然だが、それは、無罪などの「失点」を恐れる検事が法令適用を避ける傾向へと繋がる。尊厳を守る手段として刑事司法は役に立たなかったのだ。民事訴訟に託すしかなかった。

今回の民事訴訟は、襲撃者の法的な責任を問い、そして彼女らに貶められた民族教育の正統性を公の場で訴え、陳述書に記録し、できれば判決文という究極の公文書に記載させて自らの正当性を確認する「回復の場」としての側面があった（実際にそのようなものとして機能した側面は大きい）。しかし、プラスだけではない。訴訟を続けることは、被害者に「あの時」へと引き戻される回路を抱えさせることを意味する。自分たちの行為は「正義」であり「正当」と主張する被告側に発言の機会を与えるのである。それはカウンター行動が出来ない場でのヘイト・スピーチであり、法廷の被害者たちに二次被害をもたらした。

一連の襲撃を企画した主犯男性は、保護者ら学校関係者が詰めかけた傍聴席を背に、「朝鮮学校での教育など配慮するに値しない」との見解を披歴し、「(不法占拠を) 子どもに教えるのも大人の役目」などと語った。尋問では、前述した「不法占拠」といった「主張」の数々が無根拠な虚言であることや、近隣に迷惑を確認したなどの発言も虚偽だったことが明らかになった。彼は初回街宣時の仲間内のマニュアルでは「多重人格者のごとく狂い」マイク街宣を始めると記していた。原告側弁護士にそれを訊かれると、彼はこともなげに

いった。「まあ、お笑いですね」。被告の発言に怒り、傍聴席から怒声を浴びせれば裁判官の心証を悪くする。場合によっては退廷だ。代わりに静まり返った法廷内には幾度も抗議を込めた支援者たちの冷笑が響き、裁判官が「ここは法廷ですので」と苦笑しつつ注意する光景が繰り返された。だが何人かの保護者は口を真一文字に結んで前方を見据えていた。このような「軽さ」で彼らは子どもの心に斬り付け、いつ弾けるかも分からないトラウマ記憶を残したのである。それを実感すること自体も二次被害だった。被告側弁護士が、出所不明の風聞や、帰国前提の政治思想教育を重視していた時代の朝鮮学校を批判した暴露本を引用し、「(朝鮮学校の教育自体が) ヘイト・スピーチ教育ととられても仕方がないと言える」などと述べた時、あるオモニが傍聴席で号泣したこともあった。教師保護者が一丸で守り、子どもたちが楽しく通う場がまたも侮辱されたのだから。

それだけではない。裁判で勝つということは、裁判官を「説得」し、「納得」させることを意味する。だが第三者である判事の胸に被害の実態を届けようとする行為それ自体が、被害者の傷を抉り、あの時に「引き戻す」ことにも繋がってしまう。証人尋問に立った教師や保護者の心的負担も重かった。「(証人尋問の) 直前まで、交通事故か急病にならないかと真剣に考えていた」という当時のオモニ会会長は、準備段階で何度も「あの時」に引き戻された。目の前にいる裁判長に自分の思いを必死で訴えている夢を幾度も見て、そのたびに泣きながら目を覚ました。最後に裁判所に言いたいことは？と問われた男性教師は言った。「これまで学んで来たことを全否定された傷は私たち教師でも残っている。早くこれを解決して、『二度とこんなことは起こらないんだよ』ということちゃんと伝えたい。子どもらも、遠い所から送っている保護者の方にも」。第8回口頭弁論では襲撃の動画が上映された。上映前には「退席可」「控室あり」の告知がなされたが、その時、法廷内にいた被告の一人が言った、「そうだ、出て行け」。ある保護者はその声が今も耳に残ると吐

露した。

民事訴訟の意義を全否定する訳ではない。前述のように事件の弁論は「回復の場」としても機能した。口頭弁論で弁護団は多くの時間を割いて、差別街宣で攻撃された朝鮮学校での民族教育について、多数者の都合で保護／排除される「恩恵」ではない「正当な権利」だと主張した。自己肯定感を与えたいと入れた学校であるような目にあわせてしまったと自分を責め、同じ人間ではないと罵られ続ける場面を見聞いた子どもへの影響を懸念していた人たちにとって、法廷での弁論は、賠償云々以前に、自分たちの正当性を主張し、残す場としての意味合いを帯びていた側面もある。だが弁論は救済の場ではない。二次被害はあちこちに地雷のように潜んでいた。性犯罪の被害者が法廷で二次被害を受ける危険性はかなり認知されるようになってきたが、ヘイト・スピーチもその部分では同様である。法規制の是非ばかりが語られるのは、現場を知らぬ憲法学者や加害者分析に終始する社会学者らが問題を「机上化」してきた影響もあるだろう。それは実際には対策の一部に過ぎない。被害者が加害者と法廷で対峙する必要もなく、費用も安価でスピーディな「国内人権機関」もこの日本には存在しない。とことん「差別」に無関心なのだ。

5. 課題を浮き彫りにした勝訴判決

2013年10月7日、京都地裁は、人種差別撤廃条約を大胆に援用して彼女らのヘイトデモを明確に「人種差別」と指弾し、約1226万円余の賠償を命じる判決を言い渡した（メディアでは「高額」とも言われるが、初回襲撃時学校に居た子ども、教師、保護者だけでも200人近い。その場にいなかった保護者を加えれば数百人に及ぶ。あの被害を金銭に換算などできないが一人100万円としても総額で幾らになるか計算して欲しい）。さらに、まだ街宣をされていない（「被害」が出ていない）新校舎への街宣禁止という、関係者が最も望み、また盛り込

まれるかどうか不安を抱いていた訴えをも認める画期的な判決だった。一方で、京都地裁判決は、原告が訴えた「民族教育権実施権」を完全にスルーした。「好意的に」解釈すればそれは、より国家意志に近い判断を出しがちな高裁で破棄されない判決を書こうとの配慮だったのかもしれない。だが、「ヘイトクライムのない社会」と「民族教育権の保障」を掲げて闘った関係者には素直に喜べない側面があった。

しかし今年7月8日の大阪高裁はそれを上回る予想外の判決を言い渡した。人種差別撤廃条約適用の点では後退する一方、地裁で脇に置かれた民族教育に言及したのだ。「民族教育を軸に据えた学校教育を実施する場として社会的評価が形成されている」「上記行為（在特会らによる三度の差別街宣）によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡大、再生産される可能性があるというべきである」などと「民族教育」の4文字に言及した上で、損なわれた利益を「我が国で在日朝鮮人が民族教育を行う社会環境」とまで判じた。「民族教育権」までには踏み込まなかったが、今後、このくだりが、民族教育権を巡ってさらに踏み込んだ判決を獲得する土台となるはずだ。まさに画期的判決だった。

判決後、大阪弁護士会で開かれた報告集会で、裁判を牽引した当時のアボジ会副会長は緊張で白くなった顔を強張らせて言った。「涙が出ない。ほっとしました…」。この一言を言うのに4年半かかったのである。そもそも日本の司法は自分たちを抑圧するものであり、法制度は自分たちへの差別に「お墨付き」を与えるものでしかないという、歴史的にみれば「根も葉もある」社会システムへの不信感を抱えての法的応戦だった。この歴史的に培われた「法の前、制度の前での非対称性」という認識は、裁判のハードルだった。「しょせん日本の司法は朝鮮人、朝鮮学校を守らない」。複数の関係者から同様の言葉を聞いた。

数々の弾圧と排除という「例外状態」を強いられた結果として、社会制度内での権利の実現には先に「諦念」が立つ。「国民ではないから」と、社会的平等の枠外に自分を置いてしまう。

法規制慎重派の多く、とりわけ憲法学者が語る『言論の自由』の侵害可能性」が法規制推進派とかみ合わない、はっきりいえば軽薄に聞こえる一因は、「非対称性」への認識のなさがある。水や空気のように「権利」を享受してきた「円満な国民」が法規制による「重大な権利の危機」を訴えても、在日にはほとんど説得力はない。そもそも憲法25条を支える年金や医療からも排除されてきた現実があるからだ。基本的人権ですら「国民様の権利」と見做してきたこの国に生きるマイノリティに刻み付けられた「法の前での非対称性」に思いを馳せない文言、「国民特権」を享受してきた自らを問わぬ言葉など、空言に等しい。

更に言えば、被害を見据え、「今、何をなすべきか」から発想せず、あくまで現行法制度内での対処、踏み込んでもヘイトデモが行われる時と場所——内容ではない——での規制で対応可とする感覚は、「被害の非対称性」への想像力を欠いている。円満な国民には「不快」「恥ずかしい」「腹立たしい」で済むヘイト・スピーチは、その属性を有する者らにとっては、「生存の危機」に直結する、まさに即自的な暴力なのである。

踏み出すか否かを巡って大激論になった刑事告訴前の会議で出た最大の消極論は「相手を刺激すれば子どもに危険が及ぶ」だった。ある保護者は語った。「テレビで『北朝鮮のニュース』が報じられる度に不安になる」「帰る時間が遅くなると何かあったのかと思う」。その緊張が事件以降、民事裁判の判決までこの間ずっと続いたのだ。実際、地裁判決の日、学校は集団登下校体制をとっていたし、高裁判決の日も、判決次第では、関係者は報告集会を欠席して学校に戻る手はずだった。地裁判決が撤回されれば、即日、学校に対して報復デモがなされる心配があったからだ。判示内容の画期性——それはその通りなのだが——ばかりが焦点化される今回の判決だが、背景には事件以

来の「覚悟と決断」の毎日があった。リスクを抱え、社会への不信感を抱きつつ、それでも「筋」を通し、闘いに踏み切ったからこそ得られた結果である。そこまでせねば、権利も認められないのだろうか？

一方で判決が示したのは、現行法の限界だった。高裁判決後、廷内にいたレイシストが「日本の司法も終わったね。腰抜けばかり」「朝鮮人におもねって。恥を知れ、恥を」「拉致実行犯やないか、あんたら、ニッポンから出ていきいや」などと怒号を発したのは象徴的である。現行法システムではこの行為を止められないのだ。実際、判決後もデモは各地で申請され、警察の警備下で完遂されている。人の心に斬り付ける暴力、社会的平等を毀損し、さらなる暴力を誘発する差別的憎悪表現は今この時も続いているのである。

6. 今こそ「最後の機会」

判決の波及効果は大きい。国連条約委からの厳しい勧告や与党 PT、超党派議連については冒頭に述べた。本稿執筆段階では、判決後いち早くヘイト・スピーチ対策の検討を表明した橋下徹・大阪市長が、「対策」の一環としての意見交換会で在特会会長と罵り合っている。補助金の存廃で脅して、朝鮮学校の教育内容に手を突っ込んだ挙句、補助金停止に踏み切るなど、自ら率先して「朝鮮人、朝鮮学校には何をしてもいい」と示す彼ですら、対応を口にしざるを得ない、あるいは人気取りのネタと思わせる「力」があったのだ。

いずれにせよ歴史修正主義者、人種的差別主義者が権力を持つこの国で事態は動き出している。「表現の自由」との「シーソー論」に逃げ込み思考停止する愚は許されない。よく言われる人種差別撤廃条約4条に明記された「差別的法規制」の留保だけではない。1979年に批准した国際人権規約にも差別的法的規制は明記されている。それでも「日本には立法措置が必要な差別は存在しない」と公言してきたのが日本政府なのだ。「法的

拘束力はない」などという問題ではない。2014年の条約委における審査では、「何のために加入したのか」との声すら出たという。人種的差別禁止の理念法すらない「差別天国」日本で今後、検討すべきことはいくらかでもある。超党派議連が目指す「理念法」を早急に制定した上で、国レベルでの法規制の推進、その前提である被害実態の調査と濫用防止の検討、現行法の有効活用や、自治体レベルでの条例制定……などなど課題は山積だ。そしてヘイト・スピーチの問題性はあくまで被害実態から認識され、その対策は被害の回復と防止の観点から展望されるべきだ。「1回目の襲撃は衝撃だった。2、3回目は恐怖だった」。ある保護者は筆者にこう語った。その「恐怖」が向いていたのは、デモに法的対処ができない日本の法制度や、官憲によってデモが許可、護衛されたことに止まらない。むしろその「恐怖」が向いていた本当の先は、隣人が直面したあの事態を止めない、問題視しないマジョリティだったのではないか。憲法13条「個人の尊重、幸福追求の権利」、憲法14条「法の下での平等」が日常的に毀損され、「あたりまえ」が「あたりまえ」でない状況を強られる子どもたちがいる。その現実を私、私たちは放置し続けるのか？「仕方ない」というのだろうか？「マイノリティなのだから我慢しろ」とのメッセージを発し続けるのだろうか？

デモは今も官憲に護られ、路上に撒かれた憎悪の種は現実にも更なる暴力を誘発している。2014年1月には神戸朝鮮高級学校に鉄棒を持った男性が乱入し、男性教員に「お前朝鮮人か」といいながら殴りつけた傷害事件が起きた。翌月には神奈川県川崎市で、ヘイトデモ参加者が通行人に模造刀で切りつけて怪我を負わせる事件が起きた。佐賀では日本語学校生に暴言や卵が投げつけられ、日本軍「慰安婦」問題を巡る初期の報道に携わった元『朝日新聞』の記者が非常勤講師を務める大学に爆破予告が出された。前述のように同年8月15日には、在特会のメンバーらが東京・飯田橋で、居酒屋でたまたま出くわしたカウンターのメンバーらに襲いかかり、うち2人に肋骨を折るな

どの重軽傷を負わせた。襲われた被害者は右翼系の日本人だが、在特会メンバーらは首都圏の路上で、こう叫びながら無抵抗の彼らを袋叩きにしたという。「朝鮮人死ね!」「チョンコ!チョンコ!」。そして他でもない9月1日を挿んだ広島豪雨災害の際には、ネットで「外国人窃盗団」の存在がまことしやかに喧伝された——。1923年9月の関東大震災事、官民のヘイト・スピーチが引き起こしたのが、他でもない朝鮮人、中国人らを狙った虐殺だった。あの時と今の日本に、いかにどの距離があるのだろうか。

そして忘れてはならないのは、裁判と同時に進化した朝鮮学校の無償化排除、補助金の停止である。1980年から90年代にかけて、当事者の運動によって多少の改善を獲得してきた民族教育への弾圧政策が、2000年代以降、再び激化に転じたのだ。敗戦70年となる来年に向けて、歴史修正主義者たちの攻勢は強まるだろう。前述した在特会前会長との罵り合いの翌日、大阪市長・橋下徹が表明した「特別永住資格、入管特例法の見直し」は在特会の従前からの主張であるし、日本版ネオナチ「次世代の党」が公約に掲げた「生活保護は日本人だけ」もまた然りだ。これらの流れは、植民地支配に起因して異郷で世代をこえて生を紡いできた「〈在日〉が在日する」正当性の否定にまで到るかもしれない。放置したヘイトは過激化していく。日々、更新されていく「過去最悪」に楔を打ち込む最後の機会が、まさに今なのだ。

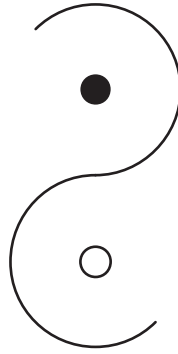
- 1) 2014年12月22日付、「ろくでなし子」の意見陳述書から（於・東京地裁）。
- 2) 2013年10月7日、京都地裁判決。
- 3) 2014年12月9日、最高裁も被告側の上告を棄却。大阪高裁判決が確定した。
- 4) 崔によれば、敗戦後の日本で朝鮮人差別の文言が公に語られ始めたのは1946年秋、闇市で流通していた「隠匿物資」についての国会委員会だった。植民地支配解放後の日本における朝鮮人差別は「闇市神話」を巡る議論の中で再編、継承されていったと崔は分析する（2014年4月18日、早稲田大学で開催された早稲田大学韓国学研究所主催

の若手研究会「韓国学研究のフロンティア」での
崔の発表「戦後日本における『朝鮮人問題』言説
の起源——資本主義秩序の危機とレイシズムの再
編という視点から」。

- 5) 樋口直人『日本型排外主義—在特会・外国人参政
権・東アジア地政学』名古屋大学出版会、2014 年。
- 6) 『図書新聞』2014 年 9 月 6 日号、梁英聖「京都朝
鮮学校襲撃事件高裁判決に寄せて 民族教育の意
義を認めた画期的判決の実践的意義について」。

特集

ヘイト・スピーチの 害悪



金尚均（龍谷大学）

1 問題設定

(1) 日本における排外主義

近年、日本社会において在日外国人、とりわけ韓国・朝鮮人そして中国人をターゲットとする街宣活動やデモが散見される。それらの参加者たちは、ヘイト・スピーチ、すなわち、一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的で攻撃的な表現を連呼するなどの表現行為をする。例えば、「殺せ、殺せ、〇〇人!!」、「日本から出て行け、出て行け、ゴキブリ〇〇人」、「〇〇人たち、日本から出て行かなければ、南京大虐殺のつぎは鶴橋大虐殺をするぞ」などと大声で連呼する。憎しみをあおり、しかも差別扇動するような「ヘイト・スピーチ」デモや街宣活動が2013年に全国で少なくとも360件あったとの調査結果が出ている¹⁾。また、プロサッカーの試合で人種差別が疑われる「JAPANESE ONLY」と書かれたサポーターによる横断幕が掲げられた問題が発生した²⁾。

ヘイト・スピーチが社会問題化する一方で、国連レベルでは、自由権規約委員会111会期において、7月24日、日本政府に対して人種差別、憎悪や人種の優位を唱える宣伝活動やデモを禁止するよう勧告が出された³⁾。8月には、国連人種差別撤廃委員会は、日本政府に対する総括所見でヘイト・スピーチに対する規制をせよとの勧告を出した。

また、司法レベルでは、店主が外国人は立入り禁止である旨告げて店から追い出そうとした事件に係る静岡地方裁判所浜松支部判決⁴⁾、公衆浴場入り口に「外国人の入浴を拒否」との張り紙をして入店を拒んだ事件に係る札幌地裁判決⁵⁾、京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件に係る大阪高裁判決⁶⁾において人種差別撤廃条約にいう「人種差別」を内容とする名誉毀損が行われた場合に民法の不法行為（民法709条）を構成すると判示しており、ヘイト・スピーチが人種差別に当たることが明らかになっている。

(2) 検討課題

本稿は、このような社会状況を前にして、以下のことを検討すべき問題として位置づけ、これらを明らかにしていくことを目的とする。

- ①ヘイト・スピーチ（街頭でのいわゆる街宣活動やデモそしてインターネット上での攻撃的な侮辱的表現行為）とは、そもそも何なのか。なぜ、あえてヘイト・スピーチという言葉を用いる必要性があるのか、つまり、従来から法律に存在する名誉毀損や侮辱と何が違うのか、
- ②個人的名誉の毀損とは異なる、ヘイト・スピーチの「害悪」とは何か、この害悪から発生する「被害」とは何なのか、
- ③ヘイト・スピーチの害悪と被害の実態に対応した法的措置とはどのようなものがあり得るのか。

本稿では、これらの課題を検討する素材として、朝鮮学校に対する名誉毀損と業務妨害が人種差別撤廃条約における『人種差別』に該当すると判断した判例を素材とする。これを通じて、日本におけるヘイト・スピーチに関する法的状況を明らかにする。

2 京都朝鮮学校裁判

(1) 京都朝鮮第一初級学校事件にかかる判決

本事案は、京都の南区にあった朝鮮学校に対して、Z会らのメンバーが児童公園の朝鮮人による不法占拠を許さないとして、白昼堂々、児童のいる学校の直前で街宣活動をし、授業などを防止し、他学校周辺で2回にわたってでも活動をしたことに関するものである。

第1に、表現の自由の問題について「しかし、本件活動は、本件学校が無許可で本件公園を使用していたことが契機となったとはいえ、本件発言の内容は、本件公園の不法占拠を糾弾するだけでなく、在日朝鮮人を劣悪な存在であるとして嫌悪・蔑視し、日本社会で在日朝鮮人が日本その他の外国人と共存することを否定するものであって、本件発言の主眼は、本件公園の不法占拠を糾弾することではなく、在日朝鮮人を嫌悪・蔑視してその人格を否定し、在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴え、我が国の社会から在日朝鮮人を廃斥すべきであるとの見解を声高に主張することであったということとはできない。」とし、「しかし、これらの示威活動における番号12ないし24の発言や文字表現が侮辱的かつ卑俗的に在日朝鮮人の民族的出自を貶める内容であることに加え、示威活動①から間もなくして、その様子を撮影した映像が公開されていたこと、示威活動②及び③の前には、控訴人在特会のウェブサイト「不逞鮮人を許さない」「朝鮮人犯罪を助長する犯罪左翼・メディア」「不逞鮮人の伝統芸能」「卑劣、凶悪民

族から公園を取り戻す」という表現を含む記事を掲載し、会員その他不特定多数の者に対して示威活動への参加を呼びかけていたことなどをも勘案すると、控訴人G、控訴人H及び控訴人Bは、示威活動②及び③が、我が国の社会から在日朝鮮人を排斥すべきであるとの差別目的で行われることを認識しながら、積極的に参加していたといわなければならない。控訴人G、控訴人H及び控訴人Bの目的が専ら公益を図るものであったとは到底認め難いし、またそれらの行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えていることも明らかである。」「しかし、名誉毀損は、人の社会的評価を低下させる行為であるから、その対象となる人が特定されることが必要であるが、番号7、8、10、15及び21の発言は、被控訴人の関係者や警察官に対する発言であっても、在日朝鮮人をあざけり、日本社会で在日朝鮮人が日本人その他の外国人と共存することを否定する内容であり、本件学校を設置・運営し、朝鮮人教育一般文化啓蒙事業を行うことを目的とする被控訴人に向けられたものであって、被控訴人を対象としたものといえることができるし、上記内容に照らして、被控訴人に対する人種差別の目的を主眼とするものであり、控訴人らが自らの正当な利益を擁護するためやむを得ず被控訴人の名誉を毀損する発言をしたとみることはできない。応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない。」と判示した。

(2) 民法の不法行為と人種差別撤廃条約

第2に、民法の不法行為と人種差別撤廃条約との関係について、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の关系到適用又は類推適用される

ものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」「したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう『他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した』との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。」、としつつも、「わが国の裁判所は、単に人種差別行為がされたというだけでなく、これにより具体的な損害が発生している場合に初めて、民法709条に基づき、加害者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるということとどまる。」と判示した。

(3) 人種差別撤廃条約の賠償金額への反映

第3に、損害賠償に関連して不法行為の内容としての人種差別について「我が国の不法行為に基づく損害賠償制度は、被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補填して、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする。加害者に対する制裁や、将来における同様の行為の抑止を目的とするものではないから、被害者に実際に生じた損害額に加え、制裁及び一般予防を目的とした賠償を命ずることはできない。しかしながら、上記のとおり人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨は、当該行為の悪質性を基礎付けることになり、理不尽、不条理な不法行為による被害感情、精神的苦痛などの無形損害の大きさという観点から当然に

考慮されるべきである。」と判示した。

(4) 本件における民族教育の意義

第4に、名誉毀損並び業務妨害の本質に関連して、「被控訴人は、本件活動により、学校法人としての存在意義、適格性等の人格的利益について社会から受ける客観的評価を低下させられたこと、本件学校の職員等の関係者が受けた心労や負担も大きかったこと、本件活動により、本件学校における教育業務を妨害され、本件学校の教育環境が損なわれただけでなく、我が国で在日朝鮮人の民族教育を行う社会環境も損なわれたことなどを指摘することができる。」「本件活動は、その全体を通じ、在日朝鮮人及びその子弟を教育対象とする被控訴人に対する社会的な偏見や差別意識を助長し増幅させる悪質な行為であることは明らかである。」「被控訴人は、控訴人らの上記行為によって民族教育事業の運営に重大な支障を来しただけでなく、被控訴人は理不尽な憎悪表現にさらされたもので、その結果、業務が妨害され、社会的評価が低下させられ、人格的利益に多大の打撃を受けており、今後もその被害が拡散、再生産される可能性があるというべきである。また、事件当時、本件学校には134名の児童・園児が在籍していたが、各児童・園児には当然のことながら何らの落ち度がないにもかかわらず、その民族的出自の故だけで、控訴人らの侮辱的、卑俗的な攻撃にさらされたものであって（児童らが不在であった場合であっても、事件の状況を認識し、又は認識するであろうことは容易に推認できる。）、人種差別という不条理な行為によって被った精神的被害の程度は多大であったと認められ、被控訴人は、その在校生たちの苦痛の緩和のために多くの努力を払わなければならない。」と判示して、朝鮮学校による民族教育の意義を認め、同時に、これに対する名誉毀損と業務妨害を認めた。

3 ヘイト・スピーチとは？

(1) ヘイト・スピーチとは？

ヘイト・スピーチについて公式の定義があるわけではない。このような事情のもと、「差別、敵意又は暴力の煽動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道」(自由権規約第20条2項)等がこれに当たるとされてきたが、1997年に採択されたヘイト・スピーチに関する欧州審議会閣僚委員会勧告97(20)も、これについて定義している。『『ヘイトスピーチ』という用語は、人種的憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現、ならびに、不寛容にもとづく他の形態の憎悪を含むものとして理解されねばならない。マイノリティ・移民、移民を起源とする人々に対する、攻撃的ナショナリズム、自民族中心主義、差別および敵対によって表現される不寛容も含まれる⁷⁾』。また、最近、「人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めるべく、他者に向けられる形態のスピーチ」(人種差別撤廃委員会一般的勧告35の10項)と示されるにいたり、ヘイト・スピーチの定義は明確になりつつあると言ってよい。にもかかわらず、ヘイト・スピーチの定義が定まっていない一因は、「一定の属性によって特徴づけられる集団」の中に人種、国籍、民族、出自、性別、性的指向等、どのようなファクターを含めるのか、またいかなるファクターをもってマイノリティとして扱うのかということが、それぞれの国や社会の抱える社会事情によって異なることにも基因する。ヘイト・スピーチそのものは表現行為である。日本において表現行為は、刑法上また民法上も規制対象である。刑法上、名誉毀損罪(刑230条)と侮辱罪(刑231条)が規定されている。民法上、不法行為(民709条)の一類型として名誉毀損があることは自明である。これらの規定は、憲21条の表現の自由の保障を大前提としつつも、これを濫用する行為、つまり

他人の名誉を毀損する場合には一定の制約を受けることを意味する。このことから表現の自由という権利も何ら無制約に保障されるわけではないということが帰結される。

それでは、あえてヘイト・スピーチを取りあげる必要があるのであろうか。上記の現行法で対処することができるのではないかと疑問が生じる。日本の法制上、名誉毀損や侮辱などの名誉侵害について、民法上及び刑法上も、特定の「人」——自然人並び法人などの統一的意思をもつとされる集団——を攻撃客体としている。しかも、これは具体的に特定できる「人」のことをさす。これにより、同じ人であっても、不特定多数人は名誉侵害における攻撃客体としての「人」に含まれないことになる。それゆえ、日本における名誉侵害に係る刑法上並び民法上の規定は、特定の個人のみを保護客体としており、法律上、具体的に特定できる人のみが名誉の享有主体であると理解されていると言ってよい。また、このことを敷衍すると、現行法上、その攻撃との関係で、特定できる人しか名誉をもたないということになる。これに伴い、たとえ、行為者によって公の場において一定の属性によって特徴づけられる集団に対して侮辱的表現が行われたとしても、しかも行為者にとっては特定の集団を標的にしてそれが行われたとしても、いわば統一的意思をもたない集団であることから、とりわけその属性について攻撃的な侮辱的表現が行われた場合であっても、個別のかつ具体的な被害者を特定できないとしてそのような侮辱的表現は制裁の対象から除外される。被害客体である人を特定できないことを根拠に、全て、不特定という枠組みで理解してよいのであろうか。ここで注意を向けるべきこととして、具体的に特定可能な人を被害者として限定することは、必ずしもそれ以外の侮辱的表現が人に対して何らの害を生じさせないことを含意することを意味しないというべきではなかろうか。侮辱的表現が向けられる攻撃客体との関係では、不特定という枠組みは特定の個人と区別するものでしかなく、表現行為が特定の人だけに向けられるわけではなく、(特定)の

集団に向けられることがあるという実態、社会における現実の害を考える場合、つまり社会に当てる害と社会が受ける害と同時に、それだけでなく攻撃客体である当事者に与える害と受ける害を考えた場合に、かなり大雑把な括りであり、十分なものとは言えないのではなからうか。

(2) 名誉毀損とは異なるヘイト・スピーチの実態

人は、孤島に一人で生きる場合は別として、社会生活を送る際、たった一人で孤立して生きることができない限り、純粹個人としての存在の側面をもつ同時に、その個人の背景にある人種、民族、出自、性別等々の属性をもつ存在の側面をもつ⁸⁾。これは人間が単に一人称、二人称の世界だけで暮らすのではなく、これを超えて三人称の世界の中で生活する社会において人々の存在の社会的ないし歴史的背景となり、そのアイデンティティの構築に大きな影響をもつ⁹⁾。そういうことからすると、なにも人に対する侮辱的表現が特定の人に向けられたものだけに限らないことになるのではなからうか。つまり、特定の個人ではなく、一定の属性によって特徴づけられる集団に向けて侮辱的な表現が行われるということである。いわゆる差別表現はかつてから現在に至るまで散見される。その意味では、新しい問題ではなく、今もなお解決していないそれである。本稿で議論の対象とする行為は、は、街角や公衆トイレの壁に書かれている一人の個人的行為者によって密かに行われる陰湿な差別落書きなどのいわゆる差別的表現とは一線を画して、多数人が集合して、デモや街宣活動と称して、——密かにばれないように表現するどころか——公の場で公然と攻撃的に侮辱的な表現を連呼する、いわゆるヘイト・スピーチである。人種差別撤廃条約1条の「人種差別」の定義に基本的に習い、ヘイト・スピーチを、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身等、一定の属性によって特徴づけられた集団に対して、当集団の区別、排除、制限、蔑み又は優先の目的をもって、公の場において、公然と攻撃的に侮辱的

表現をすることと定義すると、従来の差別表現とヘイト・スピーチとは、排外性、差別性、属性に向けられている点で共通するが、公然性、攻撃性、情報拡散性¹⁰⁾において際だって異なる。ここで注意すべきなのは、侮辱的表現の攻撃の矛先が特定の人ではないということと、被害者が特定の人でないということを混在させてはいけないということである。このような混在から生じるのは、両者とも特定の人でないから名誉侵害の構成要件の保護対象から除外されるという帰結である。このような帰結は、侮辱的表現による攻撃は特定の人にしか向けられない、ないしは個人にしか害が生じないという純粹個人主義的な権利概念に根ざした理解に基づくのではないかと思われる。

また、このような理解は、侮辱的表現は（社会的）名誉を毀損することにその本質があり、その名誉の帰属主体は具体的な「人」又は統一的な意思をもつ「人」であるとする考えを基礎としている。人は個人的権利を有し、これに対する侵害の問題があるのはいうまでもない。ここでは、基本的人権である個人の人格権から導出された個人的名誉とその毀損のことを指す。

しかし、侮辱的表現がある属性によって特徴づけられる集団（民族、人種、出自、性別など）に対して行われ、しかも当該表現が、下品かつ侮蔑的だけでなく、例えば、当該属性を有する人々が日本社会においてマジョリティ・日本人の人々と平等の立場で生活することを妨害しようとする発言であった場合には、個人的権利の救済だけでは問題は解決しえないことがあることを看過してはならない。このような侮辱的表現による攻撃が個人でなく、一定の属性を有する集団に向けられるとは、その集団の存在そのものに向けられることを意味することから、その害は、個人ではなく集団の経験として被ることになる¹¹⁾。この場合、一人の個人の名誉が保護されたとしても、これで問題を十分に汲み尽くしたとは言えず、同じ集団に属する他の人々は保護されないままではあり、同じ攻撃が繰り返されるということである。人の属性に向けられた侮辱的表現は、その意味で、個人の

権利や法益の保護とその侵害の問題として捉えるだけでは問題の本質を把握しきれたとは言えない¹²⁾。

(3) 集团的被害経験としてのヘイト・スピーチ

では、なぜ、本質を把握しきれたとは言えないのであろうか。

侮辱的表現の標的は、個人の場合と、これにとどまらず、個人を超えた集団の場合もあることは既知のことである。個人を超えた集団に対する侮辱的攻撃について検討する前提として、先にも述べたように、それぞれの人は自己の存在の背景に人種、民族、出自、性別等の属性を有していることをあらためて想起しなければならない。このこと自体は全ての人に当てはまることである。全ての人は、人という属性だけでなく、そこからさらに上記のような属性を有しており、これが人々の人格形成に大きな影響をもつ。属性とは、自己と他者を区別する概念としてだけ用いられるのではなく、もっと広く、例えば、民族や人種などによって特徴づけられる集団という、他の集団と区別する枠組みを構築するために用いられる。属性そのものはそのほとんどが本人の意思とは関係なく生来備わっているものであり、個人では変更できるものではないが、属性に基づく集団の形成は、何も当該属性を有する人々によって積極的に行われるとは限らない。むしろ、一定の人々が自分たちと「異質な」ものとして区別するために、不特定多数の人々について属性を当てはめることで集団として「一括り」にするために他者によって形成されることが往々にしてある。このことこそが問題である。歴史的、社会的、物理的關係ないし事情などから、一定の属性によって特徴づけられる集団が蔑まれることがあったし、そして現在もこのようなことがあることは周知のことである。このように蔑まれる集団は、通常、社会的少数者、社会的弱者である。このような集団に対してマジョリティ・社会的多数の側から侮辱的表現が投げかけられる。この侮辱的表現をすることの意味は、

一定の属性によって特徴づけられる集団に属する個人を蔑むだけでなく、集団そのものとその存在を蔑むことに本質がある。ここであらためて疑念とせざるを得ないのは、一定の属性によって特徴づけられた集団に対する侮辱的表現が行われた場合、ここでは何らの損害はないのであろうか、ということである。一般的に言うと、属性に向けられた侮辱的表現は、憲21条の表現の自由の行使と言うべきなのであろうか。判例は、「人種差別撤廃条約は、国法の一形式として国内法的効力を有するとしても、その規定内容に照らしてみれば、国家の国際責任を規定するとともに、憲法13条、14条1項と同様、公権力と個人との関係を規律するものである。すなわち、本件における被控訴人と控訴人らとの間のような私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の关系到適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法709条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される。」、「したがって、一般に私人の表現行為は憲法21条1項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法13条、14条1項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法709条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり、これによって生じた損害を加害者に賠償させることを通じて、人種差別を撤廃すべきものとする人種差別撤廃条約の趣旨を私人間においても実現すべきものである。¹³⁾」と判示するが、これは個人が被害者として特定されることを前提としている。しかし、具体的な被害者がいないという解釈は上述のことからすれば理屈に合わない。逆に、当該集団に属する全ての構成員が被害者とも言える。

それではどのような害があるのであろうか。一つには、集団に対する侮辱的表現の真意は、被攻

撃集団に対する蔑み（二級市民、人間以下と見下すこと）と憎悪（敵として扱うこと）にあり、しかも当該集団の構成員の生命・身体などの法益に対する侵害の将来の危険性を胚胎している。もう一つとして、このような表現を受けた人々は、大変怒りと悲しみを抱き、そして自己の存在する社会に対して敵対心と防衛心を抱くと同時に、なによりも社会生活において自尊の感情を喪失してしまう可能性がある¹⁴⁾。Rawls が述べているように、人にとって最も重要な基本財（primary good）とは、自尊（self-respect）である。自尊には、彼自身が価値あるものだという感覚、すなわち、彼にとっての善の概念、つまり彼の人生の計画は遂行するに価値のあるものだということを含意しており、また自己のもっている能力に対する信頼を含んでいる。自尊を喪失させられた人は自分自身の存在、生そして自己の価値をどのように評価するであろうか。自尊なしには人は自分自身の人としての価値を認識できず、自分自身を尊重することはできないであろう。

あえて言うならば、一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃は、個人の名誉とは別の事柄、つまり別の利益を侵害しているというべきではなかろうか。具体的被害者がいないということは、侮辱的攻撃が直接特定の個人に向けられていないことと、これに加えて表現内容が具体的な個人を指す内容ではないことに基因する。しかし、このことから、常に何らの利益も侵害・危殆化していないと演繹することができるとは限らない。何らの利益も侵害・危殆化していないと解するのは、個人の人格権及び名誉の毀損の側面しか見ていないことによるものと思われる。一定の属性によって特徴づけられる集団が蔑みの対象とされることによって、これに属する構成員は、社会的にそもそも価値の低い者と見なされるおそれがあり、その名誉は十全に保護されないことが十分に考えられる。そうであるとすれば、個人の名誉に対する攻撃とは別に、特定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現による攻撃の問題を扱う必要があるのではな

かろうか。

4 ヘイト・スピーチの害悪

(1) 「不快」に止まらないヘイト・スピーチの害悪

ヘイト・スピーチは侮辱的表現行為のことである。この侮辱的表現は単なる『ひどい悪口』に止まらない因果的効果をもつ。その一つの側面、すなわちその害悪の一つの側面は、ヘイト・スピーチのメタ・メッセージである。ヘイト・スピーチをする側の侮辱的表現の顕現的側面は、ひどい悪口であるが、そのもつ潜在的側面ないし本質的側面は、人種差別撤廃委員会一般的勧告35の10項による人権原則の核心である人間の尊厳と平等を否定し、個人や特定の集団の社会的評価を貶めることにある。ヘイト・スピーチの何が問題なのであろうか。単にそれを聞かされて「腹が立つ、気分が悪くなる」、つまり「不快」を感じるだけでは収まりきれない害悪がある。それだけのことであれば、京都事件で原告は訴訟を提起する必要はなかったであろう。

現実の社会では、単に物理的な個体ではなく、人々は、様々な理由から現在いる場所に存在しており、その意味で歴史的な存在である。また、言葉などの媒体手段を用いて他者とコミュニケーションをとることで社会において存在するという意味で社会的存在である。このような人々の存在に関する歴史性と社会性に照らすと、人々は、各々、個人として尊重されなければならないことは当然のことであるが、同時に、個人としての人には、それぞれの背景がある。それは、例えば、民族、人種、性別、性的指向、等である。人の背景は、彼の属性によって構成されるのであり、まさに歴史的であり、また社会的である。人の背景としての属性は、個々人の人格の一部であると言っても過言ではない。この属性は、本来的には、個人の社会的評価、つまり外部的名誉ではない。なぜなら、憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等

であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められているように、そもそも、その属性如何によって評価されることがあってはならないからである。しかし、このような議論は、現実の社会を直視するならば、ある種の理想論になるかもしれない。悲しい現実として未だ差別が社会にはある。人が、同じ人である他者に対して、低劣・低俗として扱う。例えば、人は、個々に固有の名前をつけるなどして自らを他人と区別する。それは、固有の存在としての自己のアイデンティティを確保するという意味できわめて社会的に重要である。名前に始まって、私たちの社会は差異を利用することで社会システムを形成している側面がある。しかし、その差異が、自己と他者のコミュニケーションのために利用されるのではなく、他者に対して憎しみや蔑みの感情を持って、不平等な関係を形成するために用いられる場合、それは差別となる。いわれのない偏見や蔑みが社会化されている場合が多々ある。差別は一定の集団を対象にしており、差別を社会から除去してゆく救済においても、集団全体としての社会的地位を向上させなければならず、差別されている集団に属する個人に対して、ある差別行為があった場合、当該個人に関して当該差別行為からの救済を行ったとしても、彼が属する集団が差別されている状況が存する限り、同様の差別は繰り返されてしまう。その意味で、それは蓄積的である。

(2) 法の下での平等とヘイト・スピーチ

人種、民族、出自、性別、性的指向等の属性に向けられる侮辱的表現、つまりヘイト・スピーチには、個人に対する社会的評価の低下の側面とは異なっている。確かに権利は主観的なものであるが、それを取り巻く客観的な環境が主観的権利に諸々の影響を及ぼすことがあり、客観的環境が或る形で存在することが、主観的権利にとって望ましいまたは求められる。まとめると、平等に関し

て、権利保障の不十分さだけや不当に重く義務が課されることだけを問題にするのではなく、権利・義務の不平等分配の背後に、不平等処遇の犠牲者たる人々の社会的地位の格下げという害悪とこれによる自尊の侵害を見て取るべきである。このような意味を込めて、このようなヘイト・スピーチは社会的な平等関係（の構築）を阻害し、集団に属する人々の社会参加をする機会を阻害する側面をもっている。なぜなら、ヘイト・スピーチは、人を人として見ない、人に格差をつけること、つまり「二級市民」、「人間以下」として蔑むことに本質があるからである。確かに人の属性に対する侮辱的表現、すなわちヘイト・スピーチと呼ばれる行為は、個人的名誉を保護する名誉侵害罪の対象とは言い難い。ヘイト・スピーチは必ずしも具体的な個人に向けて発せられる表現行為ではないからである。名誉侵害罪における侵害の特徴が、個人攻撃と個人のプライバシーの暴露であるのに対して、ヘイト・スピーチのそれは、社会に存在する一定の集団への排除的な攻撃にある。ヘイト・スピーチは、個人は直接的に自己の人格そのものに向けて攻撃されてはいないかもしれないが、一定の集団の排除をそのメタ・メッセージとして社会に発していることを見逃してはならない。社会からの排除、つまり存在の否定という意味をもつことから、ヘイト・スピーチは個人的利益にもまして社会的利益に対する侵害・危険がクローズアップされてくる。ここで名誉侵害罪における保護範囲に当てはまらないことを理由にヘイト・スピーチが何らの利益も侵害・危険にさらしていないということにはならないことが判明する。つまり、人種や民族、性別などを背景とする一定の属性を有する集団に属する人々を法的保護の対象外とすることから、個人の問題としてだけでは処理しきれない、まさに法の下での平等の問題がある。全ての法的問題を個人の法的権利の問題として対処できるのであれば、憲14条の「法の下での平等」の存在意義は失われることになる。

憲法14条は、法の下での平等を保障しているが、ここでは、法適用の平等性・公正性、権利・義務

の公正な分配、法的保護の平等性、生きる権利の平等な保障をその内容としていると考えるべきである。特に、最後の生きる権利の平等の保障とは、法が保護すべき根本的権利である生存権保護の平等を意味するが、属性に対する侮辱的表現は、集団に属する人々に対して平等に法適用、権利保障そして権利の行使を否定している。「二級市民」、「人間以下」とは、「人間じゃない」ということであり、対等平等な人として法の下に平等に生きることを否定している。

一定の属性を有する人々一般にむけられたヘイト・スピーチは、表層的には、人格権の否定（自分が人間としての自分であることを否定される）そして生存権の否定（対等な人間として生きる権利・法の下において平等であることを否定される）が問題になる。しかし、その実態としては、特定の属性をもつ人々が生きながらして人格権・生存権を否定されながら生き続けるという意味において、その侵害は継続している状態にある。ここでは、不平等、つまり、個人を特定できないということではなく、公共の場において一定の属性に向けて侮辱的発言をすることで「民主主義社会における根本基盤である対等で平等に生きること」（＝社会的平等）を否定している。

社会においては、人々は、自己の歴史の一つとして出自、性向、民族などの属性を有することは実体として認識されている。社会の構成員である人々は、この属性に基づいて人格形成をし、自らのアイデンティティを形成・確保する。とりわけ社会の少数派となる属性をする人々は、自己のアイデンティティを形成・確保するために自己の属性を強く意識することもある。問題は、社会が単に何らの背景も持たない個人の集まりとして形成されているだけでなく、様々な属性を有する個人から形成されている。その意味で、社会的存在としての個人にとって、彼の有する属性もアイデンティティに含まれる。この属性に対して侮辱または差別的表現行為をすることは、当該属性をする人々を対等な人間とは見ず、社会における平等関係を毀損することにつながる。

（3）暴力と社会的排除の前段階としてのヘイト・スピーチ

ヘイト・スピーチのもう一つの害悪の側面として、それが標的とされた集団に対する社会的排除や暴力犯罪を正当視ないし当然視する効果を持つということをあげることができる。欧州審議会閣僚委員会勧告97（20）が、ヘイト・スピーチを人種的憎悪、排外主義、反ユダヤ主義を流布、喚起、促進または正当化するあらゆる形態の表現と理解するところは、これらの問題に着目しているといえる。その意味で、ヘイト・スピーチは人種に基づく暴力犯罪の前段階として把握する必要がある。マイノリティに対する暴力行為というものが突発的に始まるようなものではなく、まずは、端緒としての悪意なき先入観が社会に浸透していることが土壌となって、偏見に基づく具体的なヘイト・スピーチが行われるようになり、さらにこうした行為の数が増えるなかで制度的な差別、そしてついには暴力行為が発生し、当初は散発的なものが徐々に社会全体に蔓延するところまで発展していく。先入見による行為——偏見による行為——（制度的）差別行為——暴力行為——ジェノサイドというヘイト・スピーチ暴力のピラミッドを形成する。

現にドイツでは、国家社会主義地下組織（Nationalsozialistischer Untergrund（NSU））のメンバーらが過去10年の間に人種差別的意図での10人の殺害、重大な放火テロ組織の構成員として関与したとの嫌疑で2013年5月6日よりミュンヘン上級裁判所で刑事裁判の審理が開始された¹⁵⁾。ヘイト・スピーチは単に言葉による悪口にとどまらない¹⁶⁾。師岡は、「ヘイト・スピーチは、マイノリティへの悪意を社会に充満させ、マイノリティへの暴力、極端な場合には他民族虐殺へ戦争へも導くものであり、平等・平和・有効をめざす社会を破壊する点で『社会的に不正かつ危険』¹⁷⁾」と指摘する。師岡の指摘は、ヘイト・スピーチが単なる表現にとどまらず、公の場において何らの規制もなく行われることでその害は社会において蓄積し¹⁸⁾、そのことで一定の集団に対する蔑視感ないし敵対感

を醸成し、そのような社会的環境のもとで将来において重大な犯罪を生じさせ¹⁹⁾、しかもそれが軽視されるおそれがあることに警笛を鳴らしており、まさに正鵠を得ている。

ヘイト・スピーチが蔓延する社会では、攻撃対象となる集団に対する無意識の蔑みが広まることにより、同時に人権の享有主体であることを社会的に否定してしまい、このことに対する社会的批判も弱化するおそれがある。ヘイト・スピーチの先にある人種差別に基づく暴力犯罪は、まさに被害客体となる人々を「二級市民・人間以下」と見なし、「人」として尊重しないどころか、人として扱わないことを前提にして行われる。その意味でも、ヘイト・スピーチは、単に「不快」、「聞いていて気分が悪くなる」、「腹が立つ」という個人的な不快感情や気持ちのレベルの問題ではない²⁰⁾。そうだとすると、路上喫煙取締に係る都道府県レベルの条例の規制根拠と同じである。そうではない。まさに人間としての生存にかかわる深刻な問題として受け止める必要がある。

以上のヘイト・スピーチの害悪を加味しつつも、それが法的規制の対象として把握する際、できる限り簡明な定義がやはり要請させる。そこで、ヘイト・スピーチを一定の属性によって特徴づけられる集団に対する攻撃的な侮辱的表現行為として定義することにする。攻撃性とは、デモや街宣活動の際に、多数人が侮辱的表現を連呼することをさす。侮辱的の意義は、まさに上述の2つの害悪の側面のことである。

5 ヘイト・スピーチに対する規制

(1) 社会的平等侵害としてのヘイト・スピーチ

この問題を検討する前提として、あらためて、ヘイト・スピーチに対する規制の可能性を表現の自由との関係で考える必要がある。

まず、一定の属性によって特徴づけられる集団に対する侮辱的表現の場合、被害者が特定されて

いないことから法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念が出される。このような見解は、何よりも侮辱的表現による攻撃対象を現行法に則して理解した場合の疑念であり、攻撃客体、つまり被害者が特定個人でないことと、一定の属性によって特徴づけられる集団であることとは議論の位相を異にすることを看過している。個人に対する侮辱が個人的経験であるのに対して、ヘイト・スピーチは個人的経験だけは汲み尽くせない集団としての経験であることを看過してはならない。その理由は、ヘイト・スピーチの発するメタ・メッセージが何よりもその答えを如実に示している。ヘイト・スピーチは、その標的とされた集団の社会的地位の格下げと、それに引き続く社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視、そして対等でかつ平等な市民の参加を前提とする民主主義制度の基盤そのものを危険にさらす。このことは、憲法における基本的人権の享有主体である「人」をその属性を理由に、集団として「十把一絡げ」に権利を剥奪することを正当化する可能性からして、いわば「人」として扱わないことを意味する。と同時に、実は、マジョリティであることだけを盾にしてヘイト・スピーチをする側の人々の社会基盤をも危険にさらすのである。まとめると、名誉毀損罪の保護法益を個人の社会的評価としての名誉であるのに対して、ヘイト・スピーチの規制根拠は社会的平等に求めるべきではなかろうか²¹⁾。

(2) ヘイト・スピーチ規制における違法性判断

つぎに、「韓国や在日の人が多くいる場所では特定の人々への攻撃として認定することが可能だろうが、繁華街の四条通などでデモすることまで禁じていいのであろうか。²²⁾」との批判がある。ヘイト・スピーチのもつ害悪の見地からすると、標的となる集団の現在可能性が問題となるのではない。標的集団が現在したかどうかは、社会的排除と暴力犯罪の当然視・正当視の醸成にとってなら重要性はない。確かに標的集団が現在してい

る場合には目に見えて害悪があることを認識できるが、それはあくまで名誉毀損のように個人に対する侮辱的表現を類推させているにすぎないのであり、逆に、ヘイト・スピーチのもつ独自の害悪を看過している。ヘイト・スピーチを直接聞き及ばなければ、何ら被害を受ける可能性がないわけでは全くない。むしろ現在していたのか、ヘイト・スピーチを直接聞いたのか否かは決定的なモメントではない。人間が同じ人間に対して、属性の違いを引き合いに出して、個人としてではなく集団として扱い、そして攻撃的で侮辱的な表現行為をなぜするのかを考えるべきである。ヘイト・スピーチの害悪は、人通りの多い繁華街でのヘイト・スピーチも同じくその害悪の点において相違はないと考えるべきである。

このような理解がなされる背景には、ヘイト・スピーチが朝鮮・韓国人に対して、いわばマイノリティに対して行われていることからすると、マジョリティである人々、つまり日本人である限りは、その標的にされることは決してあり得ないという事情があるのかもしれない。それは、マジョリティであることは、決して被害者なることがないということをも同時に意味する。その場合、ヘイト・スピーチを偶然又はマスコミを通じて知るに及び、これに賛成しないとしても、不快・気味が悪いとしか思わないかも知れない。しかし、ここでヘイト・スピーチの害悪を理解するための重要な問題は、単に不快などの感情レベルの出来事なのであろうかということである。先に述べたように、各都道府県の条例によって喫煙条例などが指定されているが、その規制根拠の重要なファクターとして不快であることやマナー違反をあげることができる。このような感情レベルの問題としてヘイト・スピーチ捉えようすると、分煙化の議論と同じく、少なくとも標的集団のいないところでヘイト・スピーチするのであれば問題はないとの結論が出かねない。実はこのような理解も、個人主義的な名誉毀損の理解に端を発しており、個人的名誉の毀損の範囲から外れる場合には、「害悪はない」との単刀直入な解釈によって担保

される。しかし、むしろヘイト・スピーチの害悪が重大であることからすれば、そのような理解は技巧的解釈に陥ったがゆえに誤った結論に至ってしまったとしか言いようがない。もう少し的確な言い方があるとすれば、ヘイト・スピーチの問題は、現実には害悪があるにもかかわらず、従来、路上での攻撃的で排外的な侮辱的表現行為を日本社会と立法機関は想定してこなかったことから、法的ないし社会的規制が不十分な状態にあると言い改めるべきではなかろうか。

ここであらためて、法令の明確性を担保できず、しかも権力による濫用を招く危険性があるとの懸念に答えるとなると、まず何よりも、法令の最初に人種差別撤廃条約1条ないしその趣旨にしたがって「人種差別」の定義を規定すべきである²³⁾。そうすることで、「兵士は、潜在的犯罪者だ」などとの兵士に対する表現行為がヘイト・スピーチにあたるのか否かなどの無用の議論をあらかじめ回避することができる²⁴⁾。

注

- 1) 『朝日新聞』2014年8月18日。
- 2) 2014年3月9日浦和レッズ対サガン鳥栖戦。
- 3) CCPR/C/111/1/Rev.1
- 4) 平11年10月12日判例時報1718号p.92
- 5) 札幌地判14年11月11日判例時報1806号p.84
- 6) 大阪高判26年7月8日刊行物未登載
- 7) The Council of Europe's Committee of Ministers' Recommendation 97 (20) on "hate speech". Weber, Manual on hate speech, p.3.
- 8) なお、この属性という概念は、しばしば社会においてある集団を攻撃対象とするために用いられる場合があることに注意が必要である。自ら属性を形成するのではなく、逆に他者によって一定の集団を属性によって一まとめにされることがある。
- 9) 属性は、これによって特徴づけられる集団が社会において少数者である場合には、その構成員のアイデンティティの構築に肯定的または否定的影響を及ぼすことが往々にしてある。その意味で、属性は他との区別のために用いられる概念だけではなく、個人としての人の思考、精神または思想の構築に大きな影響を与える。
- 10) You Tube などのインターネット上のメディアを通

じてデモの様子を生放送することや、またその様子のデータをアップロードして不特定多数の人々が閲覧できる状態にすることをさす。このような映像はいったん削除されたとしても、投稿者の匿名性を悪用して再びアップロードされることが常である。これによって被害が拡散し、増幅する。

- 11) もちろん個人として経験することもある。侮辱的表現が自己の有する属性に関連して行われる場合には、直接的な攻撃対象となった個人は、個人的事情の背景にある事柄を理由に攻撃されているのであり、この攻撃は同じ属性を有する他の人々にも当てはまるという意味で、集団的经验ということができる。または自己の属する集団的经验ということができる。
- 12) これとは対照的な見解として、荻原 [1996 : 52]。
- 13) 大阪高判平 26 年 7 月 8 日公判物未登載。
- 14) Rawls, A Theory of Justice, p.386.
- 15) 田中 [2014] 参照。
- 16) 榎によれば、「日本で実際に問題となる差別的表現は、投書、落書きやインターネットによる掲示板への書き込みといったものが多いようである。これらの内容の悪質さは別として、これらの差別的表現は、米国のヘイト・スピーチの事例とは随分と趣を異にする。米国においてヘイト・スピーチを規制できると考えられるのは、そうした言論が暴力・暴動を惹起し平穏を害する場合か、歴史的経緯からしてある象徴的言論が真の脅迫や身体的暴力に該当すると評価できる場合であった。一方、日本における投書、落書きやインターネットなどにある差別的表現は、米国の事例のように、暴力・暴動を引き起こし平穏を害すると言えのてであろうか、また歴史的経緯から言って真の脅迫や身体的暴力と評価できるのでであろうか。また差別的表現による暴動の惹起は、具体的危険を生じているのでであろうか。本来であればこれらについても綿密な検証を要するが、少なくとも現時点では、日本の差別的表現がこのような性格を持つものとはにわかに肯定できないように思われる。また仮に肯定できるとしても、規制が合憲であるためには立法事実の存在が必要であるから、差別的表現が暴力・暴動の惹起を生むこと、または脅迫・暴力に当たることにかんする立法事実の存在が示されなければならない。そうでなければ、差別的表現に対する規制が正当化されるために、暴動惹起などとは全く別の立法事実の存在が必要である。差別的表現の規制に賛成する場合、これらについての説明が求められよう。」[榎透 2006 : 102]、と述べており、この指摘自体はまさにその通りであるが、しかし、近年の日本における定住外国人を標的にしたデモの状況に照らして、アメ

リカとは事情が異なり、規制立法を必要とする事実はないと未だに言えるであろうか。参照、横田 [1994 : 59]。

- 17) 師岡 [2012 : 57]。
- 18) ここで蓄積という用語を用いたことで、ヘイト・スピーチ規制をドイツの環境刑法における蓄積犯・累積犯 (Kumulationsdelikte) のように、共犯関係にない独立した個別の軽微な害の蓄積の結果として重大な法益侵害を惹起させる行為として理解されるかもしれないが、必ずしもそうではない。環境汚染行為では、環境法益に対する軽微な汚染行為の蓄積と、最終的な環境法益の侵害結果という関係において同一の法益の問題であるが、本稿では、ヘイト・スピーチを社会的平等に対する毀損の問題として把握している。ヘイト・スピーチについて当該侮辱的表現行為をそれ自体として処罰に値するものとして評価すべきである。ヘイト・スピーチによる侵害・危険の本質は社会的平等であるのに対して、将来の侵害は生命や身体などの法益に対する侵害であり、両者はそれぞれ別の法益の侵害ないし危険を惹起している。それゆえ、ヘイト・スピーチでは、将来の重大な害を想定して個別の軽微な侵害行為の蓄積をもって処罰根拠するのではない。将来の法益侵害は、経験的な見地からは、自然犯によると理解してよい。これについてはそれ自体として処罰すれば十分である。
- 19) 岩下 [2013] 参照。
- 20) 松井 [2008 : 167] 参照。松井は、「いかに気持ちを傷つけられたからといって、それだけで表現に責任を負わせることは、表現の自由を大きく制約する」と指摘するが、ヘイト・スピーチの表層だけを捉えた場合には、感情や気持ちのレベルの問題として理解されてしまう。
- 21) 憲法 13 条は基本的人権の尊重を唱い、「すべて国民は、個人として尊重される。」と明文で規定している。日本では戦前の団体主義によって個人主義の否定が否定された。これに対する反省から主権者として国民を据え、その国民を個人として取り扱うべきであることを憲法は唱っている。人のその現とは、主要には個人の尊厳のことをさす。ドイツなどでは、ヘイト・スピーチ規制の保護法益を人間の尊厳として把握する。その歴史的背景は、ナチス政権の国家社会主義時代において、ユダヤ人であること、ロマ人であること、同性愛者であること、また精神障害者であること等、その属性や身体的・精神的な事情を理由として、人間であることを否定された上で、生きるに値しないものとして殺害された。そこでは、個人の否定と同時にそもそも人間であることを否定されたのであ

る。このように属性に関わってその殺害を当然視しないし正当化された歴史の反省ということに照らすと、人間の尊厳は、個人の尊厳の根本的基礎であって、人間が人間であることの普遍的価値を法的に自ら証明する。それゆえ、個人的権利であると同時に、普遍的権利であって、後者から前者へとフィード・バックする。したがって、日本の憲法において人間の尊厳と、ドイツ基本法で人間の尊厳の間には一定の属性によって特徴づけられる集団の間にあると理解すべきである。ドイツ基本法における人間の尊厳の保障が日本の憲法が予定していないとすれば、個人の尊重の保障以外にヘイト・スピーチ規制のための法的根拠を見つけ出す必要があるように思われる。

22) 毛利透、『京都新聞』2014年2月15日。

23) 人種差別撤廃条約1条「『人種差別』とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。」。

24) 兵士は、数的に見れば少数者であるが、それはマジョリティである国家を代表するという真の存在意義に着目すると、これに対する抗議がヘイト・スピーチではないことは一目瞭然である。これこそまさに表現の自由である。

参考文献

[論文・書籍]

岩下慶一 (2013)「ヘイトスピーチがヘイトクライムになる前に」WEBRONZA (2013年12月28日)
(<http://webronza.asahi.com/global/2013122800001.html>)。

榎透 (2006)「米国におけるヘイト・スピーチ規制の背景」専修法学論集96号、p.102.

荻原重夫 (1996)「差別的表現と表現の自由」法学セミナー503号、p.52.

大阪高判平26年7月8日公刊物未登載

田中聖香 (2014)「差別を超えるには——ドイツに見る厳しい法規と根深い極右思想」WEBRONZA (2014年1月29日)

(<http://webronza.asahi.com/global/2014012800004.html>)

松井茂記 (2008)『マス・メディア法入門 (第5版)』日本評論社、p.167.

師岡康子 (2012)「試論 ヘイト・スピーチ規制法のマイノリティに対する濫用の危険性と人種差別撤

廃条約」矯正・保護総合センター研究年報2号、p.57

横田耕一「(1994)『差別表現』についてどう考えるべきか」法学セミナー475号、p.59.

Anne Weber. (2009). Manual on hate speech, Council of Europe, p.3

John Rawls. (1999). A Theory of Justice, Harvard University Press, p.386.

[資料]

『朝日新聞』

『京都新聞』

寄稿

人文学的想像力で 捉える統一



金成珉

(建国大学、統一人文学研究団団長)

1. はじめに：南北関係の可変性と 「出会い」の二重性

人と人が愛し合うためには「出会い」がなければならないように、南北交流協力の拡張が南北の敵対的関係を脱して統一に向かうための道を開いていくという点には異存がないだろう。南北交流協力の拡張は、無数の誤解を解いて互いを理解することができる輪を提供する機会である。したがって、水風呂と温湯を行き来しながら「進んでは立ち止まる」を反復する南北関係を脱し、「未来志向的な南北関係」をつくり出すためにわれわれがしなければならないことは、何よりもまず実質的な「南北交流協力の時代」をつくり出すことである。

しかし、実質的な「南北交流協力の時代」は南北の人々が頻繁に出会えば成し遂げられるというものではない。これは、過去10年の韓半島をめぐる国際情勢の変化が見せてくれていることでもある。2000年の南北首脳会談以降、韓半島は脱冷戦の時代に差し掛かったかのように見えた。脱冷戦と南北和解ムードは南北交流の拡大をもたらした。南北交流は、それまで互いに会えなかった人々を会えるようにしただけではなく、開城工業団地、金剛山観光などとともに、以前は想像もできなかった南北間の協力を可能にした。

だがそのような前進にもかかわらず、近年、冷戦の黒雲が韓半島の全域を覆っている。それは「核兵器」だけではなく、「延坪島砲撃」や東南海

の「米韓軍事演習」「ミサイル開発競争」などとともに、以前よりもっと危険な、東北アジア全体を戦争の脅威へ駆る危険を惹起している。したがって、南北をめぐる韓半島的情勢は、一寸先も見えないぐらいに混乱しており変化が著しい。毎年「首脳会談」が話題に取り上げられる一方、南／北の軍事的対峙が激化し一触即発の危機を生産している。

このような可変的な気まぐれはどこから来るのだろうか。一般的に人々は「南北交流の拡大」を主張するばかりで、それが生む非常に相反した二重の効果を考えない。人々は、頻繁に会えば互いを理解でき、より多くのことを分かちあうことができるようになるだろうと単純に考えてしまう傾向がある。しかし、すべての出会いがそうであるように、「出会い」それ自体が互いに肯定的または生産的な情緒や関係を生むのではない。

ある出会いは人々の人間関係を情あまるものにするが、ある出会いはむしろ互いに対するさらなる不信と敵対を生むという逆効果をもたらしもする。スピノザはこのような出会いが作り出す二つの効果、肯定的情緒と否定的情緒を区分した。南北の出会いもまた同じである。したがって、われわれがまず考えなければならないことは、単純な南北交流の拡大だけを主張するのではなく、そのような南北の出会いが作り出す、相互に反する効果がどこに起因するのかということである。そして、そのような思惟の上に、否定的情緒ではない肯定的情緒をつくり出す「出会い」を成し遂げるため

に、「南北交流協力」の方式に従った「出会い」を考案する必要がある。

本稿では、第一に、南北関係の特殊性に注目しつつ「過程としての統一」と「結果としての統一」という「統一の弁証法」を扱う。第二に、そのような特殊性から南北交流協力において作用する「愛と憎悪の反証法」を議論しつつ「治癒と統合叙事の問題」を扱う。第三に、統合の新しい観点として「民族共通性」とそれを基盤にした南北交流協力の姿を提案する。同時に、海外同胞までを含めた拡張された南北交流協力を提案する。最後に、南北交流協力が作用する根本的な土壌として、「人の統一という規制的理念」にしたがった南北交流協力を提案する。

2. 南北関係の特殊性：「過程としての統一」と「結果としての統一」の弁証法

出会いとは基本的に互いに違いを持つ二人の他者が行うものである。したがって、すべての出会いは、人は互いに違うという点を前提としなければならない。しかし、「違い」だけを前提とするとき、出会いはただ偶然にすれ違う関係に留まるだけである。ここで「違い」は障害にはならない。相対主義的多元性に対する認定は、「違い」を承認しそれを自分と違うものとして扱う。しかし、そうなると出会いは持続的な関係を生産することができない。そこでの「違い」は自分と関係のない「違い」だからである。したがって、持続的な関係を生産する「出会い」は、互いの「違い」にもかかわらず自分を越えて疎通し何かを分かち合おうとする欲求を持っているという点で、偶然に通り過ぎる出会いとは違うということができる。

しかし、「疎通し何かを分かち合うという欲求を持った出会い」といっても必ず成功するとは限らない。欲求のせいで、「出会い」は肯定的評価を生産するものではなく、むしろ「反動的で否定的な効果」を生産したりもする。したがって、問題はただの「出会い」ではなく、その出会いが持つ特殊性を把握する必要があるということである。

男と女の出会いは、「恋人」なのか「友達」なのかによって、両者の欲求と情緒は互いに全く違う関係を誘発することもある。同様に、南北交流協力が実質的な南北交流関係になり新しい時代を切り開いていくためには、南北の出会いが持っている特殊性と独自性を理解する必要がある。

これと関連して、すでに韓半島の歴史には南北関係の特殊性を相互整理しながら南北が互いに合意した枠組みを持っている。1991年に結ばれた「南北基本合意書」によれば、南北の関係は米国、日本、中国などその他の国と結ぶ関係と根本的に違う。「南北基本合意書」本文は、南北の関係を「国と国の間の関係ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊関係」であり「平和統一を成就するための共同の努力を傾注」する関係と規定している。したがって、南北の交流はやはりこのような南北関係が持っている特殊性に対する理解から出発する必要がある。南北基本合意書に規定されている南北関係の特殊性は、次の三種類の意味を含蓄しているということができる。

一つ目に、「南北関係」は米国、日本、中国など他の国と結ぶ関係と違い、「統一を志向」しながら「平和統一を成就するための共同の努力」を遂行する関係という点である。二つ目に、そうであるからこそ、このような合意が含蓄されていることは、南と北という二つの国は米国、日本、中国のような「正常な国」ではない「非正常な国」または「分断国家」であり、南と北の関係は欠乏を克服しようとする意志と欲望を持った関係であるという点である。したがって、三つ目に、南北関係とは根本的に統一を含蓄し統一を作り出す関係であるということである。このように捉えるとき、しかし、統一とは二種類の意味を含蓄するようになる。まず、二つの分断国家が一つになる「目標としての統一」であり、次に、二つの分断国家という現在の状態を承認しその中で統一を作り出す「過程としての統一」という概念である。

一般的に「目標としての統一」という概念は、「目標」それ自体を絶対化するので、韓半島の半分を実効的に支配している分断国家の現在の対立

状態を否定し、それを今すぐ克服しようとする。したがって、このような「目標としての統一」は、「過程としての統一」を否定し、他者を絶滅の対象と捉え、赤化統一または北進統一の延長線上に置くようになる。例を挙げると、このような観点から「南または北という分断国家」は、「韓半島における唯一の正統な国家」だという正統性競争のフレームの中で「分断国家主義」を再生産する。しかし、ここには「国家」があるだけで「民族」がない。なぜなら片割れ国家は民族アイデンティティを含むことができないからである。したがって、このような「目標としての統一」は、民族を統一しようとする意志と逆に「国家と民族」を一致させて他の「民族」を排除するので、統一の障害に凋落するしかない。

反面、1990年代以降に登場した「分断体制平和論」いう「脱民族的言説」は、南北関係が持っている特殊性を忘却しており、現在の分断状態を維持し管理する次元から分断問題を思惟するという問題がある。この議論は「平和か戦争か」の二分法的図式を用いており、歴史的に形成されてきた民族国家に対する欲望を無視し、他国との関係で提起される「平和」という一般論的次元に韓半島の分断問題を代替させてしまっている。これでは真の「平和」をつくる道とはなれない。なぜなら、南北関係は二つの分断国家の間に形成される関係だからである。正常国家同士で結ばれる一般的関係は、互いの歩みに無情・無関心でいられる場合があるが、南北関係はそうはいられないのである。

正常国家同士の関係は、相手国がどのような意志を持って歩んでいくのかに互いに無関心であり、両者の利益のために外交的な関係を結ぶだけである。しかし、南北関係はこのような一般的な外交に限定されない。なぜなら、南北関係は「国と国の間の関係ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成される特殊関係」として、すでにその関係の中に二つを一つにしようという意志と欲望を内包しているからである。したがって、この二つに「無関心」を強要する「分断国家下の平和体制

制」は、むしろ逆に「同一性」に向かう欲望を刺激し、強制的にでも自身の欲望を実現しようとする「タナトス」を発動させる。こうなると、分断体制の中の平和は「砂上の楼閣」になるしかない。

したがって、われわれは再び南北基本合意書に提示されている「特殊関係」へ戻って南北関係を思惟するしかない。南北関係は、「国と国の間の関係ではない、統一を志向する過程で暫定的に形成される関係」として現在の分断状態を承認しながらも、「統一」を作り出す二つの主体として南と北の二種類の権力体系を認めることで、「目標としての統一」を「過程としての統一」と「結果としての統一」という相互弁証法的発展へ変化させている。ここでは「分断」とは長期的に「統一」を作り出す現在の矛盾を指しており、「統一」はこの矛盾を克服止揚する目標として再設定されるのである。したがって、南北交流協力の重要性が極大化されるということは、これと同じ「過程としての統一」と「結果としての統一」という二種類の「統一」概念が弁証法的に結合される場所だということができる。

3. 南北交流協力において作用する「愛と憎悪の弁証法」：民族的リビドーの挫折と「治癒」

現在、南北関係における交流協力が可変的で予測不能性である理由は、南北の「出会い」がこのような二種類の統一概念を相互弁証法的に結合させるのではなく、むしろ互いに対する不信と敵対性を強化させるきっかけとして作用しているためである。そうならば、なぜ南北の出会いはこのような逆効果を生産し、肯定的出会いを際限なく挫折させるのであろうか。この点で再びわれわれが思惟しなければならないのは「愛と憎悪の弁証法」である。愛する者同士は会うことを簡単にはやめられない。愛する者同士は、関係の持続が多く挫折と苦痛をもたらすとしても、関係を容易く断ち切ることはできないし、どうにかして出会いの紐帯を維持しようとする。

同じように、南と北の関係はいくら断ち切ろうとしても断ち切れない。そういう性質のものではないのである。すでに述べたように、南と北の関係は米国・中国・ヨーロッパ諸国などの国と結ぶ関係と違い、互いに無情・無関心でいられない。南と北の関係には特別な感情や欲望が作用しているためである。「民族＝国家」という一つの国民国家を建設してきた西欧と違い、韓半島における近代化は日帝による植民地支配を経過し「民族＝国家」をつくることができなかったのである。

その上、西欧では「民族＝国家」とは「想像の共同体」であったが、韓半島での「民族＝国家」は、少なくとも高麗時代以降には、一定の地域で一つの政治共同体をつくり継続させてきた「歴史的国家」という基盤を持っている。韓民族が歴史の中で形成してきた民族的リビドー (national libido) は、「民族＝国家」という欲望を持っている。しかし、この欲望は挫折し、日帝による植民地支配以降、韓半島において民族≠国家となっている現在まで、民族の欲望を抑圧する甚大な「傷 (trauma)」を残している。

このような点で、われわれは南と北が経験する「6.25 戦争」を含んだ分断の悲劇を思惟しなければならない。ドイツの分断や韓半島の分断は、どちらも「東西冷戦」の産物だといえることができる。しかし、ドイツは「戦争」という極端な暴力なく分断されたにも関わらず、韓半島は「骨肉の争い」であり「戦争」という極端な暴力を経験しなければならなかった。韓半島の場合は、統一に向かう欲望がより強力で巨大であったためである。同様に、東西冷戦体制の解体とともにドイツは統一へ進んだが、韓半島ではそうならなかった。欲望の強烈さがむしろ相互間の敵対性を強化するように作用したためである。

フロイトはこれに関連して、リビドーが作り出す二重の弁証法、つまりエロスとタナトスの弁証法に対して述べている。生命と愛の欲望である「エロス」を作用させるイド (Id) は、それが挫折するときに「同一化の欲望」を実現するために死と憎悪の欲望である「タナトス」へ転化される。

同じように、韓半島の分断体制にもこれと同じ弁証法が作用しているのである。したがって、問題は「出会い」ではなく、「出会い」の根本的欲望である「民族国家に向かう民族的リビドー」の欲望が、「生命と愛の欲望」である「エロス」的欲望になって流れるように南北交流協力の枠を変えていくことなのである。

そうならば、実質的な南北交流協力の時代を切り開くためにわれわれは何をしなければならないのだろうか。第一に、南北関係の予測不能性と突発性を他者に対する敵対心や理解不能性へ変えるのではなく、その基底から流れて出る民族的リビドーを把握し耐え忍ぶ過程が必要である。ドイツ語で情熱または熱情は「Leidenschaft」であるが、ここで「Leiden」は「悩まされる、苦しめられる」という意味を持っている。愛はただ与えられるのではない。それは互いに悩まされる苦痛と忍耐の過程を必要とするのである。したがって、不可解だと悩まされる事態の可変性と突発性を、理解不能なものとして簡単に心に刻んでしまうのではなく、その基底に流れる「愛」の歪みを見て、その「愛」がエロスのなものになるように相互関係を調節する過程が必要なのである。

第二に、このような点で南と北は互いに対して「他者」である。「他者」は「私」にとって見知らぬものであり、「私」が掌中に収めたと思った瞬間、私の手からこぼれ出ていくものである。しかし、「私」にとって見知らぬもの、時にはすさまじく奇怪なものと対面して関係を結ぶときにだけ、われわれは存在の拡張と生命を得られる。このような点で「分断の奇怪性」「南と北の異質性と不慣れさ」に対面する勇氣と情熱を持たなければならない。そして「休戦線」が持つ曖昧さと両価性を、人文的価値の創造と民族共同体の建設という観点から、トラウマを治癒し積極的な連帯を生産する疎通にしていくという姿勢が必要である。

第三に、南北の出会いを敵対心へ変えている核心は分断が残した傷と関連しているという点を把握し、この傷を悪化させるのではなく、むしろわれわれの悲劇的な苦難の歴史についてわれわれ自

身の歴史を統合させながら、一緒に苦痛を分かち合って「治癒 (healing)」する方向を模索しなければならない。現在の南北関係は、骨肉の争いの悲劇を他者へ転嫁し分断国家へ自身の欲望を転移させる構造と関連しているために、南北が互いを加害者と転置して「復讐の心理」を育んでいる。しかしそうではなく、むしろわれわれが皆すべて被害者であるという観点の中で両方の苦痛を一緒に抱いていく積極的な方式が必要なのである。

フロイトは「反復強迫症」と「恐怖症」の原因を「実在的不安 (realistic anxiety)」「神経症的不安 (neurotic anxiety)」に求めた。しかし「分断のトラウマ」は「実在的不安」と「記憶の喚起」を通して作用する。南北の政治・軍事的対立、そして分断と戦争を喚起する構造は、際限なく相手との紐帯感を破壊し「恐怖」を現在のものとする。したがって、分断のトラウマを治癒する過程は、社会構造的次元において、南北の政治・軍事的な平和と紐帯、疎通の枠を作り上げる過程なくしてはきちんと働き得ない。このような点で、南北関係および南北交流協力の安定性を確保するために、1972年に7・4南北共同声明で南北が最初に合意し2004年になされた南北相互間の誹謗中傷を禁止した事例は、非常に重要な実践的行為に属すると言える。

第四に、南北交流協力が志向しなければならない点は、南北の悲劇的歴史を韓半島全体の歴史として、自分の生として統合させなければならないということである。J. ラカンが言ったように、存在の統合的生は自身の悲劇的過去を自分の生へ統合させることで可能となる。したがって、何より重要なことは、南と北という分断国家が互いに欠乏している存在だという点、そして分裂的な民族の生と苦難を自己の叙事として統合することである。G. グラスが言ったように、韓半島は「日本の支配」という「苦痛の受難の歴史」を共有している。したがって、南北交流協力は片方を自分の歴史として統合する統合叙事を作っていく過程として成されなければならない。このような点で、南北交流協力は片方のみの朝鮮学と韓国学の対立

を越えた、相互共通の叙事を作り出す過程であるということができる。

第五に、南北分断体制が「国民づくり」を通して生産してきた自身の「身体」は、実は分断された社会的身体であるという点を認識し、分断された社会的身体から出てくる両者の無意識的な行為様態や態度を常に警戒し、それを克服する姿勢が必要である。分断は単純に二つの国家の敵対的対立だけを生産するものではない。分断国家は、自身の欠乏を縫合するために「正統性競争」を通して韓半島に存在する唯一の国家として自身を再生産しなければならない。「象徴資本」を独占している国家は、分断の責任と戦争の傷を負っている国民の痛みを他者へ転嫁することで、分断の様々な意識的形態をつくってきた。朝鮮学または韓国学という二つの分裂した学問の体系はこれを見せつけてくれる。

第六に、南北交流協力は政治・経済的交流だけではなく、統一の社会的身体を作り出す全方位的な交流協力、すなわち学問、体育、文化などすべての界 (field) で必要である。のみならず、その主体はやはり南または北という国家ではなく、南と北の各界に存在する多様な「市民」が担わなければならない。南と北は根本的に政治・経済的体制の対立を脱し難い。これは、南北が「民族」を代表しはするが、それはどこまでも政治的な代表体として「国民」によって制限されるしかないためである。しかし、韓半島において国民は民族と同一ではなく、分断の傷と敵対性は国民と民族の乖離から出てくるのである。したがって、南北交流協力は「国家」の次元ではなく「民族」の次元で行っていく姿勢が必要である。

4. 南北交流協力における疎通の姿勢： 「教え学びながら」「共通性」を生産 する対話

統一韓半島の未来像は、南北の差と欠乏、矛盾を認め、その中で互いの状態を止揚する過程の中でのみ生産され得る。したがって、それは「過程

としての統一」と「結果としての統一」が相互弁証法的に統合されるという合意を作り出す疎通の中でのみ作用する。1991年の南北基本合意書によってなされた特殊関係から導き出された南と北の弁証法的統合の事例は、2000年に二人の首脳が出会い合意した「南北共同宣言文」に見出すことができる。ここで二人の首脳は、これまで対立的であった南と北の統一案に対して、次のように合意を導き出した。「南と北は国の統一のための南側の連合制案と北側の低い段階の連邦制案が互いに共通性があると認め、今後この方向で統一を志向していくこととした」。

もちろん、この合意案が実質的に統一を作り出す方法、実質的に統一を可能とする方法のすべてではない。しかし、この合意の精神が持っている基本的な特徴は、南と北が互いに「違い」を認め、その中で「共通性」を見つけていこうとした点にある。ここで見つけた共通性は、第一に、疎通と合意の過程が単純に他者が自分と違うという「差異」に対する認定に留まるのではなく、その差異を積極的に克服しようという姿勢を持ったことである。この合意をめぐるいくつかの論争があるが、それにもかかわらずこの合意が持つ精神は、すべての出会いが肯定的で生産的な出会いになるために必ず必要である前提から出発している。一般的に、自身の存在価値を認められない者は、自身の存在性自体をはく奪されるために強力に抵抗するしかない。したがって、自分の価値や規範、情緒、文化という枠に他者を合わせようとすることは、他者を無視することであり、その関係の持続性を損ない、むしろ否定的効果のみを生産する。このような点で、肯定的出会いを可能たらしめるためには、他者が持っている価値と情緒、文化について認めるのみならず、積極的に理解し受容しようという学びの姿勢の中で「対話」を作っていかなければならない。

第二に、南と北の出会いが作り出す「疎通」のパラダイムは、他者の他者性を認めてその中で統一韓半島という未来の共同体のための共通規則を生産する過程にならなければならない。一般的

に人々は、「易地思之」のように互いの立場を変えてみると互いを理解することができるという。しかし、南と北の疎通はこのような次元からより根本的な地形へと進まなければならない。なぜならば、南と北の分断体制は相互敵対性という情緒的・無意識的な次元での憎悪感情だけではなく、60年の間に敵対的分断体制によって生産された、自分たちだけの合理的規則と価値—文化—情緒を蓄積してきたためである。したがって、「易地思之」のような思惟と対話方式は、「自身が理解することができること」だけを理解する「独白」に落ち込むしかない。

柄谷行人は、特定の規則を共有している人々の間の対話は「自己対話」「独白」だと規定したことがある。南側もしくは北側の人々の内部でなされる対話は「自己対話」である。しかし、南と北の対話は自己対話として解くことができない。なぜなら、ここでは互いに共有する「対話の共通規則」がないためである。したがって、問題はこのような共通規則がない状況で、どのように生産的に対話や討論を可能にさせるのかということである。このような点で、南北の疎通は「易地思之」を越えて他者の違いを積極的に学び自分自身の違いを積極的に教えようという「教え学ぶ非対称的コミュニケーション」を展開する必要がある。ここで学ぶ者は南から北、北から南であり、教える者は南から北、北から南でなければならず、このように相互に教えそして学ぶ過程を通して共通規則を作っていかなければならない。

しかし、このような共通規則をつくる過程は普遍的価値と分離されているのではない。一般的に、人々は共通規則をつくる過程を普遍化の過程と分離されているものと考える傾向がある。普遍的価値や普遍化の原理を、すでにわれわれに与えられたものとして見過ごすためである。ここで人権、自由、平等のような価値は与えられた前提となる。しかし、このような価値は同一の内容を持っているものではない。われわれが今日持っている人権、自由、平等の価値は近代自由主義によって作られたものである。したがって、共通規則や普遍的価

値は事前に与えられたものではなく、特定の時代を生きる人々が創造的に作り出して行くものである。

まさにこのような点で、第三に、統一韓半島の民族共通性を作り出す疎通においての普遍化原理を再考する必要がある。自由、平等、民主主義、人権などに関する価値は、現代人にとって与えられている普遍的価値だといえる。しかし、南と北が考える自由、平等、民主主義、人権の内容は違うかもしれないし、それに接近する方式もやはり違うかもしれない。ここで意思疎通の問題が発生する。しかし、万が一このような価値について西欧的な方式をそのまま適用し一般化するとしたら、意思疎通は断絶されるしかない。したがって、問題は南と北が持っている独特の論理的語法と疎通の手続きを守る必要があるということである。

例を挙げると、北の主体思想^{チュチュエ}は「人間は自主性、創造性、意識性を持った主体」という点から出発する。しかし、主体思想を観念論的だとかイデオロギーだとして遠ざけておきつつ、南の論理的文法に従えと彼らにいうとき、対話は中断される。したがって、彼らの主体思想^{チュチュエ}を全面的に拒否してその外側で彼らに対する批判を提起する方式よりは、「人民のための主体思想」という方式で、彼らの語法に従って主体思想の原理を普遍化するような意思疎通が必要である。彼らが使用する語法に従ってわれわれの話を彼らに投げかけ、彼らが抱えている問題に対する批判的問いを提起することで疎通の輪を作り、共通の規則・普遍化された規則を作っていこうという「疎通」の姿勢が必要である。

もちろん、多くの人は北との疎通が難しいということを知っている。しかし、そうだからといって互いを結ぶ紐帯がまったくないというわけではない。万一このような紐帯がないならば、われわれは「共通規則」を生産する対話を継続的に展開することができないのである。

第四に、南北の疎通と出会いにおいて互いを連結し括ってくれる紐帯とは、「南でも北でもない韓半島」という、未来において建設しなければな

らない民族共同体としての、すべての韓民族の力量が発揮される統一国家の建設である。南北の特殊関係は、まさにこのような民族共同体の次元で見ると、南と北が分断国家として「民族全体」を包括できない民族≠国家という分裂を持った、欠乏した存在という点にある。したがって、互いの欠けたところを克服していこうという、南と北の対話を作っていく欲望は、「統一韓半島」という民族共同体に対する熱望へ続いている。

しかし、このような熱望は「南北交流協力」においてその意図とは違い、全く相反された結果を誘発するかもしれない。以前は民族主義統一論は歴史的に政治－生活－文化を共有してきた共同体が持っている内在的な価値と文化的原型を固守しながら、その中で同質的なアイデンティティ、同一性を追求する傾向があった。しかし、このように一つの物差しへ還元される同一性の論理、同質性の回復という観点は、むしろ他者の差異を異質的なものとして断罪し排除することで、「出会い」を生産的なものではなくむしろ受動的かつ否定的なものへ変えてしまう。したがって、「出会い」が「民族共通性 (national commonality)」を生産するものにするためには、「他者の他者性」が持っている「差異」が出会ってその関係性の中で形成される「共通性」を創造する過程として理解する必要がある。

ここにおいて「共通性」は、「民族的原型」と同じある一つの物差しを準拠点として持っているのではない。むしろ、多様な差異が出会い、未来的なものとして自身を生成するものである。ウィトゲンシュタインが言ったように、「家族類似性」とは互いに同じところが一つもないにもかかわらず、互いに似ているのである。家族構成員の鼻や口、額、耳、手、足など、どれ一つとっても全く同じというものはない。しかし、全体的に似ているのである。同じように、南と北、海外同胞たちを包めて韓民族の相似というものは各々違う。しかし、そうにもかかわらず、全体的に「韓民族」という特徴を共有している。したがって、このような観点でなされる「南北交流協力」は一般的な

交流協力と違い、「民族国家」の建設という欲望に依拠して分断国家としての自身の欠乏を認め、その中で互いに教え学びながら「統一韓半島」という未来の民族共同体を作っていこうという姿勢から出発するものであるということができる。

第五に、南北交流協力の枠を南と北という二つの枠に合わせるのではなく、韓民族全体の次元へ拡張させつつ相互間のネットワークを構築する必要がある。今回、建国大学統一人文科学研究団で調査した中国朝鮮族、ロシアの高麗人、在日朝鮮人の民族アイデンティティを見れば、彼らなりの民族的同一性に向かう欲望を持っていることがわかる。特に、今回の調査結果には、民族アイデンティティが強くなればなるほど、韓国や韓国人から受ける傷が強いということが表れている。この結果は、彼・彼女らが韓国や韓国人から特別に差別を受けるからではない。韓民族というアイデンティティまたは欲望に付合する待遇がなされていないからだということを意味する。したがって、彼・彼女らを他の違う国から来た種族のように見なすのではなく、彼らの欲望を考慮した「出会い」、特に彼らの地政学的位置を考慮した南北交流協力の拡大方案を考えなければならない。

現在、韓民族の海外居住人口は約720 万名であり、これは世界で4 番目に大きい。本国居住民に対する比率としては約10 パーセントで、ユダヤ人を除いて世界で最も高い比率を見せている。ところが、このような高い比率の海外同胞が居住している地域の分布図を見ると、大部分は特定国家、それも韓半島を中心として対立している、米一日および南の三角と中一露および北の三角に集中的に分布しているという地政学的特徴を持っている。中国（1 位、2,704,994 名）、米国（2 位、2,176,998 名）、日本（3 位、904,806 名）、独立国家連合（4 位、535,679 名）に居住する海外同胞は、海外同胞全体の約87.98%を占め、その中で米国を除いた韓半島周辺の極東地域に居住する居住者の比率は約57%である。従って、彼らは未来の独立韓半島を建設する主要な資産であるということができる。

そして、この点で南北交流協力は南と北という

韓半島から抜け出し、韓半島と連結される地政学的特性にしたがって拡張される必要がある。もちろん、この場合何よりも重要なことは、在外同胞を南と北の体制競争のための道具や統一のための道具として扱うのではなく、彼らの地政学的特性を考慮して南北交流協力と連結される点を見つけ、実際に連結させるということである。例えば、ロシアの高麗人の場合には「TKR-TSR の連携を通じた相互発展に関した構想」および「韓国、朝鮮、ロシア3 カ国の農業協力の新しいモデルの構築」などを考慮して南北交流協力の枠をつくり、中国朝鮮族の場合には、延辺朝鮮族自治州を中心にした「韓国、朝鮮、中国間の境界線が接する地域の経済協力」などを構想していくのである。従って、新しい南北交流協力の時代は海外同胞までを含めて、互いの差異を連結させながら統一韓半島という未来の共通規則を創出していくという「拡張された南北交流協力」にならなければならない。

5. 終わりに：南北交流協力の規制的理念としての「人の統一」

今日われわれが再び南北交流協力の時代を開くための実践に進むのであれば、それは先に見たように南北関係の特殊性から出発した南北交流協力にならなければならない。のみならず、南と北という韓半島を越え、海外特に極東地域に居住する海外同胞まで含める南北交流協力にならなければならない。しかし、このような南北交流協力の外縁的拡張だけが新しい南北交流協力の時代を開く十分条件になるのではない。より重要なことは、そのような出会いが質的に生産的でありながら肯定的な効果を創出できるものにならなければならないということだ。このような点で、新しい南北交流協力の時代は「人の統一」という規制的理念の中で作用しなければならない。

一般的に人は、統一を南と北という二つの敵対的・異質的体制の統合だと考える傾向がある。しかし、分断体制は単純に二つの分断国家の体制の対立や競争へ還元され得ない。なぜなら、分断体

制はそこに住んでいる人々の心と体に掘り込まれている分断の痕跡を残すからである。従って、単純に二つの異質な体制を統合する政治経済的な体制統合は、分断を克服し統合する社会を創出するという方向へ進むのではなく、むしろ統一ドイツの初期経験のように、社会的葛藤と分裂を持続化する結果を生むかもしれない。このような点で、統一は単純な体制統合の問題ではなく、二つの体制で全く別に生きてきた人の価値—情緒—文化を統合する「人の統一」に関する問題である。

同じように、南北交流協力の増加もそれが惹起する効果は一つの方角のみ持つてゐるのではない。むしろ、それは互いの不信と敵対性を増やす方向へ作用するかもしれない。このような点で、南北関係でなされる南北交流協力は伏兵が所々に散在しているということができる。その上、南北関係は歴史的に形成されていた「民族的リビドー」の強烈な民族統一の熱望と、他の関係とは違い「兄弟愛」のような独特の「エロス」的感情に基盤を置いているという点で、南北交流協力自体が剥奪されてしまうと、正反対の破壊的効果を内在する状況となる。したがって、新しい南北交流協力の時代を開くことは、単純に「統一」に対する情熱だけでなされるものではない。現実的に与えられた条件を冷静に把握しつつ進む姿勢が必要である。

特に、このような姿勢において最も重要なことは、「過程としての統一」と「結果としての統一」の弁証法を理解し、現在の分断国家体制が実効的に支配されているという現実から出発することである。そして、その現実から他者の他者性と差異を相互肯定と認定、そして学びの「疎通」へ変えていくことである。しかし、そうだとすると、このような差異の認定と分断国家の現実的対立、そして分断状況に対する認定が、単純な分断体制の管理や平和のみに帰結するならば、それはむしろ逆効果を誘発するかもしれない。したがって、「過程としての統一」と「結果としての統一」が相互弁証法的な発展過程を通して結合され得るような、南北関係・南北交流協力の規制的理念を設定する必要がある。

現実的に南北という二つの分断国家を認めるために相互疎通と協力の体制を作っていくのだといっても、南北関係または南北交流協力はそれが本質的に統一を志向する関係という点で、それを括る一つの共通的な基盤つまり紐帯というものを持っている。それが「規制的理念としての人の統一」である。「人の統一」とは、南北交流協力を南と北という二つの体制の間でなされる交流協力ではなく、海外同胞を含めた人々の出会いが「民族共通性」を生産する過程になることである。もちろん、この過程で無数のいざこざと誤解、分断の伏兵に出くわすだろう。しかし、そうにもかかわらず、「人の統一としての規制的理念」は、韓半島の統一が単純な体制統合ではなく、特定の価値と情緒、文化を統合するものであるという点で、長期的であり多くの忍耐と時間を必要とする作業である点を肝に銘じる必要がある。

したがって、南北交流協力の新しい時代を開くためには、これ以上一つの韓半島を想像するのではなく、海外同胞を含めた複合的統一国家を想像しなければならない。さらに、統一を一過性の事件ではなく、「過程」として捉え、韓半島に暮らしている韓民族だけではなく、海外同胞までを含めた独特の価値と情緒、文化を持っている人の統一という「規制的理念」の中で、差異を民族共通性生産の次元へ変えていく「疎通」と「協力」の体系を考案していかなければならない。この点において、「違いの共存」は「無関心」ではなく積極的な連帯のための疎通の出発点にならなければならないし、「統一方案や統一韓半島の未来像」は固定されたり前提とされなければならないのではなく、統一をつくり出していく過程の中で創造されなければならない未来企画的な作業として残しておくという、「開放的でありながら未来生産的な南北交流協力」にならなければならない。

【訳注】

日本語訳においては、「한」＝「韓」、「조선」＝「朝鮮」というように敢えて原文を直訳的に訳した。

例えば「한반도」→「韓半島」、「한민족」→「韓民族」、「한국학」→「韓國学」、「조선학」→「朝鮮学」とした。日本語では、通常は「韓半島」「韓民族」という言葉は使わず、「朝鮮半島」「朝鮮民族」という言葉を使うが、原文は「한」「조선」にそれぞれ意味を持たせて使用している。よって、原文の含意を損なわないためには、日本語としては多少不自然になるが、原文で用いられている言葉に忠実に、直訳的に訳す方がよいと判断した。

[日本語訳：森類臣]

研究ノート

韓国の兵役法における社会的公平性の問題と 在外韓国人男性

洪ジョンウン（大阪大学大学院人間科学研究科）

1. はじめに

(1) 研究目的と背景

2002 年、兵役義務を回避する目的で韓国籍を放棄し、米国の市民権を取得したと思われる有名芸能人（A 氏）が韓国仁川空港で入国を拒否される事件が起きた。当時韓国では、韓国国内において営利目的で経済活動をするなどのある種の権利を享受しながらも、兵役という義務は果たさないという二重国籍や外国永住権を持つ在外韓国人男性に対する批判的世論が高まっていた。そのような状況の下、韓国政府が出入国管理法第 11 条（入国の禁止等）に基づき、「外国人」である A 氏の入国を禁じたのである。韓国籍を放棄することで兵役義務を忌避した人に対する厳しい姿勢を見せた当該事件は、国籍が兵役の問題に直結する属性であることを韓国社会に改めて認知させた契機となり、二重国籍者や外国永住権者にも兵役義務を公平に賦課することが兵役法の改正における重要な課題となった。

その事件から 10 年余りが経った現在、一定期間を韓国に滞在、もしくは営利目的で経済活動をした二重国籍や外国永住権を持つ在外韓国人男性も、韓国国内の韓国人男性のように兵役義務を履行しなければならない状況に変わった。従来、永住目的で帰国する場合のみ兵役義務を賦課していた「在外国民 2 世」制度に、2011 年 11 月、本人

が 18 歳以降、合わせて（累計）3 年を超えて韓国の国内に滞在した場合に兵役義務を賦課する条項（兵役法施行令第 128 条第 7 項の 2、大統領令第 23305 号）が新設されたためである。このような変化の背景には上述した国籍による兵役義務の配分をめぐる公平性の問題が大きく影響したと言える。しかし、その国籍という属性に異なりを持つ人々の立場から改正兵役法は、公平な兵役義務の配分を実現していると言えるだろうか。本稿では、これまで韓国国内の韓国人男性の視点から捉えられていた韓国社会における徴兵制の社会的公平性問題を、在外韓国人男性、さらには在日韓国人の視点から捉え直したいと思う。

(2) 研究方法

本稿では徴兵制を可能とする実定法の変遷内容に着目する。韓国の法体系は最上位法として大韓民国憲法があり、国会で制定する法律とその下位規範である大統領令、総理令、部令などの施行令及び施行規則を指す法令が憲法の下に位置する。法律は国会の議決を経て大統領が署名、公布することによって成立し、法の体系において法律は憲法の下位、命令と規則の上位に位置する¹⁾。よって法律は、憲法に拘束され、憲法に反する内容を持った際には違憲法律審査（憲法第 111 条）を経てその効力が否定される〔무산백과 2014 年 4 月 21 日の閲覧〕。本稿では、兵役の義務を明文化している憲法や兵役法、兵役法施行令における在外韓

国人に関する諸条項の内容を社会的公平性の問題を軸として分析する。

本稿で用いる大韓民国憲法は、1948年7月17日憲法第1号として制定されてから1987年10月29日憲法第10号まで、9回にわたり内容が改正されてきた。兵役法と兵役法施行令については次の2章で詳述する。韓国の法令は国家法令情報センターホームページ (<http://www.law.go.kr>) で公開されている。

2. 韓国の徴兵制と兵役法

(1) 徴兵制の歴史と現況

徴兵制 (conscription system) とは、法律の定めによって国家が国民に兵役の義務を負わせ、一定期間において軍隊で服務するよう義務付ける強制的兵役制度を指す [두산백과 2014年4月21日の閲覧]。兵役制度は一般的に義務兵制度と志願兵制度に区分されるが、韓国の場合、現役服務者 (将校、准士官、副士官、兵) の中で兵に対しては国民皆兵主義 (universal conscription system) の原則に立脚している徴兵制 (義務兵制) を、兵より上の階級に位置する指揮系統の幹部に対しては希望する者に限って服務できる志願制 (職業軍人制) を採択しており、混合型兵役制度が実施されている²⁾ といわれる。しかし、厳密な意味で下士以上の幹部は、兵役法ではなく国家公務員法第2条第2項の2で定める特定職公務員に該当しており、その任用、服務などの内容が軍人事法によって規定されている。兵と下士以上の幹部に対する適用法令が異なるという側面から、本研究では「兵」に対する兵役制度を徴兵制として定義し、用いることとする。

1948年8月15日、韓国における単独政府の樹立後、徴兵制が導入されるようになった。その契機は1949年8月6日に制定された兵役法にある³⁾。日本の植民地支配から解放された直後は私設軍事団体が存在していたが、米軍政庁 (在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁) は社会混乱や無秩序を理由に軍

政法令によってその私設軍事団体などの解体を命令し、朝鮮警備隊と朝鮮海岸警備隊 (兵力1千人程度) を設置した。それが韓国政府の樹立に伴い、9月1日に大韓民国陸軍と海軍に改編されたのである [김두성 2003: 71]。初期の兵役制度は、1949年1月に予備兵力の確保のために「護国兵役に関する臨時措置令 (大統領令第52号)」の志願制が実施されたことから始まったと言える。その後、定憲国会 (1948-1950年) で池青天⁴⁾ 議員らが提案した兵役法の議案が1949年7月15日、第4回国会 (臨時会) の第11次本会議において原案可決され、1949年8月6日法律第41号として公布されるようになった。そのとき施行された徴兵制が現在に至っているのである。

当時の兵役法は、英国、米国、オーストラリア、中国など諸国の兵役制度⁵⁾ を参考に作られており、法律の提案理由としては「我が国は北に38度線を境界として共產主義と対置しており、三面が海に囲まれているため国土防衛には相当の人数が必要であるので、我が国の青年に一定期間、国家のために義務的に軍隊で服務するようにする」ためと述べられている [国会事務処 1949a; 1949b; 1949c]。ここで前提となる「我が国」の範囲は冷戦イデオロギーによって朝鮮半島の南側だけに限られている。また、兵役法の制定には、植民地支配の経験や外勢の侵入という歴史的背景から「国土防衛」に重点が置かれており、「相当な人数」に対する国家財政の負担を減らす目的があったことが分かる⁶⁾。

一般的に徴兵制の長所としては戦闘兵力の維持に対する費用の節減、国民の軍隊という社会的代表性の実現、豊富な人力資源の活用、有事の際の予備戦力の確保などがあげられる。一方短所としては、兵力に対する需要と供給の不均衡、強制徴集による消極的動機、最低賃金よりも少ない兵士の給料などによる相対的剥奪感、兵士の入れ替えのため蓄積し難い戦闘技量などがあげられる [최영래 2003: 21-22, 문민희 2012: 10-11]。

韓国の政府組織法で規定されている中央行政機関の一つである国防部からは2年ごとに政策資料

集の『国防白書』が発刊されている。その2012年度版（李明博政権の政策基調に基づいているもの）によると、韓国軍の構造（軍事任務遂行に関する全般的な軍事力の構成関係）は、指揮構造、兵力構造、部隊構造、戦力構造から構成されている。その中で兵力構造は2012年末現在、63万6千人（陸軍50.1万、海軍4.1万、海兵隊2.9万、空軍6.5万位）となっており、2022年には52.2万人（陸軍の38.9万程度が減少）の水準を維持するという目標が設定されているなど、兵力構造の段階的削減と精鋭化が改善内容の中核となっている。また、2010年現在韓国の国防費は257億ドルで、GDP1兆147億ドルの2.52%に相当している。韓国の国民一人が負担する国防費は529ドルで、米国の国民一人が負担する国防費2,250ドルに対する4分の1（国防費6,936億ドル/GDP14兆5,000億ドルの4.77%）、日本の国民一人が負担する国防費426ドル（国防費544億ドル/GDP5兆4,600億ドルの1%）よりやや高い水準となっている⁷⁾。また、韓国の国防政策の大きな特徴は、1953年韓米相互防衛条約が締結されて以来、韓米同盟関係が国防政策の大きな軸となっている点である〔大韓民国国防部2012: 37, 120-124, 288〕。

（2）兵役法と社会的公平性の問題

徴兵制と関連し、憲法第39条第1項には「すべての国民は法律の定めるところにより、国防の義務を負う」と、国民の国防義務が明記されている。また、法律としての兵役法、その下の命令として兵役法施行令、さらに規則としての兵務法施行規則が設けられている。兵役法は国会国防委員会の審査と本会議の審議を経て大統領令で公布され、国会の審議を受けない兵役法施行令と兵役法施行規則はそれぞれ大統領令と国防部令で公布される。当該法律及び法令の所管部庁は兵務庁で、兵務庁は政府組織法に基づき、国防部の所属となっている。しかし、兵務庁の業務は軍への入隊前と除隊後の部分に絞られており、軍隊での服務期間中に関しては国防部が業務を担当することにな

っている。そのため、国防部と兵務庁の業務上の関係が必ずしも上下、服属関係であるとは言えない。

兵役法は、憲法第39条の規定によって兵役義務に関する基本的な事項を定めることを目的とし、92回にわたる改正を経て、2014年5月28日現在（一部改正2014.5.28. 法律第12684号）に至っている。兵役法は、第1条総則、第2条第1国民役⁸⁾編入、第3条徴兵検査、第4条現役兵などの服務、第5条補充役の服務、第6条兵力を動員、召集などの義務付け、第7条学生軍事教育及び義務将校などの兵籍編入、第8条兵役義務の延期、減免、第9条兵役義務者の居住地移動および国外旅行、第10条兵役義務の終了、第11条兵役義務の移行者などに対する権益保障、第12条兵務行政、第13条戦時特例、第14条罰則などで構成されている。一方、兵役法施行令は兵役法によって委任された事項及びその施行に必要な事項の規定、兵役法施行規則は兵役法及び同法施行令によって委任された事項及びその施行に必要な事項の規定を目的とし、その内容の構成は兵役法と同様である。

兵役法の内容は、憲法においてすべての国民が国防の義務を負うと共に、兵役義務の履行による不当な待遇を受けないという社会的公平性に基づいている。公平性（equity）の概念は、正義の実現という法の理想と密接に関連しており、社会的公平性（social equality）は現実の社会において実現された公平性を指す。アリストテレス〔Aristotle 1953〕によると正義の本質は公平性にあり、その公平性は平均的正義と配分的正義に区分される。平均的正義は形式的平等（いわゆる機会の平等）、結果的平等に基づいてすべての人間を同等に扱うことを意味するが、複雑な現実の社会においてすべての人間を同等に扱うことは不可能である。そこでアリストテレスは、同じものは同じく、異なるものは異なるように扱うという配分的正義を平均的正義と適切に融合させることで公平性が実現できると論じた。配分的正義は、形式的平等より実質的平等（比例的平等）に焦点を当てている。同じ範疇に同じく待遇するという同一性（identi-

ty)の原則と異なる範疇には異なる待遇をするという差異(difference)の原則によっては水平的で、垂直的公平性が実現される。水平的公平性の具現化は、18世紀末、他国よりも早く徴兵制を復活させたフランスの法令においても見られる。フランスでは、1793年に総動員令が布告され、すべてのフランス人が軍事徴用された。法令の一条では「…若者は出陣する。既婚者は武器を鍛え、糧食を運ぶ。女性はテントや軍服を作り、病院で奉仕する。子どもは古布を細かくほぐして包帯にする。そして老人は広場に自らを運び、戦士の勇気を奮い立たせ、諸国王への憎しみと共和国の統一を説く」など、公務員などの一部を除けば、免除や代理などの措置も原則上禁じており〔竹村1996: 1144-1146〕、徹底した国民皆兵制で水平的公平性を強調していた。韓国の徴兵制も配分的正義に基づき、憲法では国民皆兵という水平的公平性が記されており、兵役法では異なる属性に異なる待遇をするという、垂直的公平性が追及されている。

まず、兵役法第3条(兵役義務)第1項では「大韓民国の国民である男性は、憲法とこの法で定めるところにより兵役義務を誠実に遂行しなければならない。女性は志願による現役および予備役のみで服務することができる」という規定を定め、性別が男性である場合のみ、兵役義務を賦課している。

また、第3章第12条(身体等位の判定)第1項では、「身体や心理状態が健康で、現役または補充役の軍服務をすることができる人: 身体や心理状態の程度によって1級・2級・3級または4級」、第2項では「現役または補充役の服務はできないが、第2国民役⁹⁾の軍服務をすることができる人: 5級」など、身体心理状態によって1級から7級に分類している。第14条(兵役処分)においても、心身の健康状態や学歴、年齢によって入隊対象者を選別している。例えば、1級から4級にあたる人に対しては学力・年齢などの資質を考慮しながら現役兵の入営対象者、補充役または第2国民役を与え、5級にあたる人に対しては第2国民役、

6級にあたる人には兵役免除を行い、7級にあたる人には再身体検査を経てから規定によって第2国民役などの処分をしている。

さらに、第60条(徴兵検査及び入営などの延期)において①国外を往来する船舶の船員、②国外に滞在または居住している人、③犯罪によって拘束または刑の執行中の人などは徴兵検査や再徴兵検査を延期することができ(場合によっては猶予期間中に兵役義務の免除年齢に達することもある)、第62条(家計の事情による第2国民役の編入など)では貧困層に対して第2国民役および補充役への処分が可能となっている。また、第64条(第1国民役の兵役免除など)では障害者、脱北者などに対して兵役を免除するほか、第71条(入隊義務などの減免)では36歳以上の者に対して徴兵検査、再徴兵検査、現役兵入隊等の義務が免除されることとなっている。

兵役義務の対象者を異なる属性によって選別することとは別に、軍隊の種類や状況によって服務期間が異なるなど様々な条項が設けられている。例えば、現役兵の場合は第18条(現役の服務)において陸軍2年、海軍2年2ヶ月、海兵2年、空軍2年4ヶ月など、服務形態による服務期間の違いがあり、第19条(現役服務期間の調整)では兵役資源が不足した場合に服務期間が6ヶ月以内で延長され、定員の調整が必要な場合は6ヶ月以内の短縮が可能になっている¹⁰⁾。

上記のように、兵役法において性別、心身の健康状態、家計の事情、学歴、年齢など、個々人の異なる状況を考慮した上で異なる義務を賦課するという、差異の原則が働いていることがわかる。言い換えれば、韓国の徴兵制において、すべての兵役義務者に対する水平的公平性を実現することは不可能であり、したがって垂直的公平性を実現することが重要になっている〔이연우 2013: 79-80〕と言える。しかし、韓国社会において垂直的公平性の実現は極めて難しい課題である。なぜなら、「異なる待遇」の前提となる「異なる範疇」をいかに正義があるように構成できるかという問題が、兵役忌避や優遇など、一連の兵役不正問題におい

て中核の問題となっているためである。

兵役法が制定されて以来、兵役忌避の手法は変化してきた。1940-1970年代は可視的・社会構造的に不正問題が頻発し、兵籍記録の変造及び虚偽の作成、軍医官及び徴兵検査要員との結託などで不当な兵役処分を受ける事件が起きた。例えば、朝鮮戦争の際は、徴兵対象者が大学への進学を理由に徴兵を延期させたり、1960年代には当時の入営制限年齢の満30歳を超えると高齢の事由で兵役義務が無くなるという規定を利用し、大学院に進学して入営時期を延期させたり、免除者を手配して代わりに徴兵検査を受けさせたりするなどの手法が主に使われた。そのような兵役忌避の風潮は、1968年住民登録証制度の実施や1976年兵務資料の電子化という行政システムの整備、1973年兵役法違反などの犯罪処罰に関する特別措置の制定などによって、その10年余りの間で兵役忌避率が10%台から0.001%台へと激減するなど、変化した。しかし1980年代に入ると合法を装う違法事件が発生し、1990年代には自害行為、例えば、故意に膝や肩の関節を破裂させたり薬物を投入したりするなど、適法性を偽る専門的・知能的不正が問題となった。特に1990年代以降は移民や留学など、海外に滞留する際に外国の永住権もしくは国籍を取得し、当時の兵役免除年齢である満30歳まで兵役を延期することで、事実上の免除を受けるという手法によって兵役義務を忌避する人々の数が急増した〔최인중 2002: 19; 『뉴스메이커』 2004年9月23日; 『중앙일보』 2013年10月16日〕。

上記のように兵役不正問題は、個々人が持っている様々な属性を考慮しようとする兵役法における社会的公平性の理念を逆利用するものであった。韓国社会では、「差異の原則」の隙間から発生した兵役忌避の行為を防ぐため、兵役法で定めているあらゆる「異なる範疇」の判定基準をより厳しく調整してきた。しかし、依然として兵役法における社会的公平性の問題は韓国社会の大きな課題として残っている。

3. 兵役法の改正と在外韓国人の兵役義務

(1) 兵役法の変遷から見る在外韓国人への規制

1949年8月6日に制定された兵役法は、2014年5月末現在まで92回の改正が行われた。ここでは、兵役法の改正によって在外韓国人と関連する諸条項に見られる変化やその背景、意味について検討したいと思う。

次の【表1】からいくつかの特徴がうかがい知られる。一つ目に、兵役法の制定・改正の歴史において海外への出入国を利用して兵役義務を忌避する人々に対する懸念が常にあらわれている。1949年兵役法の制定をめぐって行われた国会臨時会議での議論〔国会事務処 1949b: 11-12〕を見ると、海外に在留している国民が志願によって徴集を延期できるようにするとの条項の挿入をめぐり、当時から既に兵役義務を忌避する人々が現れる可能性が検討されていたことがわかる。当時外務国防委員長は、生計や外交機関での業務、留学など、様々な理由を持つ外国国民を対象に、一括的徴集を行うことは国家的損失であると述べ、兵役義務の賦課について国外滞在という属性を考慮するという「差異の原則」を貫徹させた。

兵役法の制定後も兵役義務の賦課において国外滞在という属性を考慮するという原則は貫き通された（兵役法第70条に国外旅行許可及び取消が定められており、兵役施行令第146条に国外旅行許可範囲及び期間が詳細に規定している）が、それによる兵役忌避、兵役義務の不公平な配分という問題を防ごうとする動きもあり続けた。兵役法の改正が行われた内容を見ると、1970年代までは出国することで兵役義務を忌避する人々に対して関連規制と処罰が強化されており、1981年以降は出国者が帰国しないという手法で兵役義務を忌避することに対して規制及び処罰条項が設けられるようになった。そのような兵役法の改正は、主に1949年兵役法の制定後、国外旅行の許可を得て海外へ出た韓国人をターゲットにしており、韓国

【表 1】兵役法における在外韓国人に関する諸条項の内容の変遷

施行日	公布番号	制定・改正の内容とその理由
1949.8.6.	法律第 41 号	在外国民に対しては本人の志願により 26 歳まで徴集を延期
1973.3.2.	法律第 2454 号	国外旅行の制限を強化
1977.1.1.	法律第 2978 号	兵役義務の公平性を期するため一家が国外へ移住する場合、兵役義務だけは完遂するようにし、予備役などが国外へ移住する場合にも国家の有事の時に備えて兵役義務を留保するようにし、総力安保態勢の確立に寄与
1979.12.28.	法律第 3201 号	国外旅行の制限規定を削除
1981.1.1.	法律第 3266 号	一家が外国の永住権を得た場合、兵役義務者に兵役を免除。現行の国外旅行の時に許可を受けなければならない徴集免除者などを申告対象として緩和。一家の国外移住者に対し海外旅行の許可申請の際、保証書を添付しないように許可手続きを簡素化
1981.12.31.	法律第 3498 号	兵役義務者として兵務庁長の許可を受けず出国したり、正当な理由なしに許可された期間内に帰国しなかったりする事実がある者に対しては公私職の採用と官許業の許認可などを行なわないこと。国外旅行後の未帰国者などに対する制裁規定を補完
1991.2.1.	法律第 4317 号	国外出国者として所定の期日内に帰国しない者の保証人に対する過料を引き上げ
1994.1.1.	法律第 4685 号	家族と一緒に国外移住するなどの理由で補充役に編入したり、兵役免除の処分を受けたりした人が国内で永住する目的で帰国するなどの事由に該当するときには、その処分を取り消し兵役の義務を賦課
1999.2.5.	法律第 5757 号	兵役義務の免脱を防止するため国外移住者に対する現役兵の入隊義務等の免除年齢を 31 歳から 36 歳に引き上げ。国外の不法的に帰国しない人の発生を防止、予防するため、帰国保証人に対する過料を 300 万ウォン以上・3 千万ウォン以下から 500 万ウォン以上・5 千万ウォン以下へ引き上げ
1999.12.28.	法律第 6058 号	兵役義務者として現役服務または公益勤務要員としての服務を終えた人及び第 2 国民役に編入された人が国外旅行をしようとする際、地方兵務庁長への国外旅行申告を廃止
2002.12.5.	法律第 6749 号	海外旅行の許可の対象者のうち、入隊忌避者などについては、その許可を制限できるようにする根拠を新設
2005.7.1.	法律第 7272 号	兵役義務の忌避手段として利用される永住権取得者に対する兵役免除処分制度を廃止し、その代わりに入隊の延期処分。国籍法による国籍回復者の入隊義務免除年齢を 31 歳から 36 歳へ修正
2005.7.1.	法律第 7430 号	グローバリゼーションの時代に帰国保証制度は手続き上、不便であるのみならず、帰国保証人に対する過料賦課自体が他人の過失に対する責任を保証人に強制する側面が大きいため、帰国保証制度とそれによる罰金制度を廃止
2007.1.1.	法律第 7977 号	現役または補充役の服務を終えなかったり、第 2 国民役に編入していない 18 歳以上の全ての兵役義務者が国外旅行をしようとする際、兵務庁長の許可を受けるようにする国外旅行許可制度の必要性は認めるが、兵役義務を負わせることに大きな支障がない人までも海外旅行の許可を受けるようにすることは過剰な規制に該当するため、現役または補充役に服務中の場合を除いては、25 歳になっていない人は許可なしに自由に国外旅行できるように改善
2011.1.1.	法律第 9946 号	人種・皮膚の色などによって兵役の遂行に深刻な影響を受けるものと認められる人に対して補充役または第 2 国民役に編入するようにする規定を削除 * 厳密に言えば国内の多文化家庭の子どもに関する内容

政府の樹立以前（日本の植民地支配から解放される前とその直後）に海外へ移住し暮らしている人々やその子孫に対しては考慮していない。

二つ目に、韓国政府の在外同胞政策と在外韓国人に対する兵役法の改正との間に類似した方向性が見られる。1962 年には海外移住法が制定され、韓国国内での人口急増と失業問題を解決し、外貨を稼ぐ目的として海外移民が積極的に推進された。

代表的なケースがドイツに派遣された鉦夫の事例で、1963 年に協定を結び、1976 年まで 6,546 人の韓国人男性がドイツに移住した〔国家記録院 2014 年 12 月 5 日の閲覧〕。1962 年 3 月 9 日に施行された海外移住法（法律第 1030 号）第 3 条（移住者の欠格事由）の 1 には「兵役を忌避した者や徴集該当者として現役服務を終えていない者、但し、徴集免除処分を受けた者は例外とする」という条

項が設けられていた。現行の海外移住法（2014 年 10 月 15 日施行、法律第 12772 号）第 3 条の 1 に書かれている「兵役を忌避している者」と比べると、1960 年代には徴集免除処分という例外が法的根拠に基づいて認められていたことがわかる。

また、金泳三政権（1993～1997 年）のときは、新僑胞政策が模索された。在外韓国人と母国との関係性が再考され、忘れられてきた「海外同胞」の存在が可視化されるきっかけとなった [이진영 2010: 7-8]。韓国の外へ出る海外旅行者に対する兵役法上の規制から韓国の中に入る帰国者に対する規制へと兵役忌避の規制対象に変化があらわれたことも、このような背景が反映されたためであると考えられる。

三つ目に、兵役義務の賦課対象者数、いわゆる兵役資源のバランス問題があらわれている。1960-1980 年代は人口減少政策として家族計画事業が行われるほどに過剰な人口が社会問題となっており、兵役対象者の過剰状態も続いていた。1974 年には全国 18 万人にのぼる男性が徴兵待機の状況に置かれ、就職や海外旅行において兵役忌避者のように扱われる被害もあらわれた。そのため、当時、兵役を忌避していない善意の兵役未了者を救済しようと、徴兵検査から 5 年以上が経った長期待機者は召集免除をするという制度が新設された。しかし 2000 年代に入ると、少子化問題やグローバル化の促進による国外移住の増加といった社会変化で、兵役資源が激減した。兵役資源の不足を補うための兵役政策としては、①兵役代替服務制度の縮小または廃止、②募集制度の拡充、③現役服務の差等制、④女性軍人参加者の拡大、⑤各種兵役免除制度の縮小、⑥服務期間の調整などが考えられる [김두성 2002: 30, 58-59, 135-136]。【表 1】においても 1999 年から国外移住者に対し、兵役義務の免除年齢を従来の 31 歳から 36 歳に引き上げるほか、2005 年には永住権取得者に対する兵役免除処分制度を廃止するなど、兵役忌避を防止することはもちろん、兵役資源を増大する目的としても在外韓国人に対する政策の変化が起きている。

さらに、今まで兵役義務の免除対象であった多文化家庭¹¹⁾で生まれた子どもが 2011 年以降、兵役義務の賦課対象者になったことは、韓国の徴兵制において大きな変化であると言える。従来の兵役法は、すべての帰化者と、人種や肌の色が明らかに異なる男性（混血児など）に対して第 2 国民役を処分し、事実上の免除を行っていた。しかし、2011 年 1 月 1 日から 1992 年 1 月 1 日以降に生まれた人種や肌の色が明らかに異なる男性も第 1 国民役として徴兵検査を受けるようになった。2013 年現在、多文化家庭においてその構成員数は 75 万人、多文化家庭の子女は 19 万人で、そのうち入隊者数は 200 人を超えている。2020 年には韓国の多文化家庭の構成員数が 100 万人を超える時代が訪れ、10 年後の多文化家庭の入隊者数は 1 万人にのぼると推算される。そのため、上記のような兵役法の変化について韓国国内の世論は、国家を守るために国民という共通の認識が民族という狭小な概念よりも重要視される時代に入ったと指摘している [女性家族部 2013; 『주간경향』 2014 年 6 月 10 日]。実際、国防部は 2012 年から軍人服務規律第 5 条（入営及び任官宣誓）に明示されている入営宣誓、「(入営階級) ○○○は大韓民国の軍人として国家と国民のために忠誠をつくし、法規を順守し、上官の命令に服従し、賦課された任務を誠実に遂行することを厳粛に宣誓します」において、従来用いられていた「国家と民族のために」という語句を「国家と国民のために」に変えたのである。この変化は、韓国国内に居住する多様な人種的、民族的背景を持つ韓国人の立場から考えると、単一民族という血統主義から脱皮する試みとしての意味がある。

しかし、在外韓国人の立場から考えると、その意味は変わる。例えば、在日韓国人にとってエスニシティとしての民族は国籍よりも広い意味を持つ。1952 年のサンフランシスコ講和条約発効により、かつて日本国籍を持っていた在日韓国人の法的地位は旧植民地の「朝鮮籍」という国籍表記の外国人と変わり、日本社会の構成員としての諸権利が制限されるようになった。同じく植民地時

代に移住した在露韓国人や在中韓国人が居住国の国籍を持ち、国民として諸権利を享受してきたこととは異なる。また、韓国に移住した場合、在露韓国人や在中韓国人は外国人に対する社会福祉や多文化家庭に対する支援を受けることができるが、在日韓国人は韓国籍を持っているものの、韓国の住民登録がないため内国の韓国人と同等な権利が保障されておらず、多文化家庭支援政策からも除外されている。特に兵役法や同法施行令の適用も異なり、外国籍者である在露韓国人や在中韓国人には兵役義務が賦課されないが、韓国籍を持つ在日韓国人には滞在期間や経済活動が一定の基準を超えると兵役義務が発生される。つまり、韓国社会において在日韓国人は民族という属性から異なる待遇を受ける他の在外韓国人と比べ、国籍という属性によってその法的権利がより制約される状況に置かれていると言える。

以上のように、在外韓国人に対する兵役法は、約 65 年間、国内の政治や経済、社会文化的変化の影響を受けながら改正されてきた。その内容は特に、海外への移住を利用して兵役義務を忌避することへの規制に焦点を当てており、在外に居住するという異なる範疇が考慮されたものの、国内の韓国人を基準とする水平的公平性が重視されてきたと言える。

(2) 兵役法施行令の改正と在外韓国人の兵役問題

在外韓国人に対する兵役義務の配分をめぐり最も大きな変化は、2011 年 11 月 25 日付で施行された兵役施行令（大統領令第 23305 号）の第 128 条に関する改正内容によるものである。

兵役法は韓国の国民である男性が 18 歳から第 1 国民役に編入されるようにし、国籍法第 12 条第 2 項によって第 1 国民役に編入されたときから 3 ヶ月以内、兵役義務を終えた人は兵役義務を終えたときから 2 年以内に一つの国籍を選択するよう義務付けている。この国籍法の条項は属地主義国家（米国、カナダなど、領土内で生まれた人に国籍を与える国家）で生まれた在外韓国人が、韓国

籍者の父もしくは母がいる場合、外国籍と韓国籍を同時に保有することができる先天的複数国籍者になるため、法律上に設けられた要件である。しかし、日本で生まれた日本国永住権者の在日韓国人の場合、日本の国籍法が属人主義を採択していると同時に、複数国籍を許容していない状況であることから、先天的複数国籍者として兵役義務が賦課されることはほとんどない。むしろ、国内の韓国人と同様に、国籍法第 2 条出生による国籍の取得（「出生当時に父または母が大韓民国の国民である者」「出生する前に父が死亡した場合にはその死亡当時に父が大韓民国の国民であった者」）によって兵役義務が発生していると言える。

国籍法上に兵役義務と関連して問題となる部分は、第 12 条複数国籍者の国籍選択義務や第 14 条大韓民国国籍の離脱要件及び手続に関する条項である。この条項では先天的複数国籍者が兵役義務の発生する 18 歳になる年の 3 月まで韓国籍を離脱しない場合、韓国国民として兵役義務を解消してから国籍離脱を可能とするという国籍離脱時期の制限を設けている。2006 年 11 月 30 日、国籍離脱期間制限に関する国籍法の規定が憲法に違反するという違憲訴訟（事件番号:2005 憲マ 739）において、当時の憲法裁判所は、国籍離脱期間の制限が複数国籍者の自由を侵害していないと判断した。却下の決定要旨によると憲法裁判所は、現行の法制上、韓国籍の逸脱による不利益・不便が兵役免脱の意図を持つ国籍逸脱を阻止するほど深刻ではなく、むしろ、当該の条項のような規定がないと国籍選択制度を利用した兵役免脱がより容易になると懸念している。その理由として第一、兵役資源の一定な損失を招来し、第二、二重国籍者が生活の根拠を韓国に置き、韓国人として様々な利益を受けながらも、いざ国民としての義務を果たさなければならないときに韓国籍を捨てる機会主義的態度を許容する結果につながり、兵役負担の平等の原則を傷つけることになる」と述べている[憲法裁判所 2007: 528-540]。

上記のような憲法裁判所の判決に対し、国籍離脱の自由に関する個人の基本的権利を侵害する可

能性があると指摘する声もある。大韓民国憲法では第 18 条によって国籍変更の自由を含めておりと理解される居住移転の自由が保障されており、1948 年国連第 3 次総会で採択された世界人権宣言の第 15 条においても「全ての人は一つの国籍を持つ権利がある。誰もが自分の国籍を恣意的に剥奪させられることも、国籍変更の権利を恣意的に否認させられることもあってはならない」と記している。しかし、厳密に国籍変更の自由はどのような場合においても制限することができない絶対的な権利ではないことが、憲法第 37 条第 2 項（公益のために法律によって制限することができる）によって認められており、国際法においても自由に対する「恣意的（arbitrarily）」な剥奪、ないし否認のみを禁じているため〔정태호 2005: 274-275〕、複数国籍者の国籍変更の自由を制限することが可能となっている。

ところで、複数国籍者に対して兵役義務は忌避し、権利だけを得ようとする集団であるというレッテル張りに疑問が残る。현택수 [2005: 279-280] によると、国籍を選択するまで複数国籍者が権利だけを享受するという指摘は正しくない。国籍を放棄する手順を踏む、もしくは兵役義務を履行する年齢になるまでの当事者はほぼ未成年者で、彼らが持つ権利は彼ら自身ではなく、彼らの父母が義務を履行してきたために与えられた権利である。例えば、未成年者の子どもが国民として教育や医療サービスを受けられるのは、あくまで父母の納税があったために可能になった権利で、国家のサービスが無料であるためではない。よって、複数国籍者の子どもに兵役義務を履行した場合に限って国籍の変更を認めるということは適切ではないと言えるのである。

他方、日本国永住権を持っている在日韓国人の場合、日本以外の属地主義国家で生まれたため先天的複数国籍者に該当するようになった事例もあると考えられるが、そのほとんどは兵役法施行令第 128 条（徴兵検査などの延期）における「在外国民 2 世」制度の規定から影響を受けるケースであると言える。「在外国民 2 世」制度は 1994 年

10 月 6 日から導入された（当時の兵役法施行令第 128 条第 4 項）。当初の規定においては、海外で生まれ育った人々は韓国文化に関する理解が不十分で、韓国語でのコミュニケーションにも困難があるため、永住する目的で帰国したケースのみ兵役義務を賦課した〔박정규 2006: 567〕。

現在、施行されている兵役法施行令（大統領令第 25687 号）第 128 条第 5 項によると、「在外国民 2 世」とは国外で生まれた者（6 歳以前に国外へ出国した者を含む）として 17 歳まで本人と父母が続けて国外に居住しながら、次の各号のいずれかに該当する者を言う。この場合、17 歳以前に韓国国内において「初中等教育法」第 2 条による学校で合わせて（累計）3 年以内に修学したり、17 歳まで本人または父母が 1 年間中、合わせて 90 日以内に国内に滞在（国内滞在期間は算定日から逆算して合わせるが、入国日は含め、出国日は除外）したりした場合にも続けて国外に居住したものと見なす。

第 1 号、外国政府から国籍、市民権または永住権（条件部の永住権は除外）を得た人

第 2 号、永住権制度がない国家で無期限の滞在資格（5 年以上の長期滞在資格を含む）を得た人

第 3 号、5 年未満の短期滞留資格のみを付与する国家で第 145 条第 3 項の居住パスポート¹²⁾を持ち、続けて居住している

1994 年当時は「在外国民 2 世」として認定されると、国内で長期間滞在をしたり、営利活動を行ったりした場合にも海外移住法によって永住帰国を目的に韓国に入国しない限り、兵役義務が猶予されるという法律上の地位が保障されていた。しかし、2011 年 11 月 25 日からの改正兵役法施行令では、第 128 条第 7 項第 2 号において本人が 18 歳以降、合わせて 3 年を超えて韓国国内に滞在した場合には「在外国民 2 世」として認めないこととなった。これは 1994 年 1 月 1 日以降に生まれた者が一定の国内滞在期間を超えると徴兵対象者になることを意味する。

国外に居住している兵役義務者が 25 歳になるまで、特に本人もしくはその父母が日本の特別永

住者または永住者の滞在資格を得て国外に続けて居住している場合、37歳まで国外旅行許可を受けたことと見なされている（兵役法施行令第149条第1項第2号）。しかし、第147条の2第1項によっては国外旅行許可が取消され、兵役義務が賦課されることがある（「在外国民2世」は除外）。例えば、国外旅行許可またはその期間延長の許可を受けた本人、もしくはその父母が国内で1年の間、合わせて6ヶ月以上を滞在したり、本人が国内での就職など兵務庁長が告示する営利活動を行ったりした場合は、海外旅行許可が取消され兵役義務が賦課されるのである。以上のような兵役法施行令の条項には、植民地時代に日本へ移住し、韓国籍を維持することで旧植民地宗主国の日本における様々な民族差別に対抗してきた多くの在日韓国人の歴史的特殊性が十分に考慮されていない問題がある。属地主義国家で生まれた在外韓国人の場合、韓国の国内において外国の国籍を行使しないことを条件に複数国籍の所持が認められる。つまり、兵役義務が解消された後には複数国籍を享受できる権利が増大されるのである。それに比べ、在日韓国人の場合、韓国と日本の社会構成員としてその権利が十分に保障されていない状況に置かれる。

植民地時代に移住した歴史を持つ在日韓国人の場合、兵役義務を履行したとしても、日本の永住権を放棄しない限り、韓国での権利は制限され続ける。なぜなら、韓国の住民登録法（2011年8月31日施行、法律第10733号）第6条（対象者）第3項において「「海外移住法」第2条による海外移住者は大統領令が定めるところにより、海外移住を放棄した後でなければ登録することができない」と記しているためである。日本国籍を持っていれば、外国人登録を行うことで多文化家庭に対する家族政策など、社会福祉制度を利用することができる。しかし、2014年9月現在在日韓国人の場合、住民登録が有効な在外国民（複数国籍者を含む）に対しても実施されている基礎老齢年金や育児手当などの福祉制度はもちろん、民業である金融取引も実質的には利用に制限が伴っている。

そのため、在日韓国人にとって兵役法の改正は、韓国籍の離脱を助長し、韓国籍を持つ自由を奪う可能性を高めているとも言える。

一方、2013年安全行政部は、2015年から在外国民用住民登録証を発給し、国外移住申告を行った場合にも住民登録を維持できると発表した。また、2015年以前に国外移住申告を行い、住民登録が抹消されたり、登録されなかったりした在外国民に対しても、30日以上国内に滞在するために入国する場合、住民登録を再登録するか、新規登録することが可能となる。在外国民用住民登録証は、国内住民に発給される住民登録証と同じ効力を持つため、金融取引や不動産の売買における脆弱性が解消されることが期待される。しかし、住民登録者に支給される福祉制度に関しては、近年国内の韓国人との公平性を考え、在外韓国人に対する福祉の提供基準を大幅に強化し、法的に支給を禁止する法案も推進されている[『한국일보』2014年9月17日]。よって、韓国の社会福祉制度の利用に在外国民用住民登録証がどれほど効力を持つかは、未知数である。

2012年から在外国民に選挙権が付与され、大統領選挙や国会議員選挙（比例代表）で投票できるようになったことから、在外韓国人に対する兵役義務の強化を正当化する声も上がっている。しかし、在日韓国人は前述したように国民としての権利がほとんど保障されていない。金雄基[2014: 8]は、植民地時代に移住した在日韓国人は住民登録番号を持ったことがない、唯一の在外国民集団であると指摘し、韓国籍を持つ国民でありながらも、国内韓国人と同様な待遇を受けていない在日韓国人を「半国民」というアイデンティティとして説明する。つまり、在外韓国人の中にもヒエラルキーが存在しているという意味である。

一方、在日韓国人は日本において韓国籍者、日本籍者、無国籍者（「朝鮮籍」の表記者）という法的地位を持っているが、大韓民国憲法は3・1運動で建立された大韓民国臨時政府の法統を継承しているため、国は法によって「朝鮮籍」の表記者も在外国民として保護する義務を持つ。北朝鮮の

公民証を持っている場合にも、憲法第3条「大韓民国の領土は朝鮮半島とその付属島にする」という条項によって韓国の国民として認められた判例がある。つまり、憲法上、日本に滞在している韓国籍者と無国籍者（「朝鮮籍」の表記者）は韓国の在外国民となる。しかし、法律によっては韓国籍者と「朝鮮籍」の表記者の間に国民としての権利や義務に差異が発生している。例えば、在外国民登録法（2013年3月23日施行、法律第11690号）では、第3条（登録公館及び登録事項）第8項において兵役関係を居住国の管轄公館に登録するよう義務付けている。在外国民登録制度は1949年11月から始まっているが、「朝鮮籍」の表記者はそのような在外国民としての登録を行っていなかったため、法律による在外国民としての権利、例えば、パスポートの発行や選挙権の付与などが与えられていない。また、兵役義務の賦課対象者に対する兵籍管理も行われていない。

ここで考えておきたい問題は、「朝鮮籍」の表記者が韓国籍に切り替える場合、国籍が回復されたことになるのか、帰化することになるのかという問題である。この場合、法的には国籍を回復することになるため、兵役義務の免除は行われない。しかし、南北交流協力に関する法律第30条（北朝鮮住民擬制）においては、「同法を適用する際に北朝鮮の路線に沿って活動する国外団体の構成員は北朝鮮の住民と見なす」となっている。例えば、北朝鮮を支持する在日本朝鮮人総連合会で働いている在日韓国人は、北朝鮮の住民と見なされる。当該条項は同法においてのみ効力を持ち、兵役法には影響を及ぼさないが、北朝鮮から韓国へ移住した脱北者が兵役義務の免除を受けていることを考えると、法律における在日韓国人に対する社会的公平性の実現をめぐる議論の余地があると考えられる。

以上のように在外韓国人、特に在日韓国人の立場から考えると、近年の兵役法の改正において兵役義務の配分をめぐる社会的公平性は実現されたと言い難い。逆に在外韓国人に兵役義務が不公平に賦課されることも報告されている。例えば、

2014年在外同胞言論人国際シンポジウムでは、先天的複数国籍や「在外国民2世」制度が在外韓国人の当事者にあまり知られておらず、免除対象者が兵役義務を履行した事例が述べられた[『유로저널』2014年11月6日]。どのようにすれば、兵役法における社会的公平性の実現は可能になるのか。

本質的には、徴兵制が廃止されることが最も望ましい。徴兵制が募兵制に変わると兵役は義務ではなくなるため、軍服務において社会的公平性の問題が生じる可能性は極めて低くなる。その他、募兵制を導入すると、軍隊内の人権侵害や兵役義務の配分をめぐる不正問題を減らす肯定的な効果も期待される。しかし、朝鮮半島の分断という状況の下、速やかな募兵制への転換は難しい。徴兵制から募兵制へ転換するためには更なる兵力維持の負担や経済的費用が発生する。よって、募兵制への転換という社会的な合意を成し遂げるまで相当な時間が必要であると考えられる。

結局、国籍を基盤とする兵役法における社会的公平性の実現は、現実的に在外韓国人の立場から法律の改正を行うことによって可能になると言える。そのためには、まず、兵役法の内容や諸情報を当事者の在外韓国人にきちんと知らせるべきである。兵役義務賦課通知書送達及び電子郵便センター運営規定（兵務庁訓令にあたる）によって兵務庁は、徴兵検査通知書や現役兵入営通知書などを訓令で定めている期間中、その該当者に発送する責任を持つ。在外韓国人男性にも諸情報が適切に届くよう、法的にその権利を保障する必要がある。次に在外韓国人男性にも国内韓国人男性のように公益勤務要員としての服務など、代替案を設けるべきである。在外韓国人男性は現役服務が一般的で、内部方針によって通訳兵として配置されることが多いと言われる。しかし、在外韓国人の入隊が増加し通訳兵の過剰状況があらわれると、通訳以外の分野に配置される可能性もある。在外韓国人の入隊者に対しても社会服務要員や国際協力奉仕要員として服務ができるように関連規程を設け、韓国語でのコミュニケーションが不十分で

も円滑に兵役義務の履行ができるように代案を立てる必要がある。さらに、在外韓国人の中に存在する様々な属性を考慮し、より詳細な兵役義務の配分規定を定めるべきである。例えば、居住国と韓国との物理的距離や移動に必要な費用は、韓国に滞在する期間に影響を及ぼす可能性がある。在日韓国人の場合、在米韓国人より物理的に近く、移動に必要な費用も低いことから、韓国に滞在することが容易である。そのため、合わせて3年以上という滞在期間の規定を一括的に在外韓国人に適用し兵役義務を賦課することは、適切ではないと考えられる。

4. まとめ

在外、特に在日韓国人の視点から考えると、2000年代に入ってから兵役法の改正において兵役義務の配分をめぐる社会的公平性は実現されたといい難い。なぜなら、国内韓国人と同様な兵役義務を賦課することに焦点を当てた水平的公平性が強調される一方、在外韓国人を一括して扱うなど、兵役法における垂直的公平性が縮小されたためである。

朝鮮戦争が起きた際、日本の大学や高校に通っていた642名の在日韓国人青年たちは在日学徒義勇軍を組織し、参戦した。彼らは仁川上陸作戦など様々な戦闘に投入されたが、韓国語ができなかったために大きな被害を受けた。失踪者（144名）や戦死者（61名）の数が全体の約3割にのぼった（『KBS1TV』2010年7月14日）。この事例は、兵士として在外韓国人が生き残るために同じ民族、同じ国民という共通の認識より、韓国語能力という属性がより必要であったことを示唆する。朝鮮半島の分断という状況の下で施行されている徴兵制であるゆえに、在外韓国人の個々人が持つ属性を十分に考慮した上で在外韓国人に対する兵役義務の配分が行われるよう、在外韓国人の立場からも法律の改正を考え、行うべきである。

注

- 1) 命令は国会の議決を経ずに行政機関が発する成文法規として法律の下位概念である。命令はそれを発する主体によって大統領令、國務總理令、部令に区分される。施行令、施行規則などがこれに属するが、一般的に施行令は大統領令で、施行規則は國務總理令や部令で公布される。
- 2) 義務兵制には徴兵制と民兵制があり、志願兵制には職業軍人制、募兵制、傭兵制、義勇兵制がある[최영래 2003: 15-20]。
- 3) 近代的意味での最初の徴兵制は、1944年日本によって実施された。詳しくは최유리 [2000] を参照。
- 4) 池青天は、植民地時代に日本の陸軍士官学校を出て、独立軍を育成した新興武官学校の校長や韓国光復軍の総司令官を歴任した右翼政治家である[농경제 2000]。
- 5) 当時の国会臨時會議速記録では、植民地時代における日本の徴兵制度との関連性については触れていない。しかし、米軍政期や李承晩政権期に日本軍・満州軍の経歴を持つ人々が軍の主導権を掌握していったことから、韓国軍の正統性の欠如問題が指摘されてきた[양병기 1988]。
- 6) 当時の義務兵制の採択の背景については최영래 [2003: 33-35] を参照。
- 7) 国防費には防衛力改善費と戦力運営費がある。2014年基準、給料や経常維持費が含まれた戦力運営費は国防費の70.6%を占めている[韓国統計庁 HP 統計庁 > e-国指標 > 部門別指標 > 国防予算推移 2014年6月2日の閲覧]。
- 8) 大韓民国の国籍を持つ男性は18歳になる年の1月1日から兵役義務が発生し、第1国民役に編入され、兵籍管理が始まる。第1国民役は兵役義務者として、現役、予備役、補充役および第2国民役ではない人である。つまり、兵役対象者として兵籍に入り、徴兵検査による判定を受ける前の人々を指していると理解できる。
- 9) 第2国民役とは、徴兵検査または身体検査の結果、現役または補充役服務はできないが、戦時労働の招集による軍事支援業務はカバーできると決定された人をいう。身体検査5級判定者及び規定（兵役法施行令などで規定する受刑者など）による編入者が該当する。
- 10) 兵役法第19条によって大統領と国防長官の権限で服務期間の調整が可能である。2012年現在、兵役法と実際との間に服務期間の差があり、陸軍21か月、海軍23か月、空軍24か月となっている。
- 11) 多文化家庭または多文化家族は、異なる国籍や文化を持っている人々が国際結婚で形成した家庭、もしくはそのような人々が含まれている家族を意

味する。

- 12) 居住目的のパスポート。韓国では 1962 年旅券法や同法施行令が制定された当時から「移民パスポート」と呼ばれ、国外移住者のためのパスポートを一般パスポートと分類し、発給してきた。2015 年 1 月 22 日から在外国民に対し住民登録証を発給することになり、居住パスポートはなくなる [『한국일보』 2014 年 10 月 4 日]。

参考文献

- 金雄基 (2014) 「코리아 NGO 센터 세미나 資料集—韓国兵役行政と在日コリアン」、大阪市立青少年センター (2014 年 2 月 14 日)。
- 竹村厚士 (2014) 「フランス革命と徴兵制—革命軍のプロフェッショナルな性格について」『一橋論叢』 No.116 (6)、pp.1141-1157。
- 경향신문사 (2004) 「병역기피 ‘잔머리’ 도 진화한다」『뉴스메이커』 No.592 (2004 年 9 月 23 日)。
- (2014) 「‘다문화 장병’ 도 소중한 병력자원」『주간경향』 No.1079 (2014 年 6 月 10 日)。
- 국회사무처 (1949a) 『제 4 회 국회임시회의속기록』 No.9。
- (1949b) 『제 4 회 국회임시회의속기록』 No.10。
- (1949c) 『제 4 회 국회임시회의속기록』 No.11。
- 김두성 (2002) 「병역자원 부족과 21 세기 병역정책방향」, 한국병역정책연구소。
- (2003) 『한국병역제도론』, 제일사。
- 농경채 (2000) 「일본 육사 출신의 광복군 총사령 지청천」『내일을 여는 역사』 제 1 호, 내일을여는역사재단, pp. 133-139。
- 대한민국국방부 (2012) 『2012 국방백서』, 대한민국국방부。
- 문민희 (2012) 「한국군의 병역제도에 관한 연구—스페인의 모병제 전환 사례 분석을 중심으로」, 국민대학교정치대학원안보전략전공석사학위청구논문。
- 박경규 (2006) 『병역정책의 이론과 실제—제도변천사를 중심으로』, 금강도서출판사。
- 양병기 (1988) 「초기 한국군부의 형성과 정치화 양상」『국제문화연구』 No.5, 청주대학교국제문제연구원, pp. 203-226。
- 유로미디어그룹 (2014) 「재외동포언론인 국제심포지엄, 재외국민 병역법 현안 토론」『유로저널』 2014 年 11 月 6 日。
- 이연우 (2013) 「국외이주 병역의무자 관리 제도에 대한 법적 검토」『법학연구』 No.24 (1), 충남대학교법학연구소, pp. 79-115。
- 이진영 (2010) 「한국의 재외동포정책」, 『IMO 이민정

책연구원 워킹페이퍼 No.2010-11』, IOM 이민정책연구원。

- 정태호 (2005) 「국적변경은 절대적 권리가 아니다」『국제평화』 No.2 (2), 서울평화상문문화재단, pp. 270-277。
- 중앙일보사 (2013) 「한반도 병역기피 비리, 그 1 천년의 역사」『중앙일보』 2013 年 10 月 16 日。
- 최영래 (2003) 「통일 한국의 병역제도 개편방안 연구—징병제 유지·모병제 전환의 선택을 중심으로」, 고려대학교행정대학원정책학과공공정책전공석사학위청구논문。
- 최유리 (2000) 「일제 말기 징병제 도입의 배경과 그 성격」『역사문화연구』 No.12, 한국의국어대학교역사문화연구소, pp.391-414。
- 최인중 (2002) 「국방병무행정 쇄신 및 발전을 위한 병역비리 근절대책의 개선방안에 관한 연구」, 연세대학교행정대학원일반행정전공석사학위청구논문。
- 한국방송공사 (2010) 「우리는 제일학도의용군입니다」『KBS1TV』 2010 年 7 月 14 日。
- 한국일보사 (2014a) 「노령연금·양육수당 ‘그림의 떡’—한국정부, 복수국적·재외국민 대상 복지정책 조건 까다로워」『한국일보』, 2014 年 9 月 17 日。
- (2014b) 「‘거주여권’ 이 사라진다—영주권자 등 재외국민 주민등록증 대체, 내년 1 월부터 발급」『한국일보』, 2014 年 10 月 4 日。
- 헌법재판소 (2000) 『헌법재판소판례집』 No.11 (2), 헌법재판소。
- (2002) 『헌법재판소판례집』 No.13 (2), 헌법재판소。
- (2007) 『헌법재판소판례집』 No.18 (2), 헌법재판소。
- 현택수 (2005) 「국적변경은 기본적 인권이다」『국제평화』 No.2 (2), 서울평화상문문화재단, pp. 278-285。
- 국가기록원 (인구정책 어제와 오늘>주요이슈만나기>이민정책) <http://theme.archives.go.kr/next/populationPolicy/issue07.do> (2014 年 12 月 5 日の閲覧)
- 국가법령정보센터 <http://www.law.go.kr/main.html> (2014 年 3 月~2015 年 2 月の閲覧)
- 두산백과 <http://www.doopedia.co.kr> (2014 年 4 月 21 日の閲覧)
- 병무청 (정부 3.0 정보공개>사전정보공개>병무행정 통계 정보) http://www.mma.go.kr/kor/s_info/dev01/release0902/1287040_7378.html (2014 年 6 月 5 日の閲覧)
- 통계청 (e-나라지표>부문별지표>국방예산추이) http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1699 (2014 年 6 月 2 日の閲覧)
- 여성이가족부다문화가족정책과 (다문화가족 관련 연도 별 통계) <http://www.mogef.go.kr/korea/view/policy/>

policy02_05a.jsp?func=view & idx=691668 (2014 年 5
月 15 日の閲覧)

Aristotle. (1953). *The Nicomachean Ethics of Aristotle*, translated & introduced by Ross, London: Oxford University Press.

研究ノート

在日済州人企業家の現況と経営の実態

李昌益（済州大学校）・高廣明（済州大学校）・金寶香（済州大学校）

1. はじめに

在日済州人の数は2011年を基準にして、在日韓国人545,401人の中、約16%に当たる86,231人である¹⁾。これらの人々は極めて厳しかった済州の経済的・社会的な困難を避け、1900年代の初めから日本に渡った。日本人からは朝鮮人という理由で、同じ韓国の人々からは島の人間だという理由でさまざまな差別を受け、日本社会に定着するための多くの困難に遭遇したが、そうした中でも済州人のネットワークを形成し、互いに助け合いながら生きてきた。

異国生活の逆境の中でも、彼らは故郷の厳しい現実に関心を配った。お金を集めて町や村を結ぶ道路を舗装し、水道設備や電気・電話の架設、学校施設の拡充や村会館の建設に至るまで、絶えることなく愛郷の手を差し伸べた。特に1960年代に始まったミカンの苗木を送る運動は、済州のミカン産業を興し、済州経済を活性化するきっかけとなった。また、済州地域の開発を惜しみなく支援した。さらに、日本で苦労して集めた資本を故郷に投資し、教育・文化事業をはじめ、観光・金融産業に至るまで、済州経済に大きな波及効果をもたらしている。

済州は在日済州人の寄付と投資に支えられ、各分野で目覚ましい成長を成し遂げた。済州の経済発展の一つの軸として在日済州人は大きな役割を果たしており、済州産業の発展と道民所得の向上に

大きく貢献したといっても過言ではない²⁾。

在日韓国人は日本だけでなく、故郷の韓国でも現在、さまざまな分野で活発に活動している。経済界はもちろん、社会・文化分野でも目覚ましい活動をしている彼らは、年月の経過とともにその数が徐々に減少している。それに伴い、在日済州人の人的構成も変化している。生存している1世はごく少なくなり、2・3世の人が中心になる中で現在、5世にまでの時代を迎えている。このように世代交代が進み、後孫たちは自分たちの民族的アイデンティティの概念が薄くなり、故郷との絆もますます弱くなっている。1世の場合、子供の結婚においても日本国内で同郷者を見つけて地域の絆をつないできたが、今ではそのような意識さえなくなりつつある。日本人との結婚の増加、進学や就職で差別を受けないように帰化者が増えており、統計上、在日済州人の総数はますます減少している。

最近故郷との絆もますます弱くなっている。これまで在日済州人と済州道との関係は、協力に基づいた相互同伴的な関係というより、在日済州人たちが一方的に支援する対象として済州を認識してきた。喜びをもって故郷を支援してきた在日済州人たちだったが、年月の経過とともに、自分たちを無視する本国の済州人によって心を傷つけられることも多くなり、故郷の財産問題をはじめ、大小の問題による摩擦などで故郷との関係はさらに遠くなっているに違いない。

在日済州人は、現在の居住地が違うというだけ

で同じ済州人である。韓国語や韓国の文化、歴史を知らないとしても、それを理由に外国人のように接したり、無視してはいけない。今後、彼らとの緊密な交流や協力、コミュニケーションを通じて信頼に基づく関係を構築し、経済協力や人的資源の活用はもちろん、あらゆる分野においてパートナーシップを発揮しなければならないのであろう。

本稿は在日済州人企業家の現況と経営の実態を詳細に把握し、今後の人的交流と協力の基礎資料を提供する。また、本研究の重要なテーマである済州出身の在日企業家の現況を把握し、彼らの生活と経営の実態を照明して、彼らとの未来志向的な交流・協力のための代案を提示する。

2. 先行研究の検討

(1) 在日企業家の概念

企業家 (entrepreneur) という単語の語源は「企業に資本を投資し、その企業の経営を担当する人」であり、企業家という用語は「ある仕事や取引、工場や建築物などの運営を引き受け (undertaking)、責任を負う」という意味の「entreprendre」から由来する [クォンナンフン他 1999]。

そして、企業家の概念は学者によって規定が異なるため、これを一律的に規定することは難しい。しかし、企業家の概念は近代史の複雑な企業活動の機能を包括的に説明したもので、今日も吟味する価値が十分にある概念だと言えよう。結局、企業家とは、新たなアイデアを持って資源を調節、監督し、富の増進を主導する人と見ることができる。そして、企業家精神とは社会の富を増進させるために、企業家が創造的な行動を取る過程と見ることができる。

したがって、在日企業家の概念は、在日韓国人として日本に居住して生活を営み、営利を目的として商工業を行う人と言える。そのような意味から、現在の在日済州人の企業家の概念も、その多

くが生業のために商工業を営む人と認識することにする。

(2) 先行研究の検討

この章では在日済州人の企業家を理解するために、経済 (経営) 学的観点から企業家の概念についての研究および在日済州人の企業家に関するこれまでの研究の流れを見ることにする。国内外で発表された研究の結果は在日韓国人の企業家に関する学問的な究明というより、主に文化人類学的な観点で扱われている。在日韓国人の企業家の自営業の比率が日本人の比率より高いが、在日韓国人の企業家に関する研究はこれまで活発に行われていない。近年、断片的な研究が行われているが、在日済州人の企業家に関する研究は極わずかである。在日済州人の企業家の実態調査に先立ち、先行研究を検討する。

国内外の在日済州人企業家に関する代表的な研究は、高東勳 [1999]、高廣明・秦寛勳 [2004、2006]、高廣明 [2005]、高廣明 [2006]、李暉遠・秦寛勳 [2006]、高廣明 [2009]、高廣明 [2013] などがある。これらの研究を簡単に紹介すると次のようである。

高東勳 [1999] は、在日韓国人の経済活動に関する史的な研究を通して小規模で断片的だという限界を述べながらも、在日済州人の役割を肯定的に把握した。高廣明 [2005] と高廣明・秦寛勳 [2004] は、関西済州道民協会 [2004] が発刊した『関済協 10 年の歩み』の資料を利用して収集した 248 人を対象に関西地域の在日済州人の商工業活動の実態を把握した。この研究は在日済州人の商工活動に関する情報を得るために試みられたが、2 次資料の収集の限界を抱えている。高廣明・秦寛勳 [2006 : 148-181] は、在日済州人の商工業活動を把握し、地域社会への貢献と特性を解明した。これを通して済州の社会と在日済州人社会が不信と葛藤を越え、互いに人的・物的資源を安定して交流できる方を模索できるきっかけとして作用するだろうと予測した。高廣明 [2006 : 171-195]

は、日本社会での在日済州人の職種を把握し、商工業活動の特性を解明し、互いの生産的な交流を模索しようとした。

高廣明〔2009：293-313〕は、日本社会で在日済州人企業家がどのような経営活動の特性を持っているかを考察した。これによれば、移住の初期は靴、ゴム工場などの零細製造業から出発したが、現在はパチンコ、焼き肉、建設業、不動産業など、日本の会社と競争するほどまでに成長したという。それ以外にも李暉遠・秦寛勳〔2006：171-188〕は、在日済州人の投資誘致の変遷を批判的に診断し、彼らが投資の過程で経験した困難の要因を考察し、地方政府レベルでの体系的かつ効率的な在日済州人の投資誘致の方案を考察した。その結果、共同の利害関係を持つ済州道と在日済州人企業家の間に、頻繁な交流と相互の協力を通じた信頼という社会的資源を形成する必要がある、さらに、彼らが済州道に安心して投資できる環境を造成しなければならないとした。高廣明〔2013〕は、在日済州人の移住と生活、経営活動の特性、企業家活動の事例などに関して研究した。彼は、在日済州人の意味と類型、移住の歴史、人口と生業、社会的ネットワークの特性、地域社会への貢献、そして、在日済州人企業家の経営活動、社会的背景、企業家の活動などについて、文献調査と実証分析、事例研究を通して考察した。

以上のように、韓国では近年、在外韓商を中心とする経済活動に対する関心が集まっているが、在日済州人をはじめとする在日韓国人の企業家に関する研究は相対的に不備な状況である。それは、彼らの経済活動や企業家（商工人、企業経営者など）についての基礎的な統計資料が決定的に不足しているからである。このような理由から在日韓国人企業家の活動を客観的に調査することは非常に困難な実情である。

3. 研究対象および方法

この研究は在日済州人企業家の現況と実態を把

握するためである。そのために、在日韓国人企業家の経営活動に関するこれまでの研究を整理し、これを基に現地調査とアンケート調査を実施した。また、企業家の事例としては済州出身の在日企業家を選定し、面接調査を実施した。この研究で扱う在日済州人企業家は「企業を経営する済州出身の在日韓国人の自営業者」と定義し、一般的な小規模の自営業のすべてを含む。

調査研究の時間・人材・財政的な制限により、研究対象は関東地域あるいは関西地域に企業を所有する、もしくは在留する企業に限定した。在日済州人の地域的分布を見ると、86,321人のうち関西地域に56,025人、関東地域に25,123人が居住しており、それぞれ64.9%、29.1%と、計94%に相当する人々が集住している。特に大阪に48,023人、東京に17,270人と、約76%がこの二つの地域に居住していることが分かる。特に大阪には50%を超える済州人が集まっているが、これは済州の人々の移住と関係がある。1900年代の初めから日本に渡った済州の人々は大阪の生野区を中心に集団居住しはじめ、今もそれが続いている。

このような在日済州人の地域的分布の特徴は企業家の分布とも関連している。1997年に発行された『在日韓国人会社名鑑』を見ると、大阪に1,492社、東京に1,312社の企業があり、これは在日韓国人の企業数のそれぞれ15.72%、13.82%に当たり、最も高い割合を占めている〔林永彦他、2006〕。在日済州人が大阪と東京に集住していることを考慮すれば、この二つの地域に在日済州人企業家が集中する度合はより高くなると予想される。

まず、在日韓国人企業家に関するこれまでの研究を基に研究方法と方向性を整理し、文献資料を通して在日済州人企業家の現況を把握した。現況整理に利用した資料は、済民日報社〔2000、2004、2005、2008、2011〕が発行した『済州人名辞典』、漢拏日報社〔2001、2004、2007、2011、2013〕の『済州協名録』、関西済州道民協会〔2004〕『関済協10年の歩み』、統一日報社〔1976〕『在日韓国人企業名鑑』、共同新聞社〔1989〕『在日韓国人実業名鑑』

1（関西版）』、在日韓国商工会議所〔1997〕『在日韓国人会社名鑑』などがある。

上記の資料を用いて在日済州人のリストを整理し、企業家と非企業家を分類した。次に、電話やファックスでの諮問を通して生存者を確認した。現地調査ではリストにある企業家が生存しているか、企業活動を続けているかを確認し、新たな企業家を追加した。既存の資料は1990年代の初めに調査されたデータに基づいており、死亡者や退職者の相当数が含まれていた。現地調査で入手した道民会名簿、商工会名簿に記載された企業家に会い、名刺を受け取ることができた企業家を、在日済州人企業家のリストに新たに追加した。さらに、東京韓国商工会議所、大阪韓国商工会議所を訪問し、追加リストがあるかを確認した。参考にした非公開資料は在日本関東済州道民協会〔2011、2013〕『役員・理事名簿』、関西済州特別自治道民協会〔2011、2013〕『会員名簿』、東京韓国商工会議所〔2013〕『第53期役員・会員名簿』などがある。

資料調査の過程では個人情報の公開に対する拒否感が強く、困難を伴った。現在の日本は情報公開に関して敏感な状況であり、会員名簿の公開を望まなかった。そのため、リストは非公開を条件にして統計だけに利用することにして提供してもらった。これらの資料を集めて修正・補完された企業家リストを作り、在日済州人企業家の地域分布や業種、年齢などの実態を分析した。

文献調査は二つの方法で行った。まず、在日済州人リストの作成を目的とし、済民日報社が発行した『済州人名辞典』、漢拏日報社の『済州人名録』に記載されている在日済州人を選んでまとめ、在日韓国商工会議所が発行した『在日韓国人会社名鑑』で会社の規模などを確認した。在日韓国商工会議所の『在日韓国人会社名鑑』は在日韓国人企業を確認するのに良い資料ではあるが、1997年に発行されたものが最新版であり、企業の生存状況や会社の規模などの変化を明確にするのが難しかった。

次に、企業家に関するこれまでの研究を確認するために、在日済州人企業家についての先行研究

を整理した。現地調査は事前調査と実態調査に分けて実施した。現地調査は、実態調査のためのアンケートを配り、現地での面談と諮問を通して在日済州人の企業家リストを確認、修正・追加する作業を行った。

企業人の実態調査のためのアンケート調査は、これまでの研究を参考にアンケートを作成し、在日済州道民会を通してアンケートの妥当性調査を事前に実施した。1次のアンケートの事前確認の結果、現在の日本では実名や電話番号などの個人情報情報の公開が不可能だという回答を受け、アンケートを修正した。すべてのアンケートを無記名に変えるなど、質問項目を修正した。アンケートの配布では、回収率を高めるために直接配って事業の目的を説明した。その場ですぐにアンケートを作成するのが難しいという点を考慮し、回収用の封筒を入れて配布した。このようにして、東京で270部、大阪で300部を配布し、関西済州特別自治道民協会の協力を得て会員400人にも郵送した。合計970部を配布して20部は直接回収、196部は郵便で受け取った。計214部を回収して分析した。

4. 在日済州人企業家の現況と経営実態

（1）在日済州人企業家の現況

在日済州人企業家の現況は、まず、人名録などの文献資料の調査を通して、在日済州人のリストを整理し、企業家と非企業家に分類した。これまでの資料は1980～90年代に調査されたデータに基づいており、死亡者や退職者が多く含まれていると考え、電話やインタビューでの諮問により生存と現在の活動状況などを確認した。確認作業により非企業家、死亡者、退職者を除き、現地調査で入手した在日済州道民会の名簿、在日韓国商工会の名簿に記載されている企業家と直接会い、名刺を受け取った企業家をリストに新たに追加した。退職者のうち企業を子弟や家族などに継がせてい

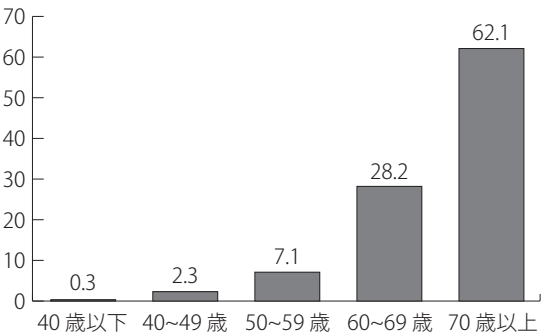
ても企業の経営に関与していれば、リストから削除せずに残した。このようにしてまとめた在日済州人企業家（457人）のデータを現況分析の対象とした。

a 年齢

〈表1〉は企業家の年齢の分布を示したものである。表を見ると、70歳以上が244人（62.1%）で最も多くの割合を占め、60～69歳が111人（28.2%）、50～59歳が28人（7.1%）、40～49歳が9人（2.3%）、40歳以下が1人（0.3%）であった。70歳以上が60%以上を占めており、在日済州人の高齢者の多くが依然として企業の現場で活動していることが分かる。

〈表1〉 年齢

項目	頻度（名）	比率（%）
40歳以下	1	0.3
40～49歳	9	2.3
50～59歳	28	7.1
60～69歳	111	28.2
70歳以上	244	62.1
合計	393	100.0



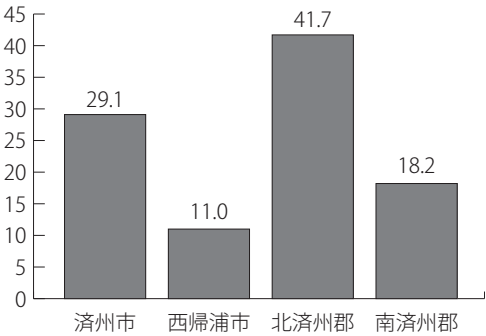
b 出生地

〈表2〉は企業家の出生地の分布を示したものである。出生地は北済州郡が185人（41.7%）で最も多く、済州市が129人（29.1%）、南済州郡が81人（18.2%）、西帰浦市が49人（11.0%）であった。詳細に見ると、北済州郡では高内などの涯月、朝天などの朝天、金寧などの旧左の地域が多かった。済州市は道頭、外都、寧坪、梨湖、吾羅が多かった。南済州郡は表善、城山、為美などの

地域から、西帰浦市は法還などの地域から移住した人が多かった。

〈表2〉 出生地

項目	頻度（名）	比率（%）
済州市	129	29.1
西帰浦市	49	11.0
北済州郡	185	41.7
南済州郡	81	18.2
合計	444	100.0



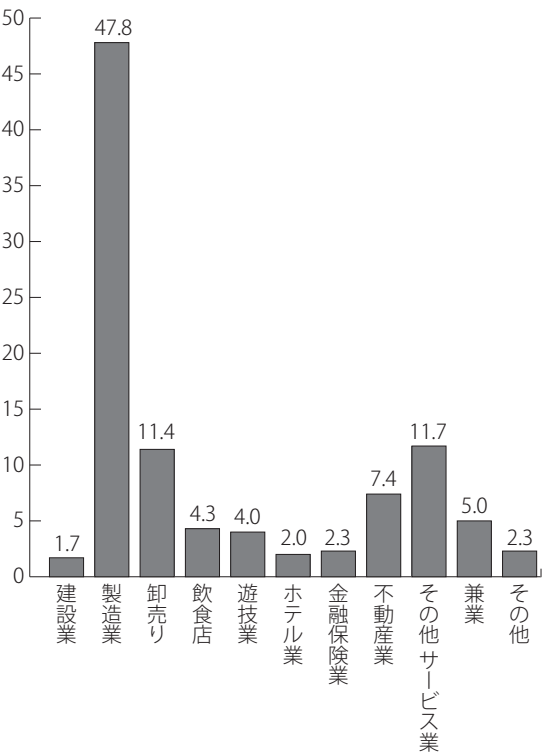
c 業種

〈表3〉は企業家の業種の分布を示したものである。業種は製造業が143人（47.8%）で、半数近くを占め、その他のサービス業が35人（11.7%）、卸・小売業が34人（11.4%）、不動産業が22人（7.4%）、兼業（2つ以上の業種）が15人（5.0%）、飲食店が13人（4.3%）、遊技業が12人（4.0%）、金融保険業が7人（2.3%）、ホテル業が6人（2.0%）、建設業が5人（1.7%）であった。在日済州人企業家は依然として製造業、サービス業、卸・小売業に従事する割合が高いことが分かった。特に、製造業は1960年代に日本が高度経済成長期に入り、大阪地域を中心に成長した分野であり、不動産賃貸業などは東京を中心に成長した。

〈表3〉 業種

項目	頻度（名）	比率（%）
建設業	5	1.7
製造業	143	47.8
卸売り	34	11.4
飲食店	13	4.3
遊技業	12	4.0
ホテル業	6	2.0

金融保険業	7	2.3
不動産業	22	7.4
その他 サービス業	35	11.7
兼業	15	5.0
その他	7	2.3
合計	299	100.0

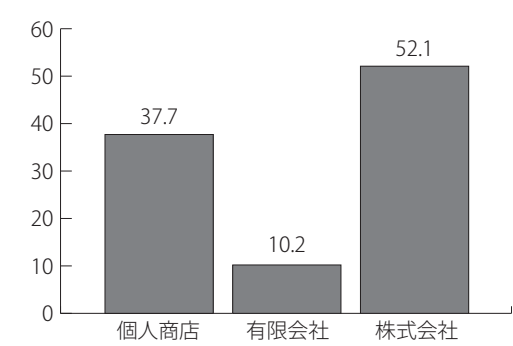


d 企業形態

〈表 4〉は企業形態の分布を示したものである。企業形態は株式会社が 236 人 (52.1%) で最も多く、個人商店が 171 人 (37.7%)、有限会社が 46 人 (10.2%) であった。ほとんどが個人商店、鉄工所、工業所などの形態で運営され、最近になって株式会社という法人形態に転換したものと思われる。

〈表 4〉企業形態

項目	頻度 (名)	比率 (%)
個人商店	171	37.7
有限会社	46	10.2
株式会社	236	52.1
合計	453	100.0

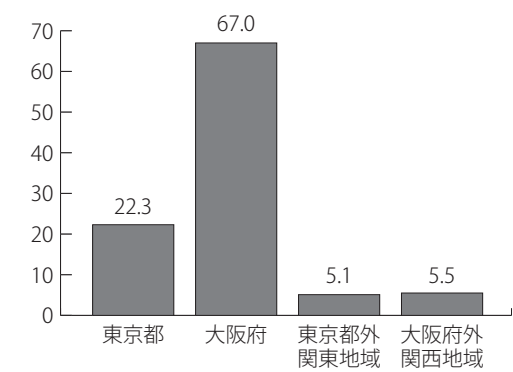


e 会社の所在地

〈表 5〉は会社の所在地の分布を示したものである。会社の所在地は大阪が 303 人 (67.0%) で最も多く、東京が 101 人 (22.3%)、大阪以外の関西地域が 25 人 (5.5%)、東京以外の関東地域が 23 人 (5.1%) であった。関西地域で大阪が多いのは、現在の在日済州人の人口分布から見ても大阪が東京の約 3 倍であり、日本に移住後、ほとんどの人が工場地帯である大阪に最初に居住して経済活動を営み、今日に至ったと考えられる。

〈表 5〉会社の所在地

項目	頻度 (名)	比率 (%)
東京都	101	22.3
大阪府	303	67.0
東京都外関東地域	23	5.1
大阪府外関西地域	25	5.5
合計	452	100.0



(2) 在日済州人企業家の経営実態

本調査の目的は在日済州人企業家の経営実態を把握し、今後の済州道との交流と協力関係を構築

するための基礎資料を提供することにある。

アンケート調査は済州道出身者が多く居住する東京を中心とする関東地域と大阪を中心とする関西地域で実施した。対象者は世代や企業家などを区別せずに済州道出身者（両親、本人など）で、日本で生活している在日済州人を対象とした。アンケートは、在日大韓国民団（東京、大阪）、在日韓国商工会議所（東京、大阪）、在日済州道民会（東京、大阪）、出身地域の懇親会の代表者、密集居住地域（荒川区、生野区）を直接訪問し、事業の趣旨や目的などを説明して配布した。東京で270部、大阪で300部を個人または懇親会、親族会別に直接配布し、関西済州特別自治道民協会の協力を得て会員400人に郵送した。合計970部を配布したが、このうち20部を直接回収、194部を郵便で受け取り、合計214部（関東地域86部、関西地域128部）を回収した。回答が不誠実な6部を除いて、最終的に208部のアンケートを分析した。

アンケートは在日済州人企業家の実態についての24項目の質問（移住の過程および生活7項目、企業家活動12項目、済州道との関連性5項目）と基本的な個人の属性に関する8項目の合計32の項目で構成されている。本稿では企業家の活動についての内容を中心に扱う。

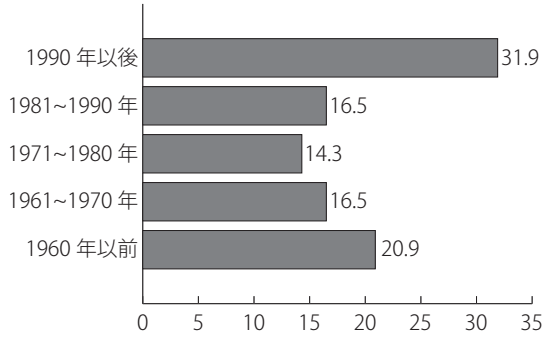
a 設立年度

〈表6〉は企業の設立年度の分布を示したもので、1990年以後に設立したという回答が29人（31.9%）で最も多く、次いで1960年以前が19人（20.9%）、1981～1990年と1961～1970年がそれぞれ15人（16.5%）、1971～1980年が13人（14.3%）と回答している。1960年代の日本の高度経済成長とともに、在日済州人の企業が1970年以降、大幅に増加傾向を示すことと関連があると考えられる。

〈表6〉 設立年度

項目	頻度（名）	比率（%）
1960年以前	19	20.9
1961～1970年	15	16.5

1971～1980年	13	14.3
1981～1990年	15	16.5
1990年以後	29	31.9
合計	91	100.0

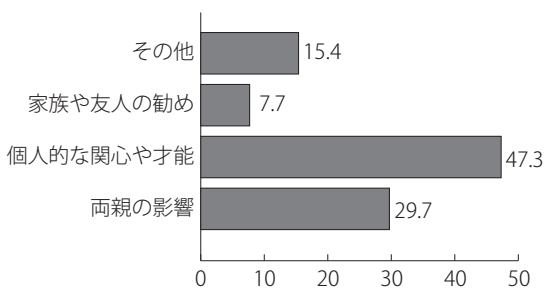


b 経営理由

企業経営の理由については個人的な関心や才能が43人（47.3%）で最も多く、両親の影響が27人（29.7%）、家族や友人の勧めが7人（7.7%）であった。

〈表7〉 経営理由

項目	頻度（名）	比率（%）
両親の影響	27	29.7
個人的な関心や才能	43	47.3
家族や友人の勧め	7	7.7
その他	14	15.4
合計	91	100.0



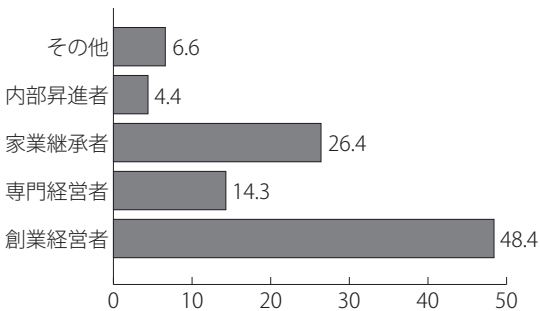
c 経営者の類型

〈表8〉は経営者のタイプの分布を示したものである。経営者のタイプは創業経営者が44人（48.4%）で最も割合が高く、家業の継承者が24人（26.4%）、専門経営者が13人（14.3%）、内部昇進者が4人（4.4%）であった。在日1世の基盤をもとに自ら創業したり、在日2世が家業を継ぐことが多く、

高い割合を占めている。

〈表 8〉経営者類型

項目	頻度 (名)	比率 (%)
創業経営者	44	48.4
専門経営者	13	14.3
家業継承者	24	26.4
内部昇進者	4	4.4
その他	6	6.6
合計	91	100.0

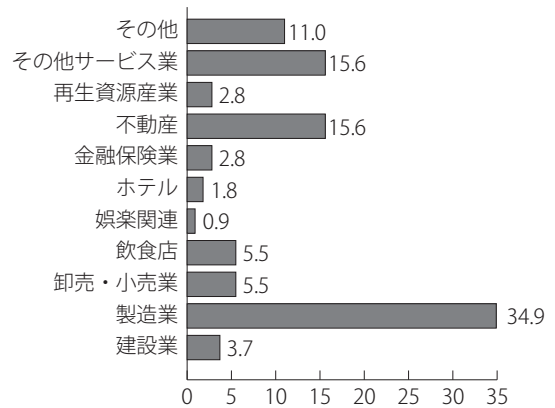


d 業種（複数回答）

〈表 9〉は会社の業種を調査した結果である。主な業種は製造業が 38 人（34.9%）、不動産やその他のサービス業がそれぞれ 17 人（15.6%）で、全体の 66.1%であった。次いで卸売・小売業が 6 人（5.5%）、飲食店が 6 人（5.5%）、金融保険業が 3 人（2.8%）、再生資源産業が 3 人（2.8%）、ホテルが 2 人（2.8%）、娯楽関連が 1 人（0.9%）と回答された。比較的少ない資本と単純な技術で容易に事業が始められる業種に従事していることが分かる。

〈表 9〉業種（複数回答）

項目	頻度 (名)	比率 (%)
建設業	4	3.7
製造業	38	34.9
卸売・小売業	6	5.5
飲食店	6	5.5
娯楽関連	1	0.9
ホテル	2	1.8
金融保険業	3	2.8
不動産	17	15.6
再生資源産業	3	2.8
その他サービス業	17	15.6
その他	12	11.0
合計	109	100.0

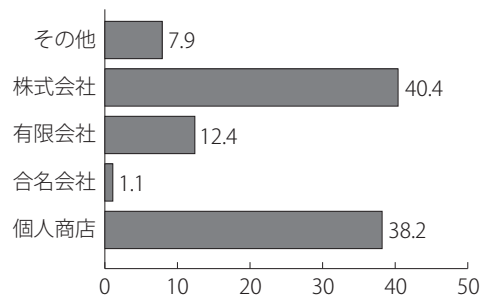


e 企業形態

〈表 10〉は企業形態の分布を示したもので、株式会社が 36 人（40.4%）で最も多く、次いで個人商店が 34 人（38.2%）、有限会社が 11 人（12.4%）、合名会社が 1 人（1.1%）という回答だった。

〈表 10〉企業形態

項目	頻度 (名)	比率 (%)
個人商店	34	38.2
合名会社	1	1.1
有限会社	11	12.4
株式会社	36	40.4
その他	7	7.9
合計	89	100.0

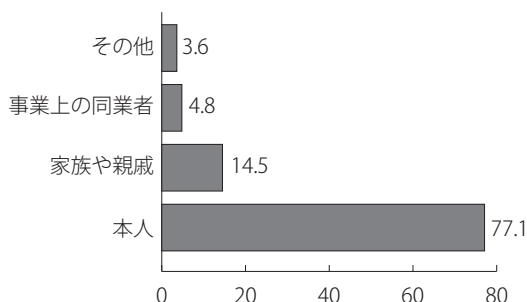


f 所有者

〈表 11〉は企業の所有者に関する調査結果で、本人の所有が 64 人（77.1%）で最も多く、次いで家族や親戚が 12 人（14.5%）、事業上の同業者が 4 人（4.8%）という回答だった。在日 1 世が在日 2 世である子供に財産を相続させたり、本人が創業したという人が多い。

〈表 11〉所有者

項目	頻度 (名)	比率 (%)
本人	64	77.1
家族や親戚	12	14.5
事業上の同業者	4	4.8
その他	3	3.6
合計	83	100.0

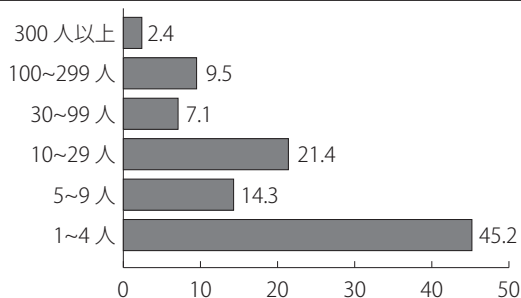


g 従業員の数

〈表 12〉は企業の従業員の数の分布を示したもので、1～4人が38人(45.2%)で最も多く、次いで10～29人が18人(21.4%)、5～9人が12人(14.3%)、100～299人が8人(9.5%)、30～99人が6人(7.1%)、300人以上が2人(2.4%)と回答している。10人未満の会社が全体の60%以上を占めており、小規模な零細企業が多いことが分かる。

〈表 12〉従業員の数

項目	頻度 (名)	比率 (%)
1～4人	38	45.2
5～9人	12	14.3
10～29人	18	21.4
30～99人	6	7.1
100～299人	8	9.5
300人以上	2	2.4
合計	84	100.0

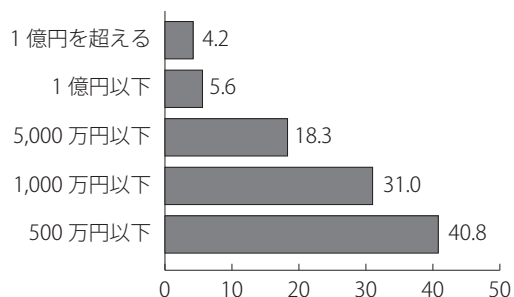


h 資本金

〈表 13〉は会社の資本金(多い場合は主力会社)を調査した結果である。資本金は500万円以下が29人(40.8%)で最も多く、次いで1,000万円以下が22人(31.0%)、5,000万円以下が13人(18.3%)、1億円以下が4人(5.6%)、1億円を超えるが3人(4.2%)という回答だった。1,000万円以下が全体の51%を占めており、小規模な資本で運営していることが分かる。

〈表 13〉資本金

項目	頻度 (名)	比率 (%)
500万円以下	29	40.8
1,000万円以下	22	31.0
5,000万円以下	13	18.3
1億円以下	4	5.6
一億円を超える	3	4.2
合計	137	100.0

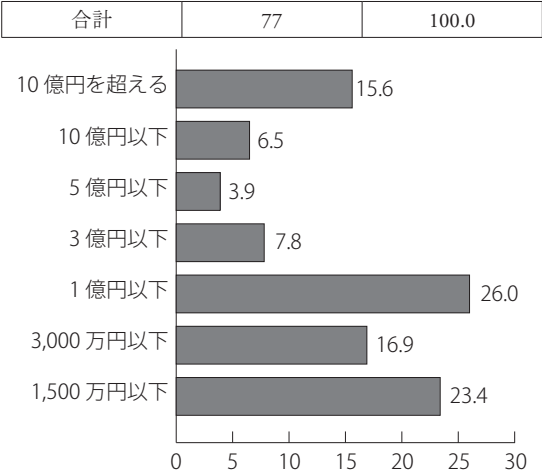


i 売上高

〈表 14〉は企業の売上高の分布を示したもので、1億円以下という回答が20人(26.0%)で最も多かった。次いで1,500万円以下が18人(23.4%)、3,000万円以下が13人(16.9%)、10億円を超えるが12人(15.6%)という回答だった。

〈表 14〉売上高

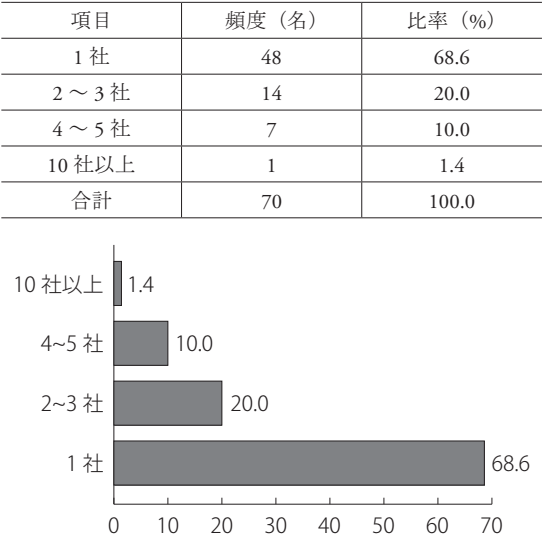
項目	頻度 (名)	比率 (%)
1,500万円以下	18	23.4
3,000万円以下	13	16.9
1億円以下	20	26.0
3億円以下	6	7.8
5億円以下	3	3.9
10億円以下	5	6.5
10億円を超える	12	15.6



」 会社の数

〈表 15〉は会社の数の分布を示したもので、企業家を対象に「会社の数がいくつか」を調査した結果である。会社の数は1社が48人（68.6%）で最も多かった。2～3社は14人（20.0%）、4～5社が7人（10.0%）、10社以上が1人（1.4%）と回答された。複数の会社を経営する企業家が30%ぐらい占めることが分かる。

〈表 15〉 会社の数

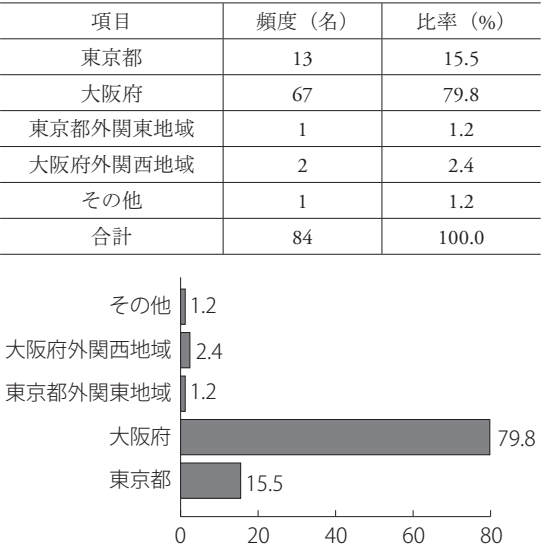


k 会社の所在地

会社の所在地の調査では、大阪にあるという回答が67人（79.8%）で最も多かった。次いで東京が13人（15.5%）、大阪以外の関西地域が2人

（2.4%）、東京以外の関東地域が1人（1.2%）であった。ほとんどの会社は済州道出身者が密集して居住する大阪地域に集中していることが分かる。

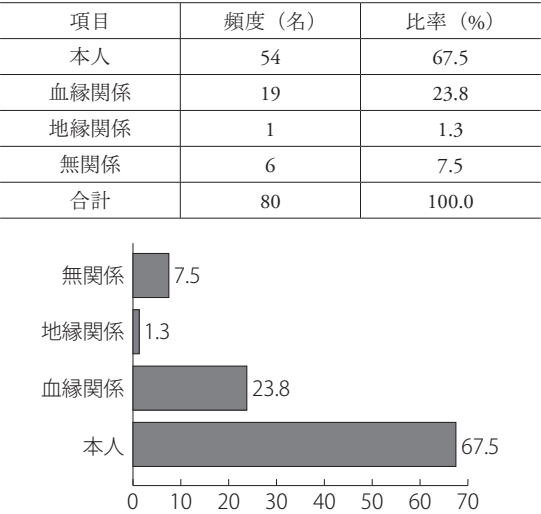
〈表 16〉 会社の所在地



l 創業者との関係

創業者との関係は、本人が54人（67.5%）で最も多かった。血縁関係が19人（23.8%）、地縁関係が1人（1.3%）と回答された。本人の創業を含め、経営に家族や親族が多く関わっている家族主義的な経営形態が多いことが分かる。

〈表 17〉 創業者との関係



5. おわりに

(1) 研究の要約と意義

本研究は在日済州人企業家の現況と経営の実態を把握したものである。本研究の結果を要約すると、次のようである。

まず、在日済州人企業家の現況の結果を見ると、企業家の年齢の分布は70歳以上が62.1%で最も多くの割合を占め、60～69歳が28.2%、50～59歳が7.1%、40～49歳が2.3%、40歳以下が0.3%であった。出生地は北済州郡が41.7%で最も多く、済州市が29.1%、南済州郡が18.2%、西帰浦市が11.0%であった。業種は製造業が47.8%で、半数近くを占め、サービス業が11.7%、卸・小売業が11.4%、不動産業が27.4%、兼業（2つ以上の業種）が5.0%、飲食店が4.3%、遊技業が4.0%、金融保険業が2.3%、ホテル業が2.0%、建設業が1.7%であった。企業形態は株式会社が52.1%で最も多く、個人商店が37.7%、有限会社が10.2%であった。会社の所在地は大阪が67.0%で最も多く、東京が22.3%、大阪以外の関西地域が5.5%、東京以外の関東地域が5.1%であった。

次に、在日済州人企業家の経営の実態の結果を見ると、設立年度は1990年以後に設立したという回答が31.9%で最も多く、次いで1960年以前が20.9%、1981～1990年と1961～1970年がそれぞれ16.5%、1971～1980年が14.3%である。企業経営の理由は個人的な関心や才能が47.3%で最も多く、両親の影響が29.7%、家族や友人の勧めが7.7%であった。経営者の類型は創業経営者が48.4%で最も割合が高く、家業の継承者が26.4%、専門経営者が14.3%、内部昇進者が4.4%であった。業種は製造業が34.9%、不動産やその他のサービス業がそれぞれ15.6%で、全体の66.1%であった。企業形態は株式会社が40.4%で最も多く、次いで個人商店が38.2%、有限会社が12.4%、合名会社が1.1%であった。所有者は本人の所有が77.1%で最も多く、次いで家族や親戚

が14.5%、事業上の同業者が4.8%であった。従業員が1～4人が45.2%で最も多く、次いで10～29人が21.4%、5～9人が14.3%、100～299人が9.5%、30～99人が7.1%、300人以上が2.4%であった。資本金は500万円以下が40.8%で最も多く、次いで1,000万円以下が31.0%、5,000万円以下が18.3%、1億円以下が5.6%、1億円を超えるが4.2%であった。年間売上高の分布は1億円以下が26.0%で最も多く、次いで1,500万円以下が23.4%、3,000万円以下が16.9%、10億円を超えるが15.6%であった。会社の数は1社が68.6%で最も多く、2～3社は20.0%、4～5社が10.0%、10社以上が1.4%であった。会社の所在地は、大阪が79.8%で最も多く、次いで東京が15.5%、大阪以外の関西地域が2.4%、東京以外の関東地域が1.2%であった。創業者との関係は、本人が67.5%で最も多く、血縁関係が23.8%、地縁関係が1.3%であった。

以上のように、これまでの在日済州人の研究材料と、2013年6月から12月にかけて実施した現地調査の資料を基にして研究の意義を提示すると、次の通りである。

第1、今後、在日済州人の研究はより多くの時間と予算をかけて調査と資料収集を続け、整理しなければ、苦勞して始めた研究の実が結べないだろう。特に年々その数が減少する1世の研究は時間を争う事業であり、彼らを対象とした口述研究は集中と選択を通して高い密度で行われるべきである。

第2、3世以降との交流、彼らのアイデンティティーを高めるための各種事業も並行しなければならない。実態調査からも明らかなように、在日済州人が済州人として残るためには済州道民が関心を持って交流を続け、言語や歴史、文化、教育などを済州や現地で進行できる事業が必要である。今回の研究をきっかけに、在日済州人の社会や文化、企業と企業家に関する調査・研究が続けられることを望む。

第3、彼らを考察の対象とするのは、まだ明確な価値が正しく把握されずに放置している海外の

韓国人の民族的価値を高める資本と人的資源の確保のためであり、国家的なレベルからも非常に重要な作業である。今後、制約や限界を克服する研究調査と交流・協力が一層活発に行われることを期待する。

(2) 示唆点および今後の課題

本研究から得られた結果は、在日済州人企業家が重要だと認識されている時期に、国内外の研究者に多くの示唆を提供してくれると思う。

第1、これまでの在日済州人に関する研究は断片的かつ制限的に行われてきたが、本研究は在日済州人の研究の重要な基礎資料になり、在日済州人の歴史性を体系化することにも大きく貢献すると考える。

第2、この事業を通して在日済州人社会への幅広い理解と関心を持ち、今後、韓日間の発展的な交流を模索する基盤になれば、在日済州人の生活に対する認識を新たに定立できる機会になると考えられる。

第3、この事業で把握できた在日済州人企業家の数は極めて限定的であるが、業種などの現況を把握できる資料を提供しており、済州道との経済的な交流関係を形成する参考資料として活用できると考える。

第4、作成された在日済州人企業家の名簿は、既存の年鑑などに記載された名簿以外に親睦会や民団の資料などを活用したため、新しい企業や人物が入っており、ネットワークの構築のための発展した資料として評価できる。

第5、在日済州人企業家には済州道との協力を通して投資を模索しようという人もおり、済州道の事業への投資にも活用できると考えられる。

以上のような研究をもとに、今後補完されるべきいくつかの政策的課題を提示すると、次の通りである。

第1、在日済州人企業家との積極的で、友好的な交流・協力を担当する在日済州人の担当の窓口を新設する必要がある。現在の在外道民係を改編

して課に昇格し、在日済州人係を新設して彼らとの緊密な協力関係を維持するべきである。

第2、今後は寄付ではなく、投資誘致のための積極的な誘致活動を続ける必要がある。投資できるアイテムの開発をはじめ、投資に対する税制上の優遇や便宜の提供などを盛り込んだ特別規定などを設けるべきである。

第3、ICC JEJUのような形式の漠然とした投資ではなく、確実な投資先を発掘して提供する必要がある。これに伴う説明会などを定期的に実施し、日本語が可能な専門家を配置して常時対応しなければならない。また、日本語のできる弁護士を確保、または、在日済州人の弁護士のうち韓国語のできる弁護士を参加させ、投資を積極的に代行できるシステムを用意しなければならない。

第4、在日済州人企業家が済州をはじめとする大韓民国で活発に投資できるよう行政的な便宜を提供できる措置を講じる必要がある。

第5、済州道で生産した商品が日本の消費者の好評を得られるよう、現地の関連企業家を諮問委員として委嘱して情報を共有し、現地に合わせた商品開発ができるところまでするべきである。

＊この論文は、済州特別自治道の主管で、済州文化放送と共同で行われた「在日済州人故郷愛の足跡を記録するため〈在日済州人の企業家の現状と実態調査、成功事例ドキュメンタリー制作・放送〉」の一環として、在日済州人センター（李昌益・高廣明・金寶香）が実施した調査の一部をまとめたものである。そして本稿は、2014 在日済州人センター・関西学院大学共同シンポジウムで発表した内容を修正・補完したものである。

注

- 1) 日本法務省の2011年の統計資料。2012年の統計資料を見ると、在日韓国人の総数は530,046人で、前年と比べて約15,300人が減少している。2012年からは本籍地別の統計資料がなく、今後、在日済州人の正確な数の把握は難しくなると思われる。

ここ6年間の在日韓国人および在日済州人の総数の変化を見ると次のようである。

年度	在日 韓国人	増減	減少 比率	在日 済州人	増減	減少 比率
2006	598,219			97,651		
2007	593,489	-4,730	-0.8	95,247	-2,404	-2.5
2008	589,239	-4,250	-0.7	93,162	-2,085	-2.2
2009	578,495	-10,744	-1.8	90,882	-2,280	-2.4
2010	565,989	-12,506	-2.2	88,510	-2,372	-2.6
2011	545,401	-20,588	-3.6	86,231	-2,279	-2.6
2012	530,046	-15,355	-2.8	-		

2) 済州道の経済発展の推移 (1946～2013年)

(単位: 千名、億ウォン、千ウォン、千トン)

区分	1946 年	1970 年	1980 年	1990 年	2000 年	2013 年	増加率 (倍)
人口	266	366	463	515	543	605	2.3
地域内 総生産	23	240	3,492	17,252	52,895	127,068*	5,525
一人当 り所得	8.8	66	743	3,407	10,091	22,743	2,584
財政規模 **	1	29	406	3,177	15,518	38,777	38,777
観光客	-	245	260	2,992	4,110	10,851	44.2
みかん 生産量	0.01	50	188	493	563	651***	65,100

注: * 2012年確定, ** 最終予算額基準, *** 2013年暫定.

資料: 済州特別自治道庁 (www.jeju.go.kr) 行政情報公開.

表で分かるように、在日済州人による貢献も有用な要因となってこのように済州道の経済が発展してきた。

参考文献

■ 韓国文献

- 고광명 (2005) 「在日 한국・제주상공인의 실태에 관한 연구」『在日 제주인의 삶과 제주도』, 제주발전연구원 외 발표 자료집
- 고광명 (2006) 「일본 속의 제주인의 직종과 상공업활동」『아시아연구』9 (2), 韓國아시아學會, pp.171～195
- 고광명 (2009) 「재일 (在日) 제주인 기업가의 경영활동 특성」『日本研究』12, 고려대학교 일본연구센터, pp.293～313
- 고광명 (2013) 『재일 (在日) 제주인의 삶과 기업가활동』 제주대학교 탐라문화연구소
- 고광명・진관훈 (2004) 「在日 제주인의 상공업활동에 관한 연구」『濟州島研究』26 (12월), 濟州學會, pp.57～90
- 고광명・진관훈 (2006) 「재일제주인의 상공업 활동과

- 지역사회 공헌」『社會科學研究』14 (1), 西江大學校 社會科學研究所, pp.148～181
- 권남훈・윤충환・김운호・김은민 (1999) 『정보통신 중소기업가의 특성 연구』 정보통신 정책연구원
- 이경원・진관훈 (2006) 「제주도 지방정부의 재일제주인 투자유치 활성화 방안」『韓國比較政府學報』9 (3), 韓國比較政府學會, pp.171～188
- 임영언 (2006) 『재일코리안 기업가』 한국학술정보
- 제민일보사 (2000, 2004, 2005, 2008, 2011) 『濟州人名辭典 (在日同胞篇)』
- 한라일보사 (2001, 2004, 2007, 2011, 2013) 『濟州 3000人選』
- 제주특별자치도청 (www.jeju.go.kr) 행정정보공개

■ 日本文献

- 高東勳 (1999) 「在日韓国人の經濟活動に關する史的
分析研究: 濟州島出身者の場合を中心として」
『論文集』5、濟州觀光大學
- 李昌益 (2012) 「在日済州人の生活と実態」津波高志
編『東アジアの間地方交流の過去と現在: 済州と
沖縄・奄美を中心として』彩流社
- 共同新聞社 (1989) 『在日韓国人実業名鑑1 (関西版)』
関西済州道民協会 (2004) 『関済協 10年の歩み』
関西済州特別自治道民協会 (2011, 2013) 『会員名簿』
東京韓国商工会議所 (2013) 『第53期 役員・会員名
簿』
- 入管協會 (2012) 『在留外国人統計』
- 在日本関東済州道民協会 (2011, 2013) 『役員・理事
名簿』
- 在日韓国商工会議所 (1997) 『在日韓国人会社名鑑』
統一日報社 (1976) 『在日韓国人企業名鑑』

日韓会談関連外交文書公開運動の成果と課題¹⁾

吉澤文寿（新潟国際情報大学）

開が持つ意味や今後の課題について考察する。

1. はじめに

2005年1月および8月に韓国政府外交通商部（現、外交部）は同部が管理する日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）関連外交文書（以下、日韓会談文書）をすべて開示した。このとき、国務総理主宰の「韓日会談文書公開後統対策関連民官共同委員会」が「日本軍慰安婦問題など、日本政府、軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権協定によって解決されたものと見ることはできず、日本政府の法的責任が残っている」という見解を示すとともに、「日本軍慰安婦問題は日本政府に対して、法的責任の認定など、持続的な責任追及を行なう一方、国連人権委員会などの国際機構を通じてこの問題を引き続き提起する」ことを韓国政府に勧告した。このことは2011年8月30日の憲法裁判所決定、さらに2012年5月24日の大法院判決、そして2013年から韓国各地の裁判所で被害者が勝訴することに繋がる出発点であった。2014年1月1日、韓国国会は強制連行被害者およびその遺族を支援する財団運営資金20億ウォンを含む予算を成立させた。

一方、日本でも2005年12月より日本の市民団体「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、「求める会」）²⁾による日韓会談文書の情報開示請求運動が進められてきた。本稿では、上記のような韓国の状況をふまえつつ、日本の現状を紹介するとともに、「植民地責任」の観点から、情報公

2. 「求める会」の活動の始まり

「求める会」は2005年12月18日に結成された。この運動が始まる背景には次の2点があった。

第1に、日本における裁判の状況である。政府による強制連行被害者に対する十分な補償が行なわれないまま、日本では長年にわたり戦後補償裁判が続いており、2005年に至っても原告が相次いで敗訴していた[李洋秀 2012: 194]。とくにこの運動を支えてきた小竹弘子前事務局長は名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟に関わっており、同年2月の名古屋地裁での一審判決で「日韓請求権および経済協力協定により、完全かつ最終的に解決された」という理由で原告の請求が棄却されたことがこの運動を呼びかけるきっかけとなった[小竹 2011: 19]。

第2に、日本の情報公開の現状が挙げられる。日本では2001年4月より「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる情報公開法）が施行されている。しかし、その施行以前に、外務省をはじめとする主要省庁が大量の文書を廃棄するなど、「情報公開」の精神はまだまだ日本社会に浸透していなかった[三木 2005: 104]。さらに、当該の日韓会談文書の多くは作成から40年以上経っているにもかかわらず、日本ではまったく開示されていなかった。このような現状はと

くに歴史研究者や外交史研究者が問題視していた。

韓国で日韓会談文書が全面開示されたことはやはり日本の関係者に大きな衝撃を与えた。市民運動関係者のみならず、日韓会談をはじめとする関連分野の研究に携わる者も韓国の動きに注目するとともに、日本でも同文書の開示を求めることになったのである。

3. 1 次訴訟

2006年4月25日に、「求める会」は日本政府が作成した日韓会談に関するすべての公文書の開示を請求した。それに対し、外務省はその一部を同年6月24日までに、残りを2年後の2008年5月26日までに開示決定すると回答した。ところが、外務省が初めて開示決定したのは同年8月17日であった。しかも、それは第4次会談本会談議事録という、ほとんど内容のない文書一件のみで、その多くが不開示（黒塗り）であった。この決定に対して、「求める会」は10月2日に情報公開審査会へ異議申立てを行い、12月18日に東京地裁へ提訴した³⁾。

2007年12月26日、東京地裁（杉原則彦裁判長）は「1年7ヶ月たっても開示するかどうかの決定を出さないのは違法」とする判決を下した。判決は同じ文書の一部に対する開示請求が過去にあったことを挙げて、「前例や成果を利用して期間の短縮に努めることができた」と指摘した。また、裁判長は「外務省は他の行政機関と比べて長期間を要する件数が極めて多く、速やかな開示決定のための取組みが不十分だ」と苦言を呈したり、マイクロフィルムや電子データ化して保存したりするなど「歴史的価値のある文書」の開示請求に対する具体策にも言及した〔『朝日新聞』2007年12月27日、『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』〔以下、『ニュース』とする〕2008：4〕。

この判決を受けて、外務省は2008年5月9日までに同省が管理する日韓会談文書についてすべて開示決定を行った。また、外交文書を含む公文

書の開示請求について、「不作為の違法判決」を残すことになったのは画期的であり、情報公開制度そのものに対する意義も大きかった〔瀬畑2008：32〕。

4. 2 次訴訟

2008年4月23日、「求める会」は前年11月16日に開示された140の文書のうち、ひとつの不開示文書と26の文書の不開示部分について、その開示を求めるために東京地裁に提訴した。2次訴訟は請求権や竹島領有権などに関する不開示情報をめぐるものであり、文書の内容を初めて争うことになった。

裁判の焦点は情報公開法第5条の不開示理由であり、とりわけその第3項「公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報」を適用する問題である。原告は外務省側にこの「おそれ」について十分な説明を求めている。例えば、すでに韓国政府が開示している情報を不開示とすることの不当性などが指摘されていた。

しかし、この訴訟は原告敗訴が続き、2011年5月9日に最高裁が上告不受理を決定し、原告敗訴が確定した。情報公開法自体が「行政機関の長」に強大な権限を認めているが、司法は外務省側の意見をそのまま認めてしまった。とくに2010年6月23日の東京高裁（南敏文裁判長）判決では、他の公開文書および韓国の外交文書によって不開示文書の内容が推測できるものについても、「推測することとこれらの不開示文書を公開することとは次元が異なる」と述べ、「仮に推測が可能な情報であっても推測にとどまる場合と実際に公開した場合では、外国等との交渉において生じる不利益には格段の違いがあると考えられる」〔『ニュース』2010：7〕として、原告の主張を一蹴した。

5. 3 次訴訟

2008 年 10 月 14 日、「求める会」は東京地裁に 3 度目の提訴をした。この裁判の対象は同年に開示された 1737 の文書のうち、不開示、部分開示決定された 348 の文書であった。すなわち、3 次訴訟こそ、本会が開示請求する核心的な内容について争う裁判である。

この裁判は 5 万ページを超える文書量のため、審理に約 4 年間を要した。争点は 2 次訴訟と同様であったが、その多くが開示されると「韓国あるいは北朝鮮との間の交渉上不利益となる」「韓国との信頼関係がなくなる」情報であると外務省が指定した部分であった〔小竹 2011：143〕。

2012 年 10 月 11 日、東京地裁（川神裕裁判長）は対象の文書の 7 割を開示せよとする画期的な判決を下した。2000 ページに及ぶ判決の内容は、第一に外交文書の 30 年原則（30 年を経過した文書は原則公開とすべきこと）を採用したこと、第二に外務省が抽象的にしか述べてこなかった不開示理由に対して、その当否を詳細に分類して判断したこと、第三に「真摯かつ速やかな」不開示部分の見直しを外務大臣に求めたことに要約される〔『ニュース』2012：2〕。とりわけ、その第一の要点に関連して、以下の判決文が注目される。

…当該不開示処分に係る行政文書が、條約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも 30 年以上経過している場合には、被告は〔中略〕同条 3 号又は 4 号の不開示情報に該当するとされる当該情報につき、当該行政文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条 3 号又は 4 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情をも主張立証する必要があると解するのが相当である

すなわち、今回の判決は作成より 30 年が経過した文書を不開示とする場合、その理由を十分に主張立証する必要があると外務省に告げている。これは、行政機関の長の判断を最大限尊重した 2 次訴訟の判決を完全に覆す内容である。しかしながら、対象の文書の 3 割は不開示のままであり、この判断については外務省の控訴とともに原告も付帯控訴した。

なお、この判決を受けて、外務省は 2013 年 3 月 29 日、4 月 1 日、11 月 26 日に、合計 118 文書の不開示部分の一部を開示する決定を行った。また、3 次訴訟と並行して、2012 年 6 月 21 日に「求める会」は不開示および部分開示決定された文書の開示を、外務省に再請求した。それに対して、外務省は 2013 年 1 月 21 日に、合計 43 文書の不開示部分の一部を開示する決定を行った。この結果、外務省が不開示としてきた内容の一部が明らかとなった。だが、日本政府の交渉方針の核心に関わる部分は依然として不開示であり、それこそ本来の争点であるといえよう。その意味で、「求める会」の裁判活動はようやくスタートラインに立ったのである。

しかしながら、2014 年 7 月 25 日の東京高裁（高世三郎裁判長）の控訴審判決はほぼ外務省側の主張を認め、2 つの文書の不開示部分のみが新たに開示されるにとどまった。判決に至るまで 4 回の公判が開かれ、外務省、「求める会」双方から証人尋問が行われた。それにもかかわらず、この判決は裁判官が対象文書を閲覧できるインカメラ審理についても何ら言及しないまま、原告の主張を退けてしまった。

その一方で、控訴審判決は上記した一審判決が設定した判断基準、すなわち 30 年以上を経過した行政文書については不開示とするために相応の主張立証を行うべき点とする点を、削除または訂正することを命じていない。すなわち、一審判決の判断基準は控訴審判決によって否定されていない。この理由に加えて、上告してもさらに原告に

有利な判決が出る見通しが立たないと判断されたため、「求める会」は上告しないことを決定した。これにより、「求める会」の裁判活動は終結することとなった⁴⁾。

6. 文書公開の成果と今後の課題

「求める会」の運動の結果、外務省は1916の文書の所在を明らかにした。そのうち、部分開示文書が525、不開示文書が23あった。そして、裁判闘争が終結した2014年8月現在、部分開示文書は382、不開示文書は1となった。しかし、「求める会」が個人情報、法人情報などを敢えて争わない方針をとったため、最後まで争った文書の数には114であった。こうして、「求める会」の活動を通して、多くの不開示部分が開示されたことになる。

では、「植民地責任」という観点から文書公開にはどのような意味があるだろうか。太田修が指摘するように、公文書は「国家の専有物」ではなく、「健全な民主主義の根幹をささえる国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得る」（「公文書等の管理に関する法律」第1条）ものである〔太田 2013〕。「求める会」の活動によって得た2つの判決はその問題を明らかにしたという点で画期的な成果であった。

そして、本報告の冒頭に述べたような韓国の司法判断に、日本で開示された外交文書の内容が影響したことも考えられる。その点でいえば、文書公開は確実に「植民地責任」の解明および同問題の解決に向けて前進する力となっている⁵⁾。

ただし、文書公開によって、複雑な史実が明らかになることで、かえって問題解決が容易でなくなることもあり得る。例えば、1962年の大平・金鍾泌合意のような「大局的見地」からの政治判断による解決という手法は実現しにくくなるかも知れない。

しかし、文書公開運動が目指すところは、もはや情報を占有した権力に問題解決を委ねるのでは

なく、市民自身が「現在」、そして「過去」の情報を利用し、「未来」の社会につなげていくことである〔瀬畑 2011: 312〕。「過去清算」を進展させることはもちろんだが、それとともに、私たちが望む社会の主体となることを以て、文書公開の真の成果であると考えたい。

日本では、2013年12月13日に「特定秘密の保護に関する法律」が公布され、2014年12月10日に施行された。同法運用基準では、「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命および身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」など、防衛、外交等の55項目が「特定秘密」の指定対象となっている〔『朝日新聞』2014年10月14日〕。「特定秘密」情報は最長60年間不開示とされる。

情報公開法や公文書管理法が制定されている現状においても、行政機関が存在しないと主張する文書について、開示請求者にその存在を立証する責任があるとする司法判断が下されている⁶⁾。国民主権に則った情報公開の精神が民主主義の基礎であり、「植民地責任」問題の解決を前進させる力であるとするならば、まず日本において、よりいっそうの「情報民主主義」が求められるといえよう。

注

- 1) 本稿は2014年3月22日に慶北大学校法学研究院日本法センターで行われたシンポジウム「「法」からみた韓日過去清算（「법」으로 보는 한일 과거 청산）」における報告「日韓会談関連外交文書公開の現状と課題」および同年11月28日に東北亜歴史財団シンポジウム「植民地責任の清算の世界的動向と課題」における報告「日韓会談文書公開と『植民地責任』論」として発表した内容を、本誌投稿のために整理したものである。
- 2) 「求める会」関連の資料はホームページ <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp> で閲覧できる。なお、ウェブサイトの最終アクセスはすべて2014年11月15日である。
- 3) この文書については異議申し立てを受けて、2007年3月28日に全面開示された。
- 4) 日韓会談文書・全面公開を求める会「声明」2014

年8月7日付。

- 5) これに関連して、2010年12月11日に日本弁護士連合会と大韓弁護士協会が発表した共同宣言に日韓会談文書を完全に公開して、日韓両国政府が認識を共有し、「強制動員」被害者の問題を解決するために、実現可能な解決案の策定を目指すべきであるとする内容が盛り込まれたことが指摘できる（「日韓弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言」2010年12月11日付、「求める会」ホームページより閲覧可能）。
- 6) 2014年7月14日に下された1972年の沖縄返還をめぐる日米間の密約文書開示訴訟の上告審判決。これにより原告敗訴が確定した（「沖縄密約文書、『開示せず』確定 最高裁判決」『朝日新聞』2014年7月15日付）。

参考文献

- 小竹弘子（2011）『隠される日韓会談の記録—情報公開の現状と問われる日本の民主主義』創史社
- 瀬畑源（2011）『公文書を使う 公文書管理制度と歴史研究』青弓社
- 太田修（2013）「日韓会談文書公開と『過去の克服』」『歴史学研究』第908号
- 瀬畑源（2008）「情報公開法と歴史研究—公文書管理問題を中心として—」『歴史学研究』第839号
- 三木由希子（2005）「情報公開制度と文書管理のあり方」『レコード・マネジメント』第50号
- 李洋秀（2012）「疑問多い日韓条約での解決済み—日韓会談の文書公開と情報開示」（田中宏他著『未解決の戦後補償—問われる日本の過去と未来』創史社

「公文書の開示決定に遅れ『外務省の組織的怠慢』東京地裁」『朝日新聞』2007年12月27日

「沖縄密約文書、『開示せず』確定 最高裁判決」『朝日新聞』2014年7月15日

「秘密法、施行5年後に基準見直し 指定対象は55項目」『朝日新聞』ウェブ版、2014年10月14日。
<http://www.asahi.com/articles/ASGBG4K49GBGUTFK00H.html>

『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』第10号、2008年1月18日

『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』第24号、2010年7月8日

『日韓会談文書・全面公開を求める会ニュース』第33号、2012年10月24日

慰安婦問題をめぐって迷走する日韓関係

朴 一（大阪市立大学）

1. はじめに

韓国の朴槿恵大統領は、2014年8月15日の光復節の演説において、「日韓両国は今、新しい50年を見渡し、未来思考的な友好協力関係をつくらなければならない」と述べた。そして「特に慰安婦の被害者のハルモニ（おばあさん）たちが生きている間に、その方々が納得できる公的措置を（日本に）要求してきた。……このような問題を正しく解決するときに日韓関係が堅実に発展し、来年の国交正常化50周年を両国民が心から祝うことができる」と日本政府に呼び掛けた。朴槿恵政権は日本政府に関係改善をアピールする一方、慰安婦問題の解決なしに、韓国側としては日韓関係の改善は望めないという方針を改めて日本側に突きつけた格好だ。

韓国の対日感情が悪化した理由として、韓国の人々は日本政府の歴史認識を問題にしていると思われるが、韓国の大統領のこの演説を読むと、数ある歴史認識の中でも、韓国側が日本政府の慰安婦問題への認識や対応にいらだちをもっていることがわかる。韓国側は慰安婦問題の解決にこだわり、一方、日本政府はこの問題はすでに解決したと考えている。こうした日韓のボタンのかけ違い現象は、どのような経緯で生じたのだろうか。

多くの日本のマスコミでは、史実に基づかない吉田清治氏の証言を根拠に「朝鮮人慰安婦強制連行」説を流布させた朝日新聞の無責任な報道が、

日本政府に対する誤解を世界に拡散し、日韓関係を悪化させたと言うが、これは事実なのだろうか。また「慰安婦は戦場で軍が管理した娼婦（公娼）にすぎない」（池田信夫「朝日の『検証記事』を検証する」『Voice』2014年10月号）のであり、慰安婦問題は朝日新聞が広めた捏造で、もともと慰安婦問題などなかったという議論もマスコミで流されているが、本当だろうか。

2. 慰安婦問題をめぐる日韓の攻防

（1）植民地期に従軍慰安婦として朝鮮の女性が動員された理由

そもそも従軍慰安婦問題とは何か。戦時中の日本軍の慰安所は、1930年代に入ってから大陸侵攻に際して、兵士たちの性病予防と現地女性への性暴力を防ぐために、各占領地に儲けられたものである。1938年に「各部隊に軍慰安所をつくる」という方面軍参謀長の指示が出たのを皮切りに、軍慰安所は中国華北部にいた日本人慰安婦とは別に、2万人の朝鮮人慰安婦を集めることを計画したと言われている（吉見義明『従軍慰安婦』岩波書店、1995年）。

このとき、なぜ日本人女性だけでなく朝鮮人女性がターゲットになったのだろうか。当時、日本は「婦人と児童の売買に関する国際条約」に批准していた。同条約は「21歳以下の女性の場合、本人がたとえ同意しても、売春業に就かせること

を禁じていた」ため、新たな若い日本人女性を軍の慰安婦にすることはできなかった。だが、同条約には「植民地出身者についてはその限りではない」とする「植民地除外」規定が設けられていた。日本軍はこの除外規定を巧みにについて、不足した若年慰安婦を補うため、植民地朝鮮から21歳以下の若い女性を慰安婦として動員しようと画策したのである。参謀長は朝鮮総督府に依頼して、業者を通じて約8000人の朝鮮人慰安婦を集め、中国華北部の慰安所に送り込んだと言われている(同上書)。

この際、慰安婦として集められた朝鮮人女性の中には身売りされた者が多かったが、「戦地に行って護国のために働かないか」とか、「勉強もできてお金も儲かる所に行かせてあげる」というような勧誘で業者に騙されて連れて行かれた朝鮮人女性も少なくなかった(川田文子『皇軍慰安婦の女たち』築摩書房、1993年)。

(2) 慰安婦問題への日本軍の関与と「強制」概念

韓国側がこうした朝鮮人慰安婦問題への対応を日本に促すようになったきっかけは、朝日新聞の慰安婦報道が発端ではない。韓国で朝鮮人慰安婦問題に火がついたのは、「民主化宣言」(1987年)後の1990年に韓国の『ハンギョレ新聞』に戦時中日本軍のために集められた朝鮮人慰安婦に関するレポートが掲載されてからである。

その後、急速に韓国で日本軍慰安婦問題が社会問題化していった。翌91年、金学順さん(当時67歳)という韓国女性が「自分は朝鮮人慰安婦だった」と名乗りをあげ、日本軍の慰安婦としての過酷な体験を証言し、彼女を含む3名の韓国女性が同年12月に日本政府への謝罪と補償を求める裁判を日本で起こしたことで、韓国国内で朝鮮人慰安婦問題に対する日本政府の責任を求める声が高まっていった。

こうした韓国側の問題的に対して、日本政府は当初「民間業者がそうした方々(慰安婦)を軍とともに連れ歩いていた」(1990年6月6日、参議院

予算委員会における労働省職業安定局長の弁)と日本軍の関与を否定していた。

しかし、元慰安婦の提訴を受けて、内閣外政審議室は、慰安婦関連資料の調査を開始した。そして1992年1月、防衛研究所にあった『陸軍省業務日誌摘要』など、当時の慰安所の運営に軍が関与していたことを裏付ける資料が見つかったことで、日本政府の対応が変わった。資料を確認した日本政府は「当時の軍の関与は否定できない」(加藤鉦一官房長官談)とし、宮沢首相は同年1月17日に開催された日韓首脳会談で公式謝罪した。

同年7月、日本政府は、慰安婦問題に関する調査結果を発表した。加藤鉦一官房長官は「慰安所の設置、募集に当たる者の取り締まり、軍慰安施設の築造・増強、慰安所の経営・監督、衛生管理、身分証明書等の発給で政府の関与があった」と述べ、当時の慰安所運営への国の関与を正式に認めた。

そして韓国側からの要請を受け、日本政府は1993年から軍や朝鮮総督府、慰安所経営の関係者にヒアリングを行った。こうしたヒアリング調査に基づいて、外務省は朝鮮人慰安婦について「人さらい」的な狭義の「強制性」は認められないものの、「自らの意思に反した形で従軍慰安婦にされた事例があることは否定できない」という内部文書を作成した(「日韓関係はなぜこじれたか」『朝日新聞』2014年8月6日)。これを受けて、同年3月の参院予算委員会で谷野作太郎・外務審議局長が「(慰安婦に対する)強制は物理的に強制を加えることのみならず、脅かし、畏怖させ本人の自由な意思に反した場合も広く含む」という答弁を行った。従軍慰安婦問題における「強制」概念を広く捉える方向で議論が始まったのはこの頃からである。

(3) 「河野談話」は何が目的で、誰のために書かれたのか

そして1993年8月、日本政府は韓国との関係者を通じて元「慰安婦」から事情聴取を行い、以下の内容を骨子とする「河野談話」を発表した。

- ① 「慰安所の設置、管理および慰安婦の輸送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した」
- ② 「慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人の意思に反して集められた事例が多数あり、更に官憲等が直接これに荷担したこともあったことが明らかにになった」
- ③ 「慰安所における生活は、強制的な状況の下で痛ましいものであった」

「河野談話」の前半に書かれた以上の部分は、朝鮮半島出身の慰安婦のみを対象に書かれたものではなく、植民地を含むさまざまな地域から集められた慰安婦に向けて書かれたものであった。ところが「河野談話」の中段には、韓国の元「慰安婦」に向けて特別に書かれたと思われる以下の部分がある。

「なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」

こうした記述は、一般的な慰安婦問題が朝鮮人慰安婦問題にもあてはまることを付言したものであるが、「談話」の結びでは出身地を問わないすべての慰安婦を対象にした以下のような謝罪文で結ばれている。

「いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し心からのお詫

びと反省の気持ちを申し上げる」

こうした内容を検討すると、そもそも「河野談話」は日韓で紛争化した従軍慰安婦問題を収束するために作成されたものであるが、決して韓国の元「慰安婦」（朝鮮半島出身の慰安婦）に限定して書かれたものではなく、「出身地のいかんを問わず」「本人の意思に反して集められた」すべての慰安婦への謝罪の表明であったと考えられる。

3. 日韓でなぜボタンのかけ違いが生じたのか

(1) アジア女性基金の設立と韓国の反発

「河野談話」について、当初韓国外務省が「謝罪と反省とともに、歴史の教訓としていく意思の表明を感謝する」という声明を出したことで、日本政府は日韓の間で従軍慰安婦問題は一応解決したと考えたようである。後に日本政府が公表した『河野談話の検証記録』（河野談話作成過程等に関する検討チーム報告『慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの記録』2014年6月）にも、「河野談話の発表により、いったん決着した日韓間の過去の問題」という衆院予算委員会での石原信雄・元官房長官の発言が紹介されているが、同検証記録を読むと、日本政府は日韓で紛争化した従軍慰安婦問題を収束させることを条件に、「河野談話」を作成したことがわかる。

しかし、河野談話は「補償なき謝罪」であったため、韓国人の元慰安婦や慰安婦問題に取り組む韓国の支援組織を満足させるものではなかった。同談話では、慰安婦問題に対する「お詫びと反省の気持ちをどのように表すかについては今後の課題」としながらも、日本政府は韓国の女性団体が求めていた慰安婦への補償については、「1965年の日韓条約ですでに解決済み」との立場を堅持し続けたからである。

元慰安婦に対する謝罪の意思をどう示すかを問われた日本政府（自民、社会、さきがけ）は、「河

野談話」を発表した翌94年10月、戦後50年問題プロジェクトチーム内に「従軍慰安婦問題等小委員会」を発足させ、慰安婦問題への対応について議論を開始した。こうした経緯を経て、1995年6月、五十嵐広三・官房長官は「女性のためのアジア平和友好基金（仮称）」の設置を発表した。その内容は、基金の原資を日本国民からの募金で集め、元慰安婦に対して一人200万円の一時金を支給するほか、公的資金で一人当たり300万円相当の医療・福祉事業を実施するというものである。元慰安婦への償い金を国民からの募金で捻出するというアイデアは、1965年の日韓請求権協定で請求権に関する両国の問題は系決済みとしてきた日本として、元慰安婦への個人補償は行えないとする政府の方針に苦慮した村山政権が行き着いた苦肉の策であった。

だが、同基金（名称は「女性のためのアジア平和国民基金」に変更）が発足すると、日本政府に国家賠償を求めてきた韓国の元慰安婦や支援団体から反発の声が高まった。97年1月、同基金から償い金と医療福祉事業費を受け取った韓国人の元慰安婦7名の氏名が公表されると、韓国外務省は「我が政府と大部分の被害者の要求を無視して支給を強行したことは遺憾である」と日本政府の対応を批判した。直後に開催された日韓外相会談でも、柳外相が元慰安婦への償い金の支給手続きの中断を日本政府に求めるなど、アジア女性基金の設立によって、日韓の溝はかえって深まることになった。

1998年5月、韓国の金大中大統領は「被害者の支援は自分たちが行う」とアジア女性基金とは別に韓国人の元慰安婦に対する支援金制度を創設した。韓国政府は、名乗りでた150余人の元慰安婦の9割にあたる130人のハルモニに、政府支援金人例3150万ウォン（約300万円）を支給した。この際、アジア女性基金から償い金を受け取った者は支給対象から外され、支援金は「日本から償い金を受け取らない」という条件で支給された。

韓国政府がこうした措置をとった理由について、金大中大統領は日本の雑誌のインタビューで次の

ように答えた。

「慰安婦問題は日本政府の責任であって、日本国民の責任ではない。だから（日本の）国民からお金をもらう筋合いはない。そういうものをもらうということは、事の本筋をすり替える事になります」（『世界』1998年10月号）。

こうしたアジア女性基金に対する韓国側の反発によって、同基金を通じて日本から償い金を受け取った韓国の元慰安婦は60名にとどまった。日本側にとって、アジア女性基金事業は「（慰安婦）女性に加えた損害と苦痛に対する日本国民の謝罪と償いの実践」（和田春樹「慰安婦問題：現在の争点と打開への道」『世界』2014年9月号）であったかもしれないが、それは慰安婦問題の解決をさらに複雑化させ、迷走させるものになった。

（2）韓国憲法裁判所決定の衝撃

とはいえ、金大中政権が「韓国人の元慰安婦の支援は自分たちが行う」という姿勢を示したことは、慰安婦問題において韓国政府は日本政府に「金銭的要求はしない」という、前政権（金泳三政権）の基本方針を金大中政権も踏襲することを示していた。慰安婦問題に対するこうした韓国政府の方針は、その後の盧武鉉政権にも引き継がれた。

だが、盧武鉉政権が誕生してから、1965年の日韓基本条約の交渉過程を明らかにせよという市民運動が高まり、関連文書の公開を求める裁判も行われるようになった。この裁判判決を受け、2005年8月、日韓基本条約の関連文章を公開した韓国政府は、元慰安婦等を韓国側の財産請求権放棄を定めた日韓請求権協定の例外とすることを認めた。これを受け、韓国の市民団体は翌2006年、慰安婦問題について韓国政府が日本側と交渉する努力を怠ったことを問題にする裁判をおこした。

そして裁判から5年後の2011年8月、韓国の

憲法裁判所は「請求権協定によって慰安婦問題が解決されたかどうかについては協定第3条に基づく措置をとらずにいる韓国政府の不作为は違憲」という判決を下した。協定第3条とは「協定の解釈および実施に関する両締約国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決する。……これによって解決しない紛争は仲裁委員会に付託する」というものである。韓国の憲法裁判所は韓国政府に慰安婦問題の解決のため、日本政府と外交交渉を行うことを命じたのである（趙世暎「可能談話の精神は継承されたのか」『世界』2014年9月号）。

憲法裁判所の判決が出てから、慰安婦問題解決への韓国世論の高まりが激しさを増す中、2011年12月に開催された日韓首脳会談で、李明博大統領は野田総理に「大きな次元の清治決断を期待する」と慰安婦問題の解決を迫り、野田総理も「人道的見地から大統領と知恵を絞っていきたい」と解決に前向きな姿勢を示した。慰安婦問題の解決策を模索していた日本側は翌2012年3月、佐々江賢一郎・外務事務次官が訪韓し、①駐韓日本大使が元慰安婦を慰問し、②政府予算で元慰安婦への支援事業を行いこと等を打診したが、韓国側は「元慰安婦や支援団体が総意として受け入れる案が必要」として日本側の提案を一旦保留した。同年7月、今度は李大統領の指示を受けた申駐日韓国大使が、日本政府に慰安婦問題解決のための再提案を行った。しかし、内政に追われていた野田政権が保留したことで、慰安婦問題の決着をめぐる野田政権と李政権の話し合いは決裂することになった。李大統領が「慰安婦問題への日本政府の不誠実な対応」を理由に竹島（韓国名、独島）に上陸したのは、翌8月のことである。

4. 「河野談話」検証と朝日「慰安婦」誤報問題の波紋

（1）慰安婦証言はすべて出鱈目か

2013年、日韓に新政権が誕生したが、安倍首相の「侵略の定義」をめぐる発言や靖国参拝など、

韓国側から見て「歴史修正主義」ともとれる日本政府の動きは、慰安婦問題の解決をめぐる日韓対話にブレーキをかける要因となってきた。さらに今回の日本政府による「河野談話」の検証と慰安婦報道をめぐる朝日新聞バッシングの高まりは、慰安婦問題の解決をますます遠ざけているように見える。

まず『河野談話の検証記録』では、繰り返し「河野談話を継承する」というフレーズが出てくるが、軍や官憲が慰安婦を「強制連行」した資料は確認できないと述べられている。確かに慰安婦の「強制連行」に荷担したと述べた吉田清三氏の証言が出鱈目であることが判明している現在、慰安婦の「強制連行」を裏づける加害者（日本）側からの証言や資料は見つかっていない。

だが、元慰安婦として名乗りを上げた数多くの韓国女性の中には、「拉致」に近い形で慰安婦された体験を証言された人もいる。慰安婦の「強制連行」を裏づける資料は、残念ながら被害者である彼女たちの証言だけである。筆者も、これまで数十回、韓国人の元慰安婦の方々と面談し、聞き取り調査を行い、確かに信憑性に欠けると判断される方もいた。しかし、彼女たちのすべてが出鱈目な話をしているとは思えなかった。

気になるのは、慰安婦の証言をすべて出鱈目と言っている日本人ジャーナリストの多くが、実際に当事者である元慰安婦と一度も面談もせずに、うそと決めつけていることである。元慰安婦の多くがすでに亡くなられている中で、彼女たちの証言をすべて信憑性に欠けるという形で闇に葬ることができるのだろうか。

また、すでに述べたように、「河野談話」は朝鮮半島出身の慰安婦だけを対象に発表されたものではない。インドネシアなど日本軍の占領下の地域では、日本軍が現地の女性を無理やり連行したことを示す資料も残されている（テッサ・モーリス＝スズキ「菅官房長官が貶めた『日本の地位』」『週刊金曜日』2014年10月29日）。朝鮮半島における慰安婦の「強制連行」を偽証した吉田証言が否定されたからといって、他の地域出身の慰安婦の事

例において「強制連行」を完全否定できるのか疑問に残るところである。

(2) 慰安婦問題は朝日新聞の捏造か

そして何よりも深刻な問題は、朝日新聞が吉田証言を取り消したことで、慰安婦問題は朝日新聞が作り上げた捏造事件であり、最初から慰安婦問題そのものがなかったかのような、偏った報道が日本のマスコミに氾濫していることである。例えば、以下の原稿はその典型的な事例である。

「要するに、慰安婦が強制連行されて性奴隷になったという『従軍慰安婦問題』は存在しないのだ。慰安婦は、戦場で軍が管理した娼婦（公娼）にすぎない。これ（従軍慰安婦問題）は『朝日新聞』が嘘に嘘を重ねてつくった『朝日新聞問題』である。それが、日韓両国に憎悪循環を生み、外交を混乱させた弊害の大きさははかりしれない」（池田信夫 前掲論文）

元 NHK 記者の池田氏が指摘する「慰安婦が強制連行されて性奴隷になった」という「慰安婦強制連行」説については、すでに論じたように、今後は韓国人の元慰安婦の被害者証言の信憑性を、十分に検証した上で真偽を確認していく必要があるだろう。しかし、朝鮮半島から動員された慰安婦のすべてを「戦場で軍が管理した娼婦にすぎない」とし、あたかも「自らの意思で軍人たちの売春婦になった」女性だから、彼女たちに謝罪も補償もする必要はないという考え方に立つのはいかなものか。

朝鮮半島出身者では「人狩り」的な「強制連行」（狭義の「強制性」）は確認できないものの、「甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた」という広義な意味での「強制性」が存在したことは、日本政府も『河野談話の検証記録』を通じて再確認している。筆者がこれまで行ってきた韓国人の元慰安婦への聞き取り調査で、圧倒的に多ったのは、さまざまな事情で若

年期に「自らの意思ではなく」慰安婦にされてしまった女性たちである。彼女たちは、ある意味で「戦場における性暴力の犠牲者」であるといってもよい。

朝日新聞が誤った証言に基づいて報道してきた「慰安婦強制連行」説を否定したい日本人の気持ちも理解できるが、それが朝日バッシングを通じて、「慰安婦問題そのものがなかった」という世論形成に結びついていくと、日韓の衝突を激化させるだけでなく、「戦場における性暴力」の廃絶をめざす国際社会からの日本の孤立を招く可能性もある。日本政府には、これまで以上に慎重な対応が望まれるところである。

5. 結びにかえて：慰安婦問題解決への途

日本政府が「河野談話」の検証を通じて韓国政府に伝えたかったことは、三つほどあったと考えられる。一つ目は、安倍政権は「河野談話」を見直すつもりはないこと。二つ目は、日本軍が戦時中に慰安婦を「強制連行」するようなひどいことした事実は確認できていないこと、三つ目は、韓国側の要望を受け入れて作り上げた「河野談話」を発表することで、日本政府は日韓の間で慰安婦問題を解決できると考えていたことである（石原信雄『「河野談話」その本当の舞台裏』『文藝春秋』2014年5月号）。

これに対し、韓国政府は「河野談話」の継承を再確認した安倍政権の対応を高く評価したが、日本側がこうした外交交渉の内幕を暴露しても、慰安婦問題の解決を迫る韓国の憲法裁判所の判決は翻るものではない。慰安婦問題を解決するためには、「狭義の強制性」か「広義の強制性」といった議論にこだわるべきではないと考える。従軍慰安婦に関する膨大な先行研究から明らかになっているように、かつて「婦人と児童の売買に関する国際条約」の盲点（除外規定）をついて、軍が業者者に依頼し、朝鮮半島をはじめとする植民地から多くの若い女性たちが集め、本人の意思に反し

て慰安婦にさせたケースもあったことを、「戦時下（戦場）の性暴力」ととらえるかどうかが重要である。日本政府が取り組むべきことは、「河野談話」の検証でもなく、「河野談話」の継承でもない。問われているのは、「河野談話」の実践である。

日本における朝鮮科学史研究の現状と展望

任正嫻（朝鮮大学校）

1. はじめに

日本は世界的に見ても科学史研究が盛んであるが、朝鮮科学史への関心は低い。古代に朝鮮から医学・暦学をはじめとする様々な科学技術が伝来したことは周知の事実である。また、中世における両国の文化交流・歴史的事変は、それぞれの科学技術発展に大きな影響を与えている。それらは日本科学史の形成と発展に直接関与するものであり、その研究が盛んではないというのは単に無関心ということでは済まされない問題があるといえよう。それでも一部の分野では貴重な研究成果が得られ、単行本として刊行されている。

ここでは、まず研究史的に重要な南北朝鮮の基本文献を紹介し、次に出版された書籍を通じて日本における朝鮮科学史研究の現状について見ることにする。そして、それに基づいて今後の展望について述べてみたい。なお、本稿は会員諸氏に研究概観を提示することに目的があり、研究史の詳しい検討ではないことを予めお断りしておく。

2. 朝鮮科学史の三大古典

朝鮮科学史研究は1944年に日本の三省堂から出版された洪以燮『朝鮮科学史』からはじまる。三省堂といえば英語辞典で有名であるが、そのような出版社から植民地解放一年前にこのような本

が出版されていたことを意外に思う人も多いのではないだろうか。後に知ったことであるが、この本は『朝光』という雑誌に1942年6月号から43年3月号まで連載された古朝鮮から高麗時代までと、その後に書き下ろした朝鮮王朝時代までを一冊にまとめたものであった。

『朝鮮科学史』はこの分野の嚆矢といえる書籍であるが、それはその後の展開において重要な意味を持っている。というのは、近代的学問としての社会政治学や経済学などは植民地期に日本人学者によって持ち込まれ、少なからず植民地史観の影響を受けているが、朝鮮人の手によって研究が始まった朝鮮科学史は内容自体の特性もあるが、そのような弊害を免れることができたからである。解放直後の1946年にはハングル改訂版が正音社から出版されているが、洪以燮自身は自然科学の素養がないとして、それ以上は追究しなかった。

そして、その20年後の1966年にソウル大で化学を専攻した全相運が出版したのが『韓国科学技術史』（科学世界社）である。1974年に英語版がMITプレスから、1978年には京都大学の博士論文を基にした日本語版が高麗書林から出版されている。全相運によるこれらの著書は研究を促進させただけでなく、英語版・日本語版によって世界に朝鮮科学史を紹介する上で大きな役割を果たした。現在も朝鮮科学史研究の第一人者として精力的な活動を行っているが、2000年には一般に向けた『韓国科学史』（サイエンスブック）を出版、2005年に日本評論社から翻訳出版されている。

次に朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）における基本文献として、1956・57年に出版された李容泰編『わが先祖の誇り—科学と技術のはなし』二巻（国立出版社）がある。洪起文、金炳済、金錫亨ら当時を代表する学者たちによる分野別の入門書で、今日においてもその価値を失っていない。朝鮮科学史について知りたいと思った時に最初に読んだ本で、筆者による翻訳が明石書店から出版されている。編者である李容泰は京城帝大物理学科を卒業、レーニングランド工科大で「電磁気理論発展におけるロシア物理学者の業績」で学位を授与されている。おそらく、南北朝鮮を通じて科学史を本格的に学んだ最初の人である。共和国の科学史研究をリードしたが1988年に他界、その遺稿が1990年に『朝鮮中世科学技術史』（科学百科事典総合出版社）として出版された。紀元前3世紀から19世紀までの通史で、共和国における科学技術史研究の到達点を示す著作である。

筆者は研究の始まりとなった洪以燮『朝鮮科学史』、研究を本格化させた全相運『韓国科学技術史』、そしてもっとも優れた入門書である李容泰編『わが先祖の誇り』の三冊を朝鮮科学史の三大古典と呼んでいるが、それはその意義とともに、著者らが朝鮮科学史研究に果たした役割に敬意を表してのことである。

3. 日本人研究者の著書

前述の三大古典は総合的通史といえるものであるが、日本人研究者による著書は特定分野に関する専門書という特徴がある。以下、出版年代順にそれらを紹介しよう。

まずは、植民地期に総督府観測所から刊行された和田雄治『朝鮮古代観測記録調査報告』である。和田雄治は日本気象学の礎を築いた人物の一人であるが、1904年から1915年まで朝鮮地域の観測所所長を歴任し、業務の傍ら朝鮮の天文・気象・地震学史に関する論考を発表した。それらを集めて1917年に出版されたものが『朝鮮古代観測記

録調査報告』である。世界最初の雨量計である「測雨器」や現存する最古の天文台として知られる瞻星台に関する最初の研究論文を含み、現在でもこの分野の先駆的業績として必ず取り上げられる文献である。

次は1955年に出版された三木栄『朝鮮医学史および疾病史』である。著者は1922～44年まで京城病院に勤務、その時に関連医書を蒐集し研究を深めた。この本は彼自身が蒐集した古書籍を中心に朝鮮医学史の全貌を明らかにしようとしたもので、博物学・本草学・獣医学までも包括した歴大かつ先駆的な研究である。実際、この分野の名著である金斗鐘『韓国医学史』も三木の著書に触発されたものといわれている。初版は謄写版による私家版で、1963年に活版印刷本が出版され、1991年に思文閣出版から再出版されている。ちなみに、三木栄の蒐集した医学書は大阪武田製薬の杏雨書屋に寄贈された。

次は1983年に私家版で刊行された田村専之助『李朝鮮気象学史研究』である。『三国史記』、『高麗史』、『朝鮮王朝実録』をはじめとする膨大な資料から気象学関係記事を整理し、検討を加えたものである。定時制高校に勤めながらの長い年月をかけた研究であったが、当初は出身校である早稲田大学に学位を申請したが学問的価値はないとされ、中国科学史研究の第一人者であった戴内清に認められ京都大学から学位が授与されたという経緯がある。さらに、その学位論文は当初日本では出版されず、1960年に平壤の国立出版社から李容泰による抄訳が出版されている。そして、朝鮮王朝時代に限定したものが、私家版として出版された。

次は2010年に東京大学出版会から出版された川原秀城『朝鮮数学史』である。朝鮮で刊行された数学書を丹念に読み解き、先人たちが数学とどのように格闘し、歴史に跡づけたのかを明らかにしたものである。これまで朝鮮数学史の書籍は、南北朝鮮を通じて後述する金容雲・金容局『韓国数学史』のみであった。その理由は数学全般と朝鮮史に関する知識とともに、漢文の素養が必要

となるからである。著者は中国数学史の専門家でもあり、『韓国数学史』が朝・日数学の比較分析を好んで行っているならば、この本は朝・中数学の分析に重点を置いている。その大部分は朝鮮王朝時代の数学に当てられているが、前半は中国数学の受容を基本とした伝統数学が東算として独自の発展を遂げる過程、後半は東算が西算へと変化していく過程を追究している。とくに、その根底にある思想的変容の解明が本書の特色といえるが、副題の「朱子学的な展開とその終焉」はそれを端的に表している。

これらは朝鮮科学史を前面に押し出したものであるが、この他にも宇田川武久『東アジア兵器交流史の研究』（吉川弘文館、1993）や田代和代『江戸時代朝鮮薬材調査の研究』（慶応義塾大学出版会、1999）などの科学交流を主題としたものや、佐藤賢一『数は遙かな海へ—東アジアの数理科学史』（北樹出版、2005）のように東洋科学史の一部として取り扱った書籍も見られる。しかし、それらを含めても日本で出版された科学史関係の書籍のなかでは微々たるものに過ぎない。また、個別の研究論文もあるが数が少なく、単発的という感は否めない。

4. 朝鮮人研究者の著書と論文

ここでは単行本とともに、本誌の性格を考慮して研究論文にも言及する。その前に、在日朝鮮人一世である鄭詔文が発行人となった雑誌『日本のなかの朝鮮文化』（朝鮮文化社）について触れておきたい。科学技術を含めて朝日の文化交流を明らかにするうえで先駆的な役割を果たし、数多くの問題提起によってその後の研究を促進させた。例えば、古代に朝鮮から日本に渡ってきた人たちを「帰化人」と呼んでいたのを「渡来人」と改めさせたのはこの雑誌によるところが大きい。雑誌自体は1982年6月の50号で刊行を終えたが、そのなかの主なものは後に『日本の朝鮮文化』、『古代日本と朝鮮』、『朝鮮と古代日本文化』（以上、中

央公論社）、『日本文化と朝鮮』（全3冊、新人物往来社）などの単行本として出版され、科学技術と関連するものも少なからず含まれている。

次に三冊の単行本を紹介しよう。まずは、1978年に槇書店から出版された金容雲・金容局『韓国数学史』である。著者らは朝鮮の数学史はその思想と社会の連関においてのみ理解できるとし、朝鮮の数学を儒学者による数学、専門的（職人的）数学者による数学、そして天文学・暦学としての数学の三つの範疇に分けられるとし、具体的内容を記述している。題名は数学史であるが天文学としても読める本である。

二冊目は孫済河『科学百話—文化遺産に見る朝鮮の知恵』である。文字通り朝鮮科学史の重要事項を100項目にまとめた入門書で、見開き二頁のコンパクトな記述はそれについて知りたいと思った時に便利である。1983年に二月社から出版され、1992年に啓明書房から再刊された。三冊目は同じ著者による『古代ハイテク百話—朝鮮と日本の間』で1991年に啓明書房から出版された。古代のみならず朝鮮王朝時代までの朝鮮から日本への技術の伝来とその影響について解説したもので、なかにはこんなものまでと思うような事項もある。冒頭で朝鮮からの科学技術の伝来は、日本科学史の形成と発展に直接関与するとしたが、この本はそのことを如実に示している。

次に姜雄、高成鳳、慎蒼健らの研究に言及しよう。三人とも植民地時代の科学技術を主題としている共通点があるが、それは在日朝鮮人の生活体験とけっして無関係ではないだろう。まず、姜雄であるが1930年代の朝鮮工業化に焦点を合わせた研究を行い、1998年に『植民地朝鮮の工業化の検討』で東京工業大学から博士号を授与されている。この分野の研究は経済学者によるものが多かったのも、技術史的観点からの研究は貴重である。

植民地期の科学技術と関連して、「植民地近代化論」への批判は避けては通れないが、とくに朝鮮におけるインフラ整備の問題が焦点となる。なかでも鉄道はその代表的事案であるが、その問題

に取り組んだのが高成鳳である。朝鮮、満州、台湾での日本帝国主義者の鉄道政策をテーマとして法政大学博士論文を完成させ、それをもとに『植民地鉄道と民衆生活』（法政大出版局、1999）を出版している。

現在、日本で朝鮮医学史研究を精力的に行っているのが慎蒼健である。「霸道に抗する王道としての医学」をはじめとする論考は科学史の枠を越えて、STS（科学技術社会学）が強調されていることに特徴があり、内外から注目を浴びている。ちなみに、後述する『朝鮮近代科学技術史研究』に彼らの主要論文が収録されている。

5. 筆者の研究

筆者の専攻は物理学であるが、ある時、朝鮮には物理学者はいなかったのか？という問いが頭をよぎった。ところが、その時まで筆者は朝鮮科学史についてまったく知らなかった。そこで、まず読んだのが前述の『わが先祖の誇り』で、そこで出会ったのが実学者として知られる洪大容であり、彼の地転説および無限宇宙論であった。以降、朝鮮科学史研究に邁進することになる。今から25年ほど前の事である。

まず、朝鮮科学史の基本知識を蓄積するために『わが先祖の誇り』を日本語に訳し、『朝鮮の科学と技術』という題名で1993年に明石書店から出版した。同時に朝鮮科学史と関連する様々な情報を集め、日本科学史学会誌『科学史研究』などに関連記事などを書いたが、1995年にそれらを一冊にまとめた『朝鮮科学史文化史へのアプローチ』を明石書店から出版した。そのなかには植民地期から解放以降に活躍した科学者たちについての評伝も含まれているが、1997年にはその問題意識をより発展させて『現代朝鮮の科学者たち』を彩流社から出版した。

この頃から、日本における朝鮮科学史研究をより深めるために、南北朝鮮の研究者たちの論文集を出版したいという思いが強くなった。そこで、

2001年に『朝鮮科学技術史研究—李朝時代の諸問題』、2010年に『朝鮮近代科学技術史研究—開化期・植民地期の諸問題』、そして、2014年に『朝鮮古代中世科学技術史研究—古朝鮮から高麗時代までの諸問題』をいずれも皓星社から出版した。なお、この最終巻には日本における朝鮮科学史関連の主要文献一覧が掲載されている。

筆者の研究テーマは洪大容の無限宇宙論であるが、それはどのような伝統のもとで成立し、そこに洪大容が持ち込んだ新しい考えとはいったいどのようなものなのか、さらにそれは朝鮮および世界の宇宙論発展史においてどのような意味を持つのか、という問題意識による数編の論考を書いた。そして、それらをまとめて2011年に『朝鮮科学史における近世—洪大容・カント・志筑忠雄の自然哲学的宇宙論—』を思文閣出版から出版することができた。さらに、一般の人たちに朝鮮科学史を広く知ってほしいという思いから『エピソードと遺跡をめぐる朝鮮科学史』を2012年に皓星社から出版した。研究論文集と自身の専門書、そして一般向けの解説書の三つを筆者は勝手に「朝鮮科学史三部作」と呼んでいる。

6. 今後の展望

前節までで、単行本を中心とした日本における朝鮮科学史研究の現状を垣間見た。90年代以降に徐々に増えつつあるが、個人的枠を越えるものではない。本来ならば研究の傾向や問題点を明らかにして、今後の課題を具体的に提示すべきところだが、現状はそれを行えるには至っていない。そこで、最後に筆者が考えるところの展望を述べておきたい。

まずは、研究人力の拡大である。前述のように日本で朝鮮科学史の専門家といえる人はわずか数名にすぎず、朝鮮人はむろん、とくに日本人研究者が増えることが望ましい。そのためには研究者の朝鮮科学史への基本観点を確立することが重要と思われる。

日本における科学史研究全般をまとめた中山茂・石山洋『科学史研究入門』（東大出版会、1984）では、「韓国の動向」という項目で次のように記述している。

日本科学史の上でも古代から韓半島から影響が大きいことはもちろんであるが、日本人の一流好みのせい、中国から直接影響を受けたように扱って、とにかく韓半島の影響を過小評価していたのではないだろうか。例えば、江戸幕府の初代天文方渋川春海が朝鮮の通信使螺山から直接天文暦法を習ったことが最近はっきりとした。まだこういう事が他にあるかもしれない。

科学史に限らず、日本では大陸文化の影響を強調し、朝鮮半島からの影響を矮小化したり無視する傾向があるが、その根底には停滞論をはじめとする植民地史学の影響による蔑視感があると筆者は考えている。上の文章にはそのような問題意識はまったく見られないばかりか、「日本人の一流好みのせい」という表現にその問題点が露呈していないだろうか？その本が出版されてすでに30年近くも経つが、植民地史学の影響は現在でも完全に克服されたとは言い難い。冒頭で単に無関心ということでは済まされない問題があるとしたのは、このことである。これは科学史だけでなく隣接する分野においても同様である。

次に、朝鮮科学史に対する一般の関心を高めるための取り組みが必要だろう。前述の文章にある渋川春海は日本独自の暦書『貞享暦』の作成者で日本天文学史における重要人物の一人であり、彼が残した『天文分野之図』、『天象列次之図』はその呼称および形式において、明らかに朝鮮の『天象列次分野之図』の影響を受けている。しかし、それらについての研究は皆無であり、当然、一般の人は何も知らない。例えば、映画にもなった沖方丁の小説『天地明察』（角川書店、2009）でも渋川春海と朝鮮との関わりは出てこない。関連する書籍が少ないから一般の関心が低いのか、一般の

関心が低いから関連する書籍が少ないのか、現時点でそのような問いは無意味であるが、現状を打破するためにはまず前者から着手すべきだろう。我田引水になるが、前述の「朝鮮科学史三部作」の目的の一つはそこにあり、これによって日本における朝鮮科学史研究の環境を整えるうえで少しは寄与できたのではないかと思っている。

さらに、そこでも試図としたことであるが、南北朝鮮の研究成果を積極的に紹介するとともに、できれば研究交流の深まりを期待したい。実は1980年から2006年まで六回にわたって「日韓科学史セミナー」が開催されたことがあった。筆者も京都で開催された第六回セミナーに参加したが、韓国科学史学会の重鎮・中堅の研究者が多数参加され大きな刺激を受けた。残念ながら第七回は未定であるが、今後も継続することを願わずにはいられない。

以上、展望というよりも願望に近いが、妙案があるわけではなく、学会その他の活動を通じた地道な努力を積み重ねるしかないだろう。本稿がそのための一助となれば幸いである。

わが祖母の追憶

姜健栄 (KMAJ 関西 前会長)

わたしの祖母は、故郷の人々から礼拝堂婆ちゃんと呼ばれていた。時には祖母を知らない子供や曾孫たちからは白髪婆ちゃんとも呼ばれていた。眼は細いが、毛髪だけは真っ白だった。

外祖父は平安北道博川石花里出身で、1910年代の26歳頃、伝道師として平壤より済州島へ派遣されてきた。隣村の祖母と出会い、結婚して4人の子供を生んだ。78歳の3男は、大阪の老人ホームに入所し、わたしが祖母に代わって後見人の役割を果たしてきたが、5年前に他界された。

祖母は敬虔なキリスマンとして食前、就寝前には必ず神に祈りを捧げていた。私たちもそのように躰られて育った。

わたしの祖母は当時、聖書や讃美歌をハングルで自由自在に解説されていた。ある時、北から避難民としてこの村に来られた李牧師（故人）を、他所へいかなないようにと気配りをし、冬には行商人から大きな太刀魚を仕入れて差し上げたりしていた。

昔、済州島北部の寒村において、キリスト教を信ずる者はほとんど居らず、儒教ないし無神教の方が多かった。祖母はその中にあって、小さなキリスト教会を守り、運営し牧師をも招いたりしていた。教会の鐘やオルガン、柱時計などは日本にいる娘に依頼して送ってもらい、その上近隣の人々への伝導を怠らなかった。その鐘の音たるや日曜日や新年の朝に、村中を響き渡っていた。やはり祖母は、大きなものを背負っていたように思われた。

現在この教会の信徒数は当時の20数名から約400余名へと増加している。私たち兄弟三人は、生まれるとすぐお婆ちゃんに預けられた。母は大阪に居残り、女一人で男性の役目を果たして、祖母をはじめ、ご自身の兄弟そして私たち三人の生活を支えた。わが祖国は他の先進国と異なり、男性が早死するので母子たちは運命共同体を背負って生きねばならなかったのである。

そして、わたしの祖母も娘の付き人として、不平不満を言わず、当然のさだめであるかのように娘の付託に答えていた。祖母は私にとって親権者、伝導師そして修身教師であり続けた。常に言っていた言葉がある。「お前たちは鳥籠の鳥に過ぎない。母親がエサを運んでくると、私はそれをお前たちに配っているだけだ。」当時、日本にいた母親からの経済援助により、私たちは大きな家屋と肥沃な畑を与えられ、裕福な生活を送ることができた。

ある夏の日朝、夏休みに入り、野に海に走り回って疲労困憊し深い眠りから覚めやらない少年を祖母は揺り起こして、教会へ行くよう催促した。少年が目をこすり、抵抗するものなら、少年は祖母に容赦なくお尻を叩かれた。祖母は私に向かって「大人になっても、タバコを吸わない、酒を飲んではならない」とよく言われたものである。おかげで私は融通のきかない人間になってしまったようだ。この年になっても私の心の中にはお婆ちゃんのイメージが大きく膨らんでくるようである。

少年は成長し、勉学のため海を渡らねばならな

い時がきた。人生の試練に立ち向かって、大海原を渡って行こうとする孫を見送ろうと、祖母は済州市の港に来ていた。やがて船は出港し、陸からだんだん遠ざかっていくにつれ、白髪の祖母は遠く航跡をじーっと見つめつつ、いつまでも手を振っていた。

祖母は畑仕事と教会へ行くこと、それが一年中変わらない暮らしであった。また祖母は博愛精神がとても旺盛であった。ある親戚の婆ちゃんが80歳をこえ痴呆におちいつていたが、当時その家庭が貧困でお世話ができなかったため、祖母はその婆ちゃんを引き取り、死亡するまで面倒をみてあげていた。

小学校1年生頃より、私は祖母の畑仕事を手伝った。冬の寒い日に、雪の積もった麦畑を早朝から足踏みをしたが、3センチほど伸びた青い麦苗は、雪をかぶっていて、小さな足で踏まれるとパサーッ、パサーッという音を出し、とても新鮮であった。猛暑の夏、炎天下で帽子もかぶらず栗畑の雑草取りを手伝ったが、何度も熱射病にかかり倒れそうになった。それでも祖母は厳しい躰をやめはしなかった。今にして思えば、懐かしくも貴重な人生経験であった。

「働くことは生きることである。働くことは苦しいけれど、嫌なことではない」ことを教えてくれたように思う。

私は幸運にも祖母の祈祷に守られて、第一志望大学の医学部を卒業し医師になれたが、少年時代に祖母より教わった人生哲学、そしてあの厳しくも美しい故郷の自然を一時も忘れたことがない。

30数年前のことである。故郷を離れて幾千里、異国から育ての親・祖母に会うため、はじめて故郷の家に帰った。その時の感想を詩「感動」の中に綴った。祖母は熱心なキリストチャンとして生涯を神に祈り続けて、91歳の天寿を全うされた。日本にいる私ができたことは、村の李前牧師の依頼を受けて、祖母が眠る教会公園墓地入口に標石碑と鉄柵門を造成することであった。その自然石にはわたしの祖母への感謝と追悼の意を込めた、ささやかな挽歌が彫られている。今でも、祖母の

墓地からある声が伝わってくるようである。

「感動」

人間だれしも一生涯のうち一度は万感胸にせまる大きな感動を体験する筈だ。

研究者や芸術家たちのあの学術的で情熱的な感動もあれば、民衆や独立運動家たちの国家的次元の感動もある。

私の場合二十数年ぶりの帰郷と再会がそうであった。年老いた祖母は杖をつき暗い早朝から正午まで長い時間、故郷の家の門前に座っていた。夢にまで見た育て親との再会。その瞬間私はそれまで手にしていた荷物をかなぐり捨て、無我夢中に号泣した。大人の涙であった。この時ほど心身を硬直させ、魂を揺さぶられたことはない。そこには美しい言葉も、歳月と同じ長さの説明は要らなかった。祖母も今はなく、私は遠方の地でこの思いを大切にしている。

—1987.3.19.—

「記念碑銘」

側面

故李弘淳勸士のご意志を
永遠に讃えるため、日本に
在住する家族一同が建立

1994年4月5日

前面

大韓キリスト長老教会
朝天教会公園墓地

「この小文は、朝天長老教会牧師の求めに応じて書いたものである。

—2005.1.2. 一部校正— 2015.4.15. 姜健栄」

朴一著

『越境する在日コリアン』

——日韓の狭間で生きる人々

〔明石書店、2014年〕

総谷智雄（神戸医療福祉大学）

朴一著『越境する在日コリアン』は、著者による「在日三部作」（『＜在日＞という生き方』、『「在日コリアン」ってなんでんねん？』、『僕たちのヒーローはみんな在日だった』いずれも講談社刊）の流れに重なる著作である。同書には、1990年代から2010年代までの約25年間に、著者がさまざまな媒体・場所において発表・実施した論考・対談などが収録されている。

この「発言者『朴一』の二五年の思索の軌跡」（同書4頁）には、一貫しているものがある。それは、歴史・社会を通観する広く深い視野と、多様性を尊重する姿勢だ。たとえば、阪神淡路大震災直後（1995年4月）に発表された「二つの大震災と在日コリアン」では、関東大震災（1923年）における朝鮮人虐殺によって検挙された数百名の日本人たちが、翌年の皇太子（当時）の結婚に伴う「恩赦」によって無罪放免されたことに言及し、「関東大震災の教訓を日本人学生に本気で学んでほしいという、わたしの切ない思い」（45頁）が述べられている。著者は1995年の大震災時において日本の主要新聞などに、『避難所で助け合う在日コリアン被災者と日本人被災者の国籍を越えた友情』にまつわる美談が何度も掲載され」（45頁）る一方で、ベトナム人被災者が露骨に差別されており、その窮状を見かねた一部在日コリアングループが、彼らを支援したという事実を指摘し、「国籍を越えた友情」を手放しで礼賛することに、強い疑問を呈している（47-48頁）。

多様性を尊重する著者の舌鋒は、石原慎太郎のような人物を自治体の首長として選ぶ日本社会に、鋭く切り込んでいく。「どのような生まれであっても、どのような国籍であっても、出世や政治参加の権利を妨げられないようなシステムをどうつくっていくのかということを考えないと、石原さんみたいなレイシスト（人種差別者、民族差別者）がまかり通っているような日本では、成熟した政治は決して生まれませんと思います。（中略）アメリカでも黒人が大統領になっている時代に、そんなバカなことを言っている人が日本の首都である東京都の知事をしているわけですよ。情けないですよ」（215頁）という指摘は実を射ている。

しかし著者は、「お前ら日本人は反省しろ！」と、高みに立って糾弾をしているのでは、決してない。「しっかりとした制度をつくって、ある程度の枠の中で善良な移民を受け入れながら、参政権を永住外国人に認め、日本人とともに外国人も暮らしやすい国にすることが、この国のお年寄りを支えていくことになる」と私は信じています」（218頁）という発言が示すように、著者が目指すものは、多文化共生社会にほかならない。この発言における「善良な移民」という表現には、評者は強い違和感を抱く（「善良」の基準とは何なのか？そして、そもそも誰が「善良」か「非善良」を判断できるのか？これは先住者側からの恣意的な選別ではないのか？等）が、多文化共生社会を目指す以外に、日本社会が存続する道はないと、評者

も考える。前述の「情けないですよ」という発言は、著者が目指す多文化共生社会の理念を全く理解できない愚劣極まりない政治家への心底からの憤りの「叫び」であり、「ささやき」(4頁)ではないと、評者は解釈する。ゆえに、著者による日本社会批判は、多文化共生社会に近づくための課題を提示しているのである。

同書には、著者の「ライフワーク」というべき故新井将敬元議員に関する論考のほか、新井元議員の夫人と著者の対談も収録されている。この対談は、著者一流のユーモアを交えながら、夫人から「人間新井将敬」のさまざまな側面を聞き出すことに成功しており、新井元議員に対する著者の真摯な「思い」も強く伝わってくる。質的調査(インタビュー調査)を行う人たちにも学ぶところが極めて多い、貴重なインタビューである。

同書の刊行により、冒頭に紹介した「在日三部作」とあわせて、著者は「在日四部作」を持つことになった。この最新作の巻末に掲載されている「オモニに贈る歌」までをじっくり読んだあと、できるだけ多くの人たちが、「在日四部作」を再読・熟読されることを、評者は切に願う。

河上幸子著

『在米コリアンのサンフランシスコ日本街 ——境界領域の人類学』

〔御茶の水書房、2014〕

高正子（神戸大学非常勤講師）

朝鮮半島に暮らす人々が米国へ渡り始めるのは、1903年ハワイのプランテーションの契約社員としてであった。その後、植民地化によって中止されるまでハワイへの移民は続いた。故金慶海先生が1980年代にハワイへの資料調査の折に、かれらの子孫たちに会われた。先生は「常夏のパイナップル畑で立っているだけでも辛い」過酷な労働条件で働いていたに違いないと当時の朝鮮人への思いを語られたことがあった。解放後米国へ渡るのは、韓国に駐留する米軍の花嫁とその家族であったが、本格的に米国への移民が始まるのは1965年に米国の移民法改正によるものである。そして、現在でも米国への移民は続いているのだ。

本書は在米コリアンのなかでもメインストリートの人々ではなく、ジャパントウンと呼ばれる日系人の商空間で繰り広げられている日常的な営みを対象としている。著者は「現代のサンフランシスコ日本街を事例として、米国においてジャパントウンと呼ばれる都市街区が日系商空間として日々、構築されていく過程を、朝鮮半島出身の移民を中心とした在米アジア系マイノリティがそこを拠点として、いかなる生活を営んでいるのかという観点から明らかにする」（P12）ことを目的としている。つまり本書は、1980年代後半からサンフランシスコの日本街に現れはじめた状況を扱っている。ジャパントウンといえば、そこに集う人たちはほとんどが日系人であると誰もがイメージする、がしかし、現在ではジャパントウンの住

民の中の半数以上がコリアン系を中心としたアジア系マイノリティである。今、ここで何が起きているのだろうかという問いに、本書は答えようとしている。

では、本書に内容について触れておこう。著者は2003年－06年の間に米国カリフォルニア州サンフランシスコ及びその近郊で断続的に9回訪れ、約14か月半のフィールドワークで得られたインタビューや関連資料による知見によって書かれたものである。

まず、序章では「見えない場所の意味を問う」と題して、本書の目的、著者の視座、調査の概要、そして本書で使用する用語の定義、構成が叙述されている。第1章「在米アジア系マイノリティの日本街」では、第一に、『ジャパニーズ・アメリカン研究』の舞台としてのジャパントウンに関する先行研究を通して、これまでのジャパントウンの研究が日系史の連続性の確認と継承の場として研究されてきたことを確認した。第二に、『コリアン・アメリカン研究』で描かれる在米コリアンで在米コリアン研究動向を概観し、1992年のロス暴動がきっかけにミドルマンとしての地位に着目する研究が増加したことを明らかにした。第三に、『ジャパニーズ・アメリカン研究』と『コリアン・アメリカン研究』の狭間を表象するで、先行研究からジャパントウンが在米コリアンのスモール・ビジネスや生活の場として利用されている状況を明らかにした。このような先行研究

を入念に検討することによって、第2章以降が構成されている。

第2章から4章まではフィールドワークで得たデータをもとに記述され、第2章では「在米コリアン高齢者の日本街」として、日系及びコリアン系の高齢者がともに利用している福祉施設での参与観察や聞き取り調査を通して得たデータで、かれらがいかにジャパントウンを利用しているのかを明らかにした。第3章「在米コリアン企業家の日本街」では、在米コリアン企業家へのインタビューを中心に韓人会の会長選挙や日本街の保存委員会や商店会、日本街のフェスティバルなどの企業活動を紹介している。そこから在米コリアンがジャパントウンにおいてどのような位置にあるのかということを明らかにした。第4章「在米アジア系若年層の日本街」では、若年層のアジア系2世にとってのジャパントウンでの活動に注目し、かれらとジャパントウンとの関わりについて論じている。第5章「境界領域を人類学する」では、第2章から4章までのデータをもとに、当事者対象の対象になりにくいジャパントウンの在米コリアンなどの日常の営みを「境界領域」と規定し分析している。

このように本書の特徴は、サンフランシスコ日本街という日系の商空間に、1980年代から在米コリアンのスモール・ビジネスや不動産の取得が顕著になっているという「今、ここ」の状況を説明しようとした。著者はアフィニティ空間 (affinity space) という情報教育技術分野で「ソーシャルメディアを介した人々の相互関係や学びのプロセスを説明」(P14) のために使われた概念からジャパントウンの状況を捉えてみようとした。ここでいうアフィニティ空間とは「共通の目的や関心にもとづく関係性が、人種や階層、ジェンダー、年齢、また障がいの有無にもとづくアイデンティティよりも優先」(P15) される空間である。つまり、在米アジア系マイノリティたちにとってサンフランシスコの日本街というスペースは、生活の利便性や生業などといった共通の利益を生み出す空間であり、それには、日系人やコリアンやチャイ

ニーズと言った民族やジェンダーに関わりないのであるかのように見える。

このようなアフィニティ空間で繰り広げられている営為を、日系のエスニック空間として捉える研究では「ジャパントウンのコリアン化」という言説で説明しようとしている。これらの言説に対して著者は、このような捉え方は朝鮮半島出身者を他者と見なし、かれらをジャパントウン構築の行為主体として見ていないと指摘している (P41)。

他方、在米コリアン研究ではどのように捉えているのだろうか。これまでの在米コリアン研究は、「なぜ、そしてどのように家族経営中心の食料雑貨店や衣料品店、酒屋、クリーニング屋といった小売サービス業を主体とするスモール・ビジネスに多くの在米コリアンが従事し成功してきたのか」(P44) という問いに関するものが多い。これは、在米コリアンを勤勉な「モデル・マイノリティ」としてイメージ付けられてきたことに関連し、そこから「ミドルマン・マイノリティ」という概念を用いて、低階層の移民であった日本や中国からの移民をコリアンと比較し、比較的高学歴の中・上流の階層であることが強調されてきた。しかし、1980年代後半以降は韓国でやっていけなくなった人たちが、アメリカに来るといったケースもあり、かれらは教会を中心に構築されている在米コリアンコミュニティたちからは距離を置いている。著者はジャパントウンでのフィールドワークから、このような人たちの姿を発見した。

本書は、サンフランシスコ日本街という日系人商空間に、非日系人の参画によって現れたさまざまな現象を、マイノリティの営為を中心に解明しようとしたものだ。これまでの日系移民研究やエスニックタウン研究では看過されてきたマイノリティたち、そして、在米コリアン研究の対象外とされたてきたコリアンの営みがそれである。複数のエスニックの境界の狭間に位置する本研究の意義は決して小さくないだろう。本研究の成果は、現在大阪のコリアンタウンなどのエスニックタウンで起こっている現象、つまり、多様なアイデンティティを持つ人たちがコリアンタウンという商

空間に集う現象を解明するのに大きな示唆を与えるだろうと期待している。

ただ、今後の課題としてサンフランシスコのジャパントウンのアフィニティ空間として捉えるならば、そのような空間を日系人たちはどのように受け止めているのかについての言及が必要ではないだろうか。日系人の営みがもう少し見えてくれば、アフィニティ空間の主役たちが出そうのではないだろうか。

国際高麗学会日本支部

2014 年度

学会活動

●学術大会

国際高麗学会日本支部 第 18 回 学術大会

日時：2014 年 6 月 8 日（日）10：00～17：30

場所：大阪教育大学天王寺キャンパス中央館

プログラム：

〔午前の部〕 10:00～11:45 自由論題報告

< 212 教室 > 司会 鄭雅英（立命館大学）、蔡徳七（大阪大学）

1. 洪じょんうん（大阪大学大学院 人間科学研究科）

「韓国の徴兵制と在日コリアン－「国民」の構成をめぐる包摂と排除の政治学－」

2. 鄭育子（東京大学大学院 人文社会系研究科）

「在日韓国学校の変容と在日コリアンのまなざし－在日コリアンが韓国学校で韓国語を学ぶということ－」

3. 任正嫻（朝鮮大学校理工学部）

「1930 年代朝鮮における科学運動と漢医学復興運動」

< 213 教室 > 司会 森類臣（立命館大学）、高正子（神戸大学）

1. ソウル支会報告 1 김성민（서울지회 부회장, 건국대 철학과 교수）

" 인문학적 상상력으로 본 통일 "

2. ソウル支会報告 2 황상익（서울지회 지회장, 서울대 의학과 교수）

" 경모궁, 사도세자, 정조 그리고 일제 침략 "

◎第 8 回理事会 12:00～12:45 1 階会議室

◎第 18 回総会 13:00～13:30 214 教室

〔午後の部〕 13:30～17:30 214 教室

シンポジウム 「ヘイト・スピーチ、排外主義の台頭と在日コリアン」

シンポジウム報告者および報告テーマ：

1. 金尚均（龍谷大学法科大学院）

「京都朝鮮学校襲撃事件と裁判の意味」

2. 樋口直人（徳島大学総合科学部）

「日本政治と排外主義運動：剥奪による説明を越えて」

3. 師岡康子（弁護士）

「国際人権基準におけるヘイト・スピーチ規制と日本」

コメンテーター：文京洙（立命館大学国際関係学部）、中村一成（ジャーナリスト）

司会：伊地知紀子（大阪市立大学）

●人文社会研究部会

第 77 回人文社会研究部会

日時：2014 年 5 月 10 日（土）17：00～

場所：大阪教育大学天王寺キャンパス中央館 4 階 416

報告者：金根植（慶南大学校政治外交学科 教授）

主題：「朴槿恵政権下の南北関係、現状と課題」

第 78 回人文社会研究部会

日時：2014 年 12 月 13 日（土）15：00～

場所：大阪教育大学天王寺キャンパス中央館 4 階 415 室

報告者：総谷智雄（神戸医療福祉大学 教授）

主題：「在日コリアン一世としての作家・立原正秋」

第 79 回人文社会研究部会

日時：2015 年 1 月 31 日（土）15：00～

場所：大阪市立大学梅田サテライト 創造都市研究科 104 教室

報告者：宮島美花（香川大学経済学部 准教授）

主題「中国朝鮮族の移動と、日本在住の朝鮮族の暮らし」

●科学技術研究部会

第 53 回科学技術研究部会

日時：2014 年 8 月 2 日（土）17：00～

場所：京都大学理学部 6 号館 272 号室

報告者：金秀基（京都大学 大学院医学研究科 消化器内科 博士後期課程 3 年）

主題：「肝幹細胞／前駆細胞への遺伝子異常の蓄積が肝癌の発生に果たす役割」

第 54 回科学技術研究部会

日時：2014 年 12 月 20 日（土）17：00～

場所：京都大学理学部 6 号館 272 号室

報告者：琴梨世（京都大学 大学院農学研究科 農学専攻 博士後期課程 2 年）

主題：「イネ非自律性転移因子 mPing が制御する選択的スプライシングの解析」

第 55 回科学技術研究部会

日時：2015 年 2 月 14 日（土） 17：00 ～

場所：京都大学理学部 6 号館 272 号室

報告者：裴 峻九（京都大学 大学院農学研究科 博士後期課程 3 年）

主題：「セルロースバイオマスの高効率分解系の構築」

●人文社会研究部会・科学技術研究部会 共同主催

日時：2014 年 5 月 24 日（土） 17：00 ～

場所：京都大学理学部 6 号館 272 号室

報告者：柳美佐（京都大学 大学院 人間・環境学研究科）

主題：「移民子女の言語教育とアイデンティティー – 朝鮮学校における継承語教育を中心に –」

1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

2. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし作品のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

3. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

4. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参照文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

5. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文（タイトル、氏名含む）、注、参照文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード（日本語および英語）を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文 50枚以内＋日本語要旨（400～800字）、英語要旨（800～1000語）＋キーワード（日本語および英語）

研究ノート 50枚以内

キルチャビ 20枚以内

書評 5～15枚

6. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のe-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

7. 抜き刷り

本誌は国際高麗学会日本支部会員には1部ずつ、論文、研究ノート各1本につき1部配布する。抜き刷りをご希望の場合は別途有料となるので、投稿の際に申し添えること。

8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することにも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿は下記宛に提出すること。

国際高麗学会 日本支部事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田 506号

tel 06-6314-3775 fax 06-7660-7980

isksj@ams.odn.ne.jp <http://www.isks.org/>

投稿などに関する問い合わせは、上記住所の支部事務局にお願いします。

11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

(2014年6月30日)

国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』 執筆規定

2014年6月30日一部改訂

1. 本文

(1) 基本用語

- 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

(2) 数字

- 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

(3) 見出し

- 章はアラビア数字で1、2、3・・・と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- 章以下の節は（1）、（2）、（3）の順で表す。
- 節以下の項はa、b、cの順で表す。

（例）第1章⇒1、第1節⇒（1）、第1項⇒a

2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

3. 文献引用

（1）本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

（例）文献全体を示す場合

鈴木 [2005], 朴統一 [2011] によれば・・・

文献の一部を示す場合

…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11 – 13]。

（2）2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記（1）のように

表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)

…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001年1月]。

…と指導者は発言している [『労働新聞』2012年4月16日]。

4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、方カッコ付アラビア数字で表示する。

(例) 1)、2)、3)・・・

5. 図表

図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

6. 参考文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参考文献」として本文の最後に一括して表示する。参考文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の50音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参考文献については、著者名・(刊行年)・書名・号数(発行年月日を入れてもよい)・発行所・頁等で示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律クォーテーション・マークで括る。

(例)

単行本の場合

・朴一(2005)『朝鮮半島を見る眼―「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123-125.

・이광우(2004)『신경과학』법문사, pp.153.

・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

論文の場合

・文京洙(2005)「戦後60年と在日朝鮮人 “国民” の呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8-9.

・김신일(1991)「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11-18.

・Min, Pyong Gap. (2001). “Koreans in New York: An ‘Institutionally Complete’ Community.” *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.

・Koh, Y.S. (2008). “Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean “Chaebols””, *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

編集後記

学会誌の土台を見事に作り上げた鄭雅英前編集委員長から編集委員長を引き継ぎ、学会誌編集を1年かけて担当させていただきました。今号からは、編集委員長のサポート役に総谷智雄先生と森類臣先生に入っていただくことで編集作業も概ね予定通りに進めることができました。この場で改めてお二人に御礼申し上げます。そして何よりも、創刊号と第2号という創世記を生み出すことの困難を一人で乗り越えられた鄭雅英先生なくしては、見通しを立てて作業を進めることはできなかったと強く思う次第です。／さて、第3号の特集は「ヘイト・スピーチ、排外主義の台頭と在日コリアン」というホット・イシューをめぐって各分野で卓越した論考を発信しておられる3名の方々に文章を寄せていただき充実した構成になりました。この特集は2014年全国大会でのシンポジウムをベースとしたものですが、その後ヘイト・スピーチ規制に向けた意見書が各自治体議会で採択されるなど、まだまだ注視すべき状況です。／一方で、投稿論文についてはすべて残念な結果となり、研究ノート2本にとどまりました。次号への投稿〆切は2015年8月末日ですので多くの投稿をお待ちしております。／今年は朝鮮解放70年、日韓条約50年目を迎える節目の年となります。改めてこの間の歩みを振り返り、「軍靴の音が聞こえない」社会へ向けて各地各界でさまざまな取り組みや議論が積まれることを願います。 (伊地知紀子)

『コリアン・スタディーズ』編集委員

文京洙

高正子

朴一

高龍秀

鄭雅英

蔡徳七

総谷智雄

裴光雄

森類臣

伊地知紀子 (編集委員長)

コリアン・スタディーズ

第3号

Korean Studies No.3

頒価 1,000 円

2015 年 6 月 1 日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒530-0047

大阪市北区西天満 4 丁目 5-5

マーキス梅田 506 号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail isksj@ams.odn.ne.jp

発行者 国際高麗学会日本支部会長 高龍秀

編集代表者 伊地知紀子

装丁 金文男

制作 有限会社 閏月社